

北海商報社調查部編

最新  
海產物最高販賣價格一覽

始





特256  
394

目次

生鮮魚介類	.....	一
同 北海道價格	.....	三
冷凍魚介類	.....	三
鹽干魚介類	.....	三
魚介漬物北海道協定價格	.....	三
干鰯北海道產地價格	.....	三
生干鰯北海道價格	.....	九一
のし明太北海道協定價格	.....	九三
皮附味の肴北海道協定價格	.....	九四
のし柔魚北海道協定價格	.....	九五





鹽 鮭 鱒	.....	九六
乾貝柱、乾藤子、海參、乾鮑	.....	一〇一
昆 布	.....	一〇四
昆布北海道產地價格	.....	一〇八
昆布樺太產地價格	.....	一一二
北海道產申面價格	.....	一一九
海藻類北海道協定價格	.....	一二〇
若 布	.....	一三三
若布製品	.....	一三三
乾海苔、燒海苔	.....	一三六
青海苔	.....	一三四
北海道產乾海苔	.....	一三五
鰹節類雜節及削節	.....	一三八
佃煮類調味噌	.....	一四三
海苔佃煮燻詰	.....	一五一
水產食料罐詰	.....	一五二
水產食料燻詰	.....	一五七
鱈油及鯊油	.....	一八二
魚油、海獸油	.....	一八四
魚肥料及魚粉末	.....	一八八
北海道產鱈生玉粕	.....	一九六
干鱈及同粉末	.....	一九七



中央卸賣市場特設賣場價格……………101

蒲鉾、竹輪、半片……………改正價格……………101

附錄 水產物配給統制關係規則……………107

勅令物資統制令……………107

農林省令鮮魚介配給統制規則……………115

同 水產物配給統制規則……………111

北海道水產物配給統制規則……………116

同 鮮魚介配給統制規則(要綱)……………110

## 生鮮魚介類

◎農林省告示第六百四十號 昭和十六年九月五日  
 昭和十五年九月 農工商省告示第十六號 昭和十六年九月十日ヲ以テ之ヲ廢止

### 食用鮮魚介類最高販賣價格

一 指定陸揚地及指定消費地最高販賣價格

まかじき、其 他ノかじき 類(ばせうか じき及めかじ きヲ除ク)	指定陸揚地、卸賣業者最高販賣價格		指定陸揚地、小賣業者最高販賣價格	
	(イ) 販賣價格 (正味一貫當)	(ロ) 販賣價格 (正味二〇〇匁當)	(ハ) 販賣價格 (正味一貫當)	(ニ) 販賣價格 (正味二〇〇匁當)
十月—三月	丸身 四・二五 車切 四・八〇	丸身 〇・八五 車切 〇・八五	丸身 五・二〇 車切 六・三〇	丸身 〇・六二 車切 一・〇〇
四月—六月	丸身 四・四二 車切 五・三〇	丸身 〇・五三 車切 〇・八五	丸身 五・五〇 車切 六・七〇	丸身 〇・六二 車切 一・〇〇
七月—九月	丸身 四・四二 車切 五・三〇	丸身 〇・五三 車切 〇・八五	丸身 五・五〇 車切 六・七〇	丸身 〇・六二 車切 一・〇〇
十月—三月	丸身 四・二五 車切 四・八〇	丸身 〇・八五 車切 〇・八五	丸身 五・二〇 車切 六・三〇	丸身 〇・六二 車切 一・〇〇

指定陸揚地最高販賣價格適用道府縣名  
 北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、三重、和歌山、山口、高知、福岡、長崎、宮崎及鹿児島ノ各道府縣

岡山、廣島及香川ヲ除キタル各道府縣



四月―九月  
 丸切身 二・九七  
 車切身 三・五五  
 切身 〇・三二  
 右ニ同ジ  
 丸切身 三・五〇  
 車切身 四・二〇  
 切身 〇・四五

きはだ  
 七月―九月  
 丸切身 四・二五  
 車切身 五・八〇  
 切身 〇・四七  
 北海道、青森、秋田、山形、新潟、愛知、岡山、廣島及香川ヲ除ク各府縣  
 丸切身 五・〇〇  
 車切身 六・七〇  
 切身 一・〇五

十月―六月  
 丸切身 二・九八  
 車切身 三・五五  
 切身 〇・三四  
 右ニ同ジ  
 丸切身 三・七五  
 車切身 四・二〇  
 切身 〇・四〇

ばせうかじき  
 丸切身 三・四〇  
 車切身 四・二五  
 切身 〇・四三  
 北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、三重、和歌山、山口、高知、福岡、長崎、宮崎及鹿兒島ノ各道府縣  
 丸切身 四・〇〇  
 車切身 五・〇〇  
 切身 一・〇五

めばち  
 丸切身 二・九七  
 車切身 三・五五  
 切身 〇・三四  
 青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、三重、和歌山、山口、徳島、高知、福岡、宮崎及鹿兒島ノ各道府縣  
 丸切身 三・五〇  
 車切身 四・二〇  
 切身 〇・四五

めかじき  
 丸切身 二・〇〇  
 車切身 二・三五  
 切身 〇・二四  
 北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、三重、和歌山、徳島、愛媛、高知、長崎、宮崎及鹿兒島ノ各道府縣  
 丸切身 二・五〇  
 車切身 三・三〇  
 切身 〇・三八

まかじき、其ノ他ノかじき類(ばせうかじき及めかじきヲ含ム)、まぐろ、きはだ及めばちニ付丸ノ價格ハ一尾正味五貫以上ノモノニ在リテハ内臓及鰓ヲ除去シタルモノノ價格トシ一尾正味五貫未満ノモノニ在リテハ内臓鰓附ノモノノ價格トシ一尾正味五貫以上ノモノノ内臓及鰓附ノモノノ價格ハ丸ノ價格ノ一割五分下ゲノ價格トシ内臓ヲ除去シ鰓ノ附キタルモノハ一割下ゲノ價格トス  
 まかじき其ノ他ノかじき類(ばせうかじき及めかじきヲ含ム)、まぐろ、きはだ及めばちニ付切身トハ頭部(鰓蓋ヲ含ム)、内臓、尾部、鰭、かま(頭部ノ附根ノ骨)及脊椎骨ヲ除去シタルモノヲ謂ヒ、車切トハ頭部(鰓蓋ヲ含ム)内臓、尾部、鰭及かま(頭部ノ附根ノ骨)ヲ除去シ切斷シタルモノヲ謂フ

びんなが 丸 一・六〇  
 切身 〇・三二  
 岩手、宮城、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、三重、和歌山及高知ノ各府縣  
 丸 二・〇〇  
 切身 〇・四五  
 しららを 丸 一・四・八〇  
 丸 一・五七  
 各道府縣  
 丸 一・七・〇〇  
 丸 一・八〇



まだい	丸一三〇五	切身一四〇	各道府縣	丸一五〇〇	切身一八〇〇
あまだい	丸八七〇	切身〇九六	各道府縣	丸一〇〇〇	切身一四一〇
きじはた(あ こ又ハほしは た)	丸六九六	切身〇七八	各道府縣	丸八〇〇	切身一〇九〇
すすき	丸六九六	切身一〇七八	各道府縣	丸八〇〇	切身一〇九〇
ちだい(はな だい)	丸六九六	切身〇七八	各道府縣	丸八〇〇	切身一〇九〇
めいちだい	丸六九六	切身〇七八	各道府縣	丸八〇〇	切身一〇九〇
まなかつを	丸五九五	切身〇六八	各道府縣	丸七〇〇	切身一〇八〇
たまみ(くち みだい)	丸五九五	切身〇六八	各道府縣	丸七〇〇	切身一〇八〇
ひらめ	丸五五三	切身〇六三	北海道 各府縣	丸六五〇	切身一〇七五

(4)

かんばち(あ かばな)	丸五〇一	切身〇六三	各道府縣	丸六〇〇	切身一〇七〇
はも	丸五〇一	切身〇六三	北海道、青森、岩手、宮 城、秋田、山形、福島、東 京、新潟、富山、石川、福 井及京都ヲ除ク各府縣	丸六〇〇	切身一〇七〇
さわら(ひ らさわらヲ含 ム)	丸五〇一	切身〇六三	北海道、青森、岩手、宮 城、秋田、山形及新潟ヲ 除キタル各府縣	丸六〇〇	切身一〇七〇
其ノ他ノさわ ら類	丸二九八	切身〇三九	各道府縣	丸三五〇	切身〇四五
くろだい	丸四五五	切身〇八五	北海道、青森、岩手、宮 城、秋田、山形、福島及 茨城ヲ除キタル各府縣	丸五三五	切身一〇六四
ひれこだい (ひらちこだい 又ハあびす だい)	丸四五五	切身〇八五	各道府縣	丸五〇〇	切身〇七〇
さより	丸四五五	切身〇八五	各道府縣	丸五〇〇	切身〇七〇
きす	丸四五五	切身〇八五	各道府縣	丸五〇〇	切身〇七〇
こしよくだい	丸四五五	切身〇八五	各道府縣	丸五〇〇	切身〇七〇

(5)







は ま ち 丸 四・二五丸 〇・五一  
 兵庫、和歌山、岡山、廣島、山口、徳島、香川、愛媛、高知ノ各縣 五・〇〇丸 〇・六〇

本表ノはまちハ重量一尾正味一〇〇匁以上三五〇匁未滿ノぶりニシテ和歌山、大阪、京都、兵庫、岡山、廣島、山口、愛媛、香川、徳島及高知ノ各府縣ニ限り九月一日ヨリ翌年一月三十一日迄ノ期間適用スルモノヲ謂フ  
 切身ハぶりノ價格ニヨル

い	さ	き	丸	二・九八丸	〇・三八	各道府縣	丸	三・五〇丸	〇・四五		
か	ま	す	類	丸	二・九八丸	〇・三八	各道府縣	丸	三・五〇丸	〇・四五	
か	さ	ご	丸	二・九八丸	〇・三八	各道府縣	丸	三・五〇丸	〇・四五		
め	ば	る	丸	二・九八丸	〇・三八	各道府縣	丸	三・五〇丸	〇・四五		
ぎ	ん	ぼ	丸	二・九八丸	〇・三八	各道府縣	丸	三・五〇丸	〇・四五		
か	わ	は	ぎ、う	丸	二・九八丸	〇・三八	各道府縣	丸	三・五〇丸	〇・四五	
ま	づ	ら、其	ノ	丸	二・九八丸	〇・三八	各道府縣	丸	三・五〇丸	〇・四五	
他	ノ	かわ	は	ぎ	丸	二・九八丸	〇・三八	各道府縣	丸	三・五〇丸	〇・四五
類	(	さん	の	じ	丸	二・九八丸	〇・三八	各道府縣	丸	三・五〇丸	〇・四五
ヲ	除	ク)			丸	二・九八丸	〇・三八	各道府縣	丸	三・五〇丸	〇・四五
さ	ん	の	じ	丸	一・六〇丸	〇・二一	各道府縣	丸	二・〇〇丸	〇・二六	

れんこだい  
 丸 二・八五丸 〇・三七  
 丸 二・九五丸 〇・三八  
 山口、福岡及長崎ノ各縣  
 鳥取、島根、高知、佐賀、熊本、大分、宮崎及鹿兒島ノ各縣 丸 三・四〇丸 〇・四四

いとより  
 丸 二・八五丸 〇・三七  
 丸 二・九五丸 〇・三八  
 山口、福岡及長崎ノ各縣  
 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、新潟、岡山、廣島、山口、福岡及長崎ヲ除キタル各府縣 丸 三・四〇丸 〇・四四

いぼだい  
 丸 二・七三丸 〇・三六  
 千葉、神奈川、静岡、三重、山口、徳島、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎及鹿兒島ノ各縣 丸 三・二〇丸 〇・四二

ぼら  
 丸 二・五五丸 〇・三三  
 丸 二・五五丸 〇・三三  
 丸 二・五五丸 〇・三三  
 各道府縣 丸 三・〇〇丸 〇・三九

きゆうせん、  
 てんす、其ノ  
 他ノべら類、  
 (いら及かん  
 たいヲ除ク)  
 丸 二・五五丸 〇・三三  
 各道府縣 丸 三・〇〇丸 〇・三九



いしがきだい	丸	二・一六	切身	〇〇・四二	各道府縣	丸	二・七〇	切身	〇〇・三五
うめいろ	丸	二・一六	切身	〇〇・二八	各道府縣	丸	二・七〇	切身	〇〇・三五
(うめいろ)	丸	二・一六	切身	〇〇・四三	各道府縣	丸	二・七〇	切身	〇〇・三五
さけ	丸	二・〇〇	切身	〇〇・二六	北海道、青森、岩手及宮城ノ各縣	丸	二・五〇	切身	〇〇・三三

本表ノ特産さけヲ除ク

特産 さけ	丸	四・五〇	切身	〇〇・八五		丸	四・五〇	切身	〇〇・八五
-------	---	------	----	-------	--	---	------	----	-------

秋田、山形、新潟、富山、石川及福井ノ各縣内産ノモノニシテ同一縣内ニ於テ引渡ス場合ニ  
 限リ福井、富山、石川、新潟、山形及秋田ノ各縣ニ於テ適用スルモノヲ謂フ  
 ほんます 丸 一・六〇 丸 〇〇・二一 北海道、青森、岩手及宮城ノ各縣  
 切身 〇〇・三二

びわます、やまめ、あめます及本表ノ特産ほんますヲ除ク  
 特産ほんます 丸 五・〇〇 丸 〇〇・六〇  
 切身 〇〇・九〇

秋田、山形、新潟、富山、石川、福井ノ各縣内産ノモノニシテ同一縣内ニ於テ引渡ス場合ニ  
 限リ福井、富山、石川、新潟、山形及秋田ノ各縣ニ於テ適用スルモノヲ謂フ

うみたなご	丸	二・〇〇	丸	〇・二六	各道府縣	丸	二・五〇	丸	〇・三三
-------	---	------	---	------	------	---	------	---	------

にべ	丸	一・八五	切身	〇〇・二二	山口、福岡及長崎ノ各縣	丸	二・三〇	切身	〇〇・二八
たかべ	丸	一・八四	丸	〇・二四	各道府縣	丸	二・三〇	丸	〇・三〇
(めじろを)	丸	一・八四	切身	〇〇・二四	各道府縣	丸	二・三〇	切身	〇〇・三〇
あいご	丸	一・八四	丸	〇・二四	各道府縣	丸	二・三〇	丸	〇・三〇
たかさご	丸	一・八四	丸	〇・二四	各道府縣	丸	二・三〇	丸	〇・三〇
ほうぼう	丸	一・七一	丸	〇・二二	各道府縣	丸	二・一四	丸	〇・二八
いしなぎ	丸	一・六八	切身	〇〇・二二	各道府縣	丸	二・一〇	切身	〇〇・二七
しいら	丸	一・六〇	切身	〇〇・三六	各道府縣	丸	二・一〇	切身	〇〇・四五
ひめじ	丸	一・六〇	丸	〇・二一	各道府縣	丸	二・〇〇	切身	〇〇・二六
ひいらぎ(に)	丸	一・六〇	丸	〇・二一	各道府縣	丸	二・〇〇	丸	〇・二六
いらぎ(おき)	丸	一・六〇	丸	〇・二一	各道府縣	丸	二・〇〇	丸	〇・二六
いらぎ(含ム)	丸	一・六〇	丸	〇・二一	各道府縣	丸	二・〇〇	丸	〇・二六
ほしがれい	丸	五・〇五	丸	〇・五九	北海道	丸	六・〇〇	丸	〇・七〇
(へいじがれい)	丸	五・一〇	丸	〇・六〇	北海道ヲ除キタル各府縣	丸	六・〇〇	丸	〇・七〇



めいたかれい	丸	四・二〇丸	〇・五〇	北海道 ヲ除キタル	丸	五・〇〇丸	〇・六〇
まこがれい (あまてがれい)	丸	三・三五丸	〇・四二	北海道 ヲ除キタル	丸	四・〇〇丸	〇・五〇
いしがれい	丸	二・六七丸	〇・三三	北海道 ヲ除キタル	丸	三・二〇丸	〇・四〇
めいしかわがれい	丸	二・七二丸	〇・四三	北海道 各府縣	丸	三・二〇丸	〇・四〇
やなぎむしか (ささか)	丸	一・九五丸	〇・二五	北海道	丸	二・五〇丸	〇・三三
れい(みむしが)	丸	二・〇〇丸	〇・二六	北海道 ヲ除キタル	丸	二・五〇丸	〇・三三
れい(ひれが)	丸	二・〇〇丸	〇・二六	北海道 各府縣	丸	二・五〇丸	〇・三三
ろがれい(かん)	丸	一・二五丸	〇・一五	北海道 ヲ除キタル	丸	一・五〇丸	〇・二〇
ぞうひらめ)	丸	一・二〇丸	〇・一六	北海道 各府縣	丸	一・五〇丸	〇・二〇
其ノ他ノかれい類	丸	一・二〇丸	〇・一六	北海道 各府縣	丸	一・五〇丸	〇・二〇
まつかわかれい切身	切身	〇・四二		各道府縣	切身	〇・五五	

まつかわかれい 以外ノかれい類切身	切身	〇・二二		各道各縣	切身	〇・二八	
しまあじ	丸	六・九六丸	〇・七八	各道府縣	丸	八・〇〇丸	〇・九〇
まるあじ(あおあじ)	丸	二・九八丸	〇・三八	各道府縣	丸	三・五〇丸	〇・四五
まあじ	丸	一・八〇丸	〇・二三	北海道、秋田、山形及岡 山ヲ除キタル各府縣	丸	二・二五丸	〇・二九
ひらあじ、おあか、あかせ、めあじ、おに、あじ、まるえ、ば、ながえ、ば、かいわり、こ、ばんあじ、其ノ他ノあじ類	丸	一・八〇丸	〇・二三	各道府縣	丸	二・二五丸	〇・二九
(むろあじ、しまあじ及まるあじヲ除ク)	丸	一・八〇丸	〇・二三	各道府縣	丸	二・二五丸	〇・二九
むろあじ	丸	一・一一丸	〇・一四	各道府縣	丸	一・三九丸	〇・一八
まかつを	丸	一・五六丸	〇・二八	各道府縣 青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、三重、和歌山、徳島、愛媛、高知、長崎、宮崎及鹿兒島ノ各府縣	丸	一・九五丸	〇・二五



きつねかつを丸 一・五六丸 切身 〇〇・二八〇  
 (はかつを)

とびうを丸 一・五六丸 〇〇・二〇  
 北海道 福島、茨城、愛知、兵庫(瀬戸内海側) 岡山、広島及香川ヲ除キタル各府縣

四月一日ヨリ六月三十日迄ノ期間ノかくとびハ三割上ゲトス

さんま丸 一・四四丸 〇〇・一九  
 北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、三重、和歌山及高知ノ各道府縣

さば大丸 一・二六丸 〇〇・一六  
 北海道、山形、東京、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、熊本及大分ヲ除キタル各府縣

さば小丸 〇〇・八九丸 〇〇・二二  
 北海道、山形、東京、香川、愛媛、山口、徳島、福岡、佐賀、熊本及大分ヲ除キタル各府縣

さば丸 〇〇・九一丸 〇〇・二二  
 山形、東京、徳島、愛媛、佐賀、熊本及大分ノ各府縣

大トヘ一尾正味八〇匁以上ノモノヲ謂ヒ、小トヘ一尾正味八〇匁未満ノモノヲ謂フ  
 鰹及内臓ヲ除去シタルモノノ價格ハ二割上ゲトス

たちうを丸 一・三六丸 切身 〇〇・二四八  
 各道府縣

えそ丸 一・三五丸 〇〇・一七  
 山口、福岡及長崎ノ各府縣

ぎす丸 一・三五丸 〇〇・一七  
 東京、山口、福岡及長崎ヲ除キタル各道府縣

あこうだい丸 一・二八丸 切身 〇〇・二八  
 各道府縣

きんめだい丸 一・二八丸 切身 〇〇・二八  
 各道府縣



このしろ丸	一・二八丸	〇・一六	各道府縣	丸	一・六〇丸	〇・二〇
すま(やいと)	一・二〇丸	〇・二一	各道府縣	丸	一・五〇丸	〇・二〇
まとうだい、 かがみだい	一・二〇丸	〇・一六	各道府縣	丸	一・五〇丸	〇・二〇
ふだ	一・二〇丸	〇・二四	各道府縣	丸	一・五〇丸	〇・二〇
かんだい(こ ぶだいヲ含ム い)	一・二〇丸	〇・二四	各道府縣	丸	一・五〇丸	〇・二〇
たかのほ	一・二〇丸	〇・一六	各道府縣	丸	一・五〇丸	〇・二〇
ぐち(いしも ち、きぐち、し ろぐち及くろ ぐちヲ含ム)	一・〇七丸	〇・一三	山口、福岡及長崎ノ各 縣	丸	一・四〇丸	〇・一七
めぬけ(さん ごめぬけ、ば らめぬけ及こ うじめぬけヲ 含ム)	一・〇五丸	〇・一四	北海道、青森及岩手ノ 各道府縣	丸	一・三五丸	〇・一七
かながしら	一・〇二丸	〇・一三	北海道、青森及岩手ヲ 除キタル各道府縣	丸	一・二八丸	〇・一七

あかえい	〇・九八丸	〇・一三	各道府縣	丸	一・二二丸	〇・一六
そうたがつを (めじか、うづ わ、しぶわ等 ノまるそうだ がつを及ひら そうたがつを ヲ含ム)	〇・九六丸	〇・一八	岡山、廣島及香川ヲ除 キタル各道府縣	丸	一・二〇丸	〇・一六
あんこう	〇・九四丸	〇・一四	各道府縣	丸	一・一七丸	〇・一五
かたわし	〇・九〇丸	〇・一二	各道府縣	丸	一・一五丸	〇・一五
はましまかつ を(エチオピ ヤ)	〇・九〇丸	〇・二三	各道府縣	丸	一・一五丸	〇・一五
切身トハ皮ヲ剥グ頭部(鰓蓋ヲ含ム)内臓及尾部ヲ除去シ切斷シタルモノヲ謂フ						
まだら	〇・八〇丸	〇・二一	北海道	丸	一・一〇丸	〇・一五
丸	〇・八五丸	〇・二二	青森、岩手及宮城ノ各 縣	丸	一・一〇丸	〇・一五
丸	〇・九〇丸	〇・二二	秋田、山形、福島、新潟、 富山、石川及福井ノ各 縣	丸	一・一〇丸	〇・一五



頭ノモノハ二割上ゲトス

すけとうだら	丸	〇・六〇	丸	〇・六〇	〇・〇八
	丸	〇・六五	切丸	〇・〇九	〇・〇八
	丸	〇・七〇	切丸	〇・〇九	〇・〇八
	丸	〇・七〇	切丸	〇・〇九	〇・〇八
	丸	〇・七〇	切丸	〇・〇九	〇・〇八

無頭ノモノハ二割上ゲトス

ほ	丸	〇・八〇	丸	〇・八〇	〇・〇一
く	丸	〇・八〇	丸	〇・八〇	〇・〇一
き	丸	〇・八〇	丸	〇・八〇	〇・〇一
う	丸	〇・八〇	丸	〇・八〇	〇・〇一
に	丸	〇・五五	丸	〇・五五	〇・〇七
ま	丸	〇・四八	丸	〇・四八	〇・〇七
あ	丸	〇・五三	丸	〇・五三	〇・〇七

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、東京、長崎、香川、岡山、廣島、徳島、香川、愛媛、徳島、香川、愛媛、各道府縣

大トハ全長七寸以上ノモノヲ謂ヒ小トハ全長七寸未満ノモノヲ謂フ

ど	丸	三・五〇	丸	三・五〇	〇・四六
こ	丸	三・一〇	丸	三・一〇	〇・四七
ふ	丸	三・一〇	丸	三・一〇	〇・四七
ふ	丸	一・八〇	丸	一・八〇	〇・二三
あ	丸	四・四〇	丸	四・四〇	〇・五三
ま	丸	二・九八	丸	二・九八	〇・三八
い	丸	二・〇〇	丸	二・〇〇	〇・二六
や	丸	二・〇八	丸	二・〇八	〇・二七
ん	丸	二・一三	丸	二・一三	〇・二八

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、東京、長崎、香川、岡山、廣島、徳島、香川、愛媛、徳島、香川、愛媛、各道府縣



するめいか

丸 一・四〇丸 〇・一八  
丸 一・四四丸 〇・一九  
丸 一・四八丸 〇・一九  
北海道、岩手及長崎ノ各  
縣、青森、岩手、茨  
城、東京、兵庫、瀬戸内  
海側、和歌山、岡山、廣  
島、徳島、香川、愛媛及  
長崎ヲ除キタル各府縣

丸 一・八〇丸 〇・二三

其他ノいか類

丸 一・〇〇丸 〇・一三  
各道府縣  
丸 一・三〇丸 〇・一七

いひだこ

丸 二・五五丸 〇・三三  
各道府縣  
丸 三・〇〇丸 〇・三九

またこ(北海  
またこヲ含ム  
てながたこ

丸 二・二〇丸 〇・二九  
各道府縣  
丸 二・六八丸 〇・三五  
(20)

其他ノたこ類

丸 一・八五丸 〇・二四  
北海道  
丸 二・三〇丸 〇・三〇  
北海道ヲ除ク各府縣

たこ類

丸 三・九〇丸 〇・四二  
各道府縣  
丸 四・二〇丸 〇・五二

ゆるまえび、  
くまえび(あ  
しあかえび)、  
すえび(しら  
さえび)

丸 一・六五〇丸 一・七四  
熊本縣  
丸 一・六六〇丸 一・七五  
熊本ヲ除キタル各道府  
縣

丸 一九・〇〇丸 二・〇〇

いせえび

丸 九・三〇丸 一・〇二  
千葉、東京、神奈川、靜  
岡、愛知、三重、和歌山、  
徳島、愛媛、高知、福岡、  
佐賀、長崎、熊本、大分、  
宮崎及鹿兒島ノ各府縣

無頭いせえび

丸 一・一六・五〇丸 一・七四  
右ニ同シ  
丸 一九・〇〇丸 二・〇〇

頭部及脚部ヲ除去シタルモノヲ謂フ

丸 一・一六・五〇丸 一・七四  
右ニ同シ  
丸 一九・〇〇丸 二・〇〇

しまえび

丸 五・九五丸 〇・六八  
各道府縣  
丸 七・〇〇丸 〇・八〇

たいししょう

丸 五・五三丸 〇・六四  
山口及福岡ノ各縣  
丸 六・五〇丸 〇・七五

無頭ノモノハ七割上ゲトス

丸 五・五三丸 〇・六四  
山口及福岡ノ各縣  
丸 六・五〇丸 〇・七五

あかえび、と  
らえび、ぼた  
んえび

丸 五・一〇丸 〇・六〇  
各道府縣  
丸 六・〇〇丸 〇・七〇

あわび

丸 七・二〇丸 〇・八一  
東京、岡山、廣島及香川  
ヲ除キタル各道府縣  
丸 八・五〇丸 〇・九五

あわび

丸 五・一〇丸 〇・六〇  
右ニ同シ  
丸 六・〇〇丸 〇・七〇

大トハ一箇正味一〇〇匁以上ノモノヲ謂ヒ小トハ一箇正味一〇〇匁未満ノモノヲ謂フ

丸 五・一〇丸 〇・六〇  
右ニ同シ  
丸 六・〇〇丸 〇・七〇

とこぶし

丸 二・九〇丸 〇・三八  
東京、岡山、廣島及香川  
ヲ除キタル各道府縣  
丸 三・四二丸 〇・四四

とこぶし

丸 二・九〇丸 〇・三八  
東京、岡山、廣島及香川  
ヲ除キタル各道府縣  
丸 三・四二丸 〇・四四



か き  
剥身 二・六〇 剥身 〇・三五  
剥身 二・六五 剥身 〇・三五  
剥身 二・七〇 剥身 〇・三六

宮城、新潟、静岡、三重、  
廣島及佐賀ノ各縣  
愛知及岡山ノ各縣  
岩手、福島、茨城、千葉、  
神奈川、石川、鳥取、島  
根、山口、徳島、香川、愛  
媛、高知、福岡、長崎、熊  
本、大分及宮崎ノ各縣

剥身 三・四〇 剥身 〇・四五

さ ざ え 穀附 〇・九〇 穀附 〇・一二  
はま ぐり 穀附 〇・八〇 穀附 〇・一一

東京、岡山、廣島及香川  
ヲ除キタル各道府縣  
各道府縣  
千葉、東京、神奈川、靜  
岡、愛知、三重、兵庫、廣  
島、福岡、佐賀及熊本ノ  
各府縣

穀附 一・一七 穀附 〇・一五  
穀附 一・一〇 穀附 〇・一五  
穀附 〇・四六 穀附 〇・〇七

あ さ り 穀附 〇・二八 穀附 〇・〇四

くじら 赤肉

座頭くじら胸板肉ヲ除ク

佐賀縣ニ於テハ小川くじら肉ヲ含ム

くじら 尾身

座頭くじら胸板肉ヲ含ム

佐賀縣ニ於テハ小川くじら肉ヲ含ム

切身 二・七〇 切身 〇・三五

切身 四・五〇 切身 〇・五九

む つ 卵 一六・五〇 一・七四 各道府縣 一九・〇〇 二・〇〇  
まがつをなまり 三・〇〇 〇・三九

- (二) 指定陸揚地トハ鮮魚介配給統制規則第三條ノ規定又ハ第十六條ノ規定ニ基ク道府縣令ニ依リ農林大臣ハ地方長官ガ陸揚地トシテ指定シタル地ヲ謂フ
- (三) 指定消費地トハ鮮魚介配給統制規則第八條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定シタル地域及栃木群馬、埼玉、山梨、東京(島嶼ヲ除ク)長野、岐阜、滋賀、大阪、奈良及沖繩ノ各府縣ヲ謂フ
- (四) 指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格又ハ指定陸揚地小賣業者最高販賣價格トハ卸賣業者又ハ小賣業者ガ指定陸揚地ニ於テ本表品種ヲ引渡ス場合ノ最高販賣價格ヲ謂フ
- (五) 指定消費地卸賣業者最高販賣價格又ハ指定消費地小賣業者最高販賣價格トハ卸賣業者又ハ小賣業者ガ指定消費地ニ於テ本表品種ヲ引渡ス場合ノ最高販賣價格ヲ謂フ
- (六) 生産者又ハ其ノ團體ガ小賣業者又ハ大口需要者ニ對シ販賣スル場合ノ價格ハ本表品種ヲ指定陸揚地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格トシ指定消費地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ指定消費地卸賣業者最高販賣價格トス
- (七) 卸賣業者又ハ小賣業者ガ大口需要者ニ對シ販賣スル場合ノ價格ハ本表品種ヲ指定陸揚地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ卸賣業者ニ在リテハ指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格トシ小賣業者ニ在リテハ指定陸揚地小賣業者最高販賣價格ノ五分引トシ、指定消費地ニ於テ引渡ス場合



ニ在リテハ卸賣業者ニ在リテハ指定消費地卸賣業者最高販賣價格トシ小賣業者ニ在リテハ指定消費地小賣業者最高販賣價格ノ五分引トス

(八)

指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格又ハ指定消費地卸賣業者最高販賣價格ニハ運貨諸掛リヲ加算スルコトヲ得ズ但シ生産者若ハ其ノ團體又ハ卸賣業者ガ小賣業者又ハ大口需要者ノ庭先渡(持込)ニテ販賣スル場合ニ於テハ本表品種ヲ指定陸揚地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ運貨諸掛トシテ指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格ニ正味一貫ニ付七錢ヲ指定消費地ニ於テ本表品種ヲ引渡ス場合ニ在リテハ指定消費地卸賣業者最高販賣價格ニ正味一貫ニ付十二錢ヲ加算スルコトヲ得指定陸揚地小賣業者最高販賣價格又ハ指定消費地小賣業者最高販賣價格ニハ運貨諸掛ヲ加算スルコトヲ得ズ

(九)

生産者若ハ其ノ團體又ハ卸賣業者ガ大口需要者以外ノ消費者ニ對シ販賣スル場合ノ價格ハ本表品種ヲ指定陸揚地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ指定陸揚地小賣業者最高販賣價格トシ、指定消費地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ指定消費地小賣業者最高販賣價格トス但シ鮮魚介類一口正味五貫以上又ハ二〇圓以上ヲ販賣スル場合ノ價格ハ指定陸揚地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格トシ、指定消費地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ指定消費地卸賣業者最高販賣價格トス

(十)

生産者若ハ其ノ團體又ハ卸賣業者ガ本表品種ヲ水面ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ其ノ水面

ガ地先水面タル沿海市町村ニ於テ適用セラレル指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格又ハ指定消費地卸賣業者最高販賣價格ノ一割五分引トス但シ活魚ニ在リテハ五分引トス

(十一)

地方長官、農林大臣ノ承認ヲ得テ本表品種毎ニ指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格及指定陸揚地小賣業者最高販賣價格適用除外期間並一ノ(一)ノ指定消費地卸賣業者最高販賣價格又ハ指定消費地小賣業者最高販賣價格ノ範圍内ニ於テ其ノ期間ニ適用スベキ別段ノ價格ヲ指定シタルトキハ其ノ期間ハ其ノ別段ノ價格ヲ適用ス

(十二)

兵庫縣ニ在リテハ岩屋町及由良町、岡山縣ニ在リテハ岡山市及下津井町、廣島縣ニ在リテハ尾道市、三原市、吳市及廣島市、山口縣ニ在リテハ下關市及防府市、和歌山縣ニ在リテハ和歌山市、香川縣ニ在リテハ高松市、丸龜市及觀音寺町、愛媛縣ニ在リテハ今治市及松山市、福岡縣ニ在リテハ戸畑市及門司市ニ於テハ當該縣ガ指定陸揚地最高販賣價格適用道府縣タル本表品種ニ付テハ一ノ(一)ノ指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格及指定陸揚地小賣業者最高販賣價格トシ地方長官農林大臣ノ承認ヲ得テ二ノ(一)ノ指定外消費地卸賣業者最高販賣價格又ハ指定外消費地小賣業者最高販賣價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ價格ヲ指定シタル場合ニ於テハ其ノ別段ノ價格ヲ適用シ其ノ他ノ本表品種ニ付テハ一ノ(一)ノ指定消費地卸賣業者最高販賣價格及指定消費地小賣業者最高販賣價格トス

(十三)

一ノ(十三)ニ掲グル各縣ニ於テ一ノ(十三)ニ掲グル以外ノ指定陸揚地ニ於テハ一ノ(一)ノ指定陸揚地



卸賣業者最高販賣價格及指定陸揚地小賣業者最高販賣價格ヲ適用ス

(六) 指定陸揚地最高販賣價格適用道府縣タラザル本表品種ノ當該道府縣ニ於ケル最高販賣價格

ハ一ノ(一)ノ指定消費地卸賣業者最高販賣價格及指定消費地小賣業者最高販賣價格トス

(七) 地方長官一ノ(一)ノ指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格指定陸揚地小賣業者最高販賣價格、指

定消費地卸賣業者最高販賣價格若ハ指定消費地小賣業者最高販賣價格又ハ一ノ(六)乃至(十)若ハ

(十一)乃至(十四)ノ價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ價格ヲ指定シタル場合ニ在リテハ其ノ別段ノ價格ヲ適

用ス

二 指定外陸揚地及指定外消費地最高販賣價格

(一) 指定外陸揚地卸賣業者最高販賣價格ハ指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格ヲ適用ス

(二) 指定外陸揚地小賣業者最高販賣價格ハ指定陸揚地小賣業者最高販賣價格ヲ適用ス

(三) 指定外消費地卸賣業者最高販賣價格ハ一ノ(一)ノ指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格ト一ノ

(二)ノ指定消費地卸賣業者最高販賣價格ヲ平均シタル價格トス

(四) 指定外消費地小賣業者最高販賣價格ハ一ノ(一)ノ指定陸揚地小賣業者最高販賣價格ト一ノ

(一)ノ指定消費地小賣業者最高販賣價格ヲ平均シタル價格トス

(二) 指定外陸揚地トハ指定陸揚地及指定消費地以外ノ沿海町村ヲ謂フ

(三) 指定外消費地トハ指定陸揚地指定外陸揚地及指定消費地以外ノ地ヲ謂フ

(四) 指定外陸揚地卸賣業者最高販賣價格又ハ指定外陸揚地小賣業者最高販賣價格トハ卸賣業者

又ハ小賣業者ガ指定陸揚地最高販賣價格適用道府縣ノ指定外陸揚地ニ於テ本表品種ヲ引渡ス

場合ノ最高販賣價格ヲ謂フ

(五) 指定外消費地卸賣業者最高販賣價格又ハ指定外消費地小賣業者最高販賣價格トハ卸賣業者

又ハ小賣業者ガ指定陸揚地最高販賣價格適用道府縣ノ指定外消費地ニ於テ本表品種ヲ引渡ス

場合ノ最高販賣價格ヲ謂フ

(六) 一ノ(六)乃至(十二)及(十三)ハ指定外陸揚地又ハ指定外消費地ニ付之ヲ準用ス

(七) 地方長官農林大臣ノ承認ヲ得テ一ノ(一)ノ指定外陸揚地卸賣業者最高販賣價格又ハ指定外陸

揚地小賣業者最高販賣價格ニ付一ノ(一)ノ指定消費地卸賣業者最高販賣價格又ハ指定消費地小

賣業者最高販賣價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ價格ヲ指定シタル場合ニ在リテハ其ノ別段ノ價格

ヲ適用ス



(八) 地方長官農林大臣ノ承認ヲ得テ二ノ(一)ノ指定外消費地卸賣業者最高販賣價格又ハ指定外消費地小賣業者最高販賣價格ニ付一ノ(一)ノ指定消費地卸賣業者最高販賣價格又ハ指定消費地小業者最高販賣價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ價格ヲ指定シタル場合ニ在リテハ其ノ別段ノ價格ヲ適用ス

(九) 地方長官二ノ(六)ニ於テ準用スル一ノ(六)乃至十)及(七)ノ價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ價格ヲ指定シタル場合ニハ其ノ別段ノ價格ヲ適用ス

(十) 地方長官一ノ(十二)、(十五)及二ノ(六)ニ於テ準用スル一ノ(十二)、二ノ(七)及(八)ニ依リ別段ノ價格又ハ一ノ(十二)ノ適用除外期間ヲ指定シタルトキハ其ノ價格又ハ其ノ適用除外期間ハ別段ノ價格又ハ適用除外期間ヲ指定セザル其ノ他ノ地ニハ其ノ効力ヲ及ボサズ

三 刺身最高販賣價格

(一) 品 種  
 小賣業者最(一人前正味) 高販賣價格(二〇匁以上)  
 まだい、きじはた、すすき、ひらめ、こち、しまあじ、くるまえ  
 び、いせえび及あわび ノ刺身 四〇錢  
 ちだい、めいちだい、たまみ、かんばち、さわら、くろだい、こ  
 しようだい、へだい、ころだい、まはた、あらめだい、むつ、ひめだ  
 い、はまだい、ふえだい、いしだい、あをりいか及せんこういか  
 ノ刺身 三〇錢

(四)(三)(二)

まかじき、ばせう、かじき、其ノ他ノかじき類(めかじきヲ除ク)  
 まぐる(十月—三月)きはだ(七月—九月)ひらまさ、さより、本表  
 品種ノかれい類、こい、ふな及はりいか  
 まぐる(四月—九月)、きはだ(十月—六月)、めばち、ぶり、はま  
 ち、ぼら、いしがきたい、かつを及本表品種ノあじ類(しまあじ  
 ヲ除ク)  
 其ノ他ノ本表品種  
 刺身ノ價格(仕出シノ場合ヲ含ム)ハ商慣習ニ依ルわさび、つま及氷ヲ含ム  
 洗ひ。水貝及酢物ハ刺身ノ價格ヲ適用ス  
 地方長官一人前正味二〇匁以上四〇錢ノ範圍内ニ於テ別段ノ價格ヲ指定シタル場合ニ在リ  
 テハ其ノ別段ノ價格ヲ適用ス

四 (三)(二)(一)

卸賣業者ハ仲買人、出荷人及卸賣小賣業者ヲ含ム  
 大口需要者トハ鮮魚介類一口正味五貫以上又ハ二〇圓以上ヲ業務上購入スル者ヲ謂フ  
 指定陸揚地最高販賣價格適用道府縣トハ本表品種毎ニ指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格及  
 指定陸揚地小賣業者最高販賣價格ノ適用セラルル道府縣(指定陸揚地ノ所在セザル府縣ヲ除  
 ク但シ山形縣ニ在リテハ指定陸揚地ノ所在スルモノト看做ス)ヲ謂フ



(四) 特産さけ、特産ほんます、あゆ、どせう、こい、ふな、くじら赤肉、くじら尾身及まがつをなまりハ指定消費地以外ノ地ニ於テモ指定消費地卸賣業者最高販賣價格及指定消費地小賣業者最高販賣價格ヲ適用ス

(五) 荷造包装費(水代ヲ含ム)ハ之ヲ加算スルコトヲ得ズ

通樽、通桶、通函又ハ通籠(中味賣)ノ場合ニ於ケル容器ノ損料及返送費ハ賣主負擔トス

(六) 本表品種ニシテ其ノ形體ノ大小又ハ地方ノ方言ニ依リ其ノ呼稱ヲ異ニスルモノニ在リテモ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外當該品種ノ價格ニ依ル

(七) 本表品種ハ製造用原料(かたくちいわし、うるめいわし及まいわしノしらす及かへりヲ除ク)及餌料(釣餌、撒餌及鰹釣用活餌ヲ除ク)ニ供スルモノヲ含ム  
くじら及えび類ハ冷凍シタルモノヲ含ム

(30)

(八) 丸トハ尾賣ノモノヲ謂ヒ、別段ノ定アル場合ヲ除クノ他内臓抜ノモノヲ含ム  
切身トハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外頭部(鰹蓋ヲ含ム)、内臓及尾部ヲ除去シ切斷シタルモノヲ謂フ

割キトハ頭部、内臓及脊椎骨ヲ除キタルモノヲ謂フ但シあなご、くろあなご、ぎんあなご及其ノ他ノあなご類ハ有頭ノモノヲ含ム  
切身又ハ割キニシテ所定ノ定ニ該當セザルモノハ丸ノ價格ニ依ル

(九) 丸ノミノ價格ヲ定メタルモノニ付之ヲ切身ニシタル場合ハ丸ノ最高販賣價格ニ依ル重量又ハ形態ノ大小ヲ區別シタルモノハ本表品種各箇ノ重量又ハ形態ノ大小ニ依ル

厘位ハ四捨五入スルコトヲ得

(十) 一ノ一ノ指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格指定陸揚地小賣業者最高販賣價格指定消費地卸賣業者最高販賣價格、指定消費地小賣業者最高販賣價格、二ノ一ノ指定外陸揚地卸賣業者最

高販賣價格、指定外陸揚地小賣業者最高販賣價格、指定外消費地卸賣業者最高販賣價格、指

定外消費地小賣業者最高販賣價格及三ノ一ノ價格並一ノ二、(二)ノ六ニ於テ準用スル一ノ

二、二ノ七乃至九及三ノ四ニ依リ地方長官ノ指定シタル價格ハ本表品種ノ引渡地ノ價格トス

(31)

引渡トハ賣主ニ於テ運賃諸掛ヲ負擔スル場合ヲ謂フ

(十一) 一、二及四ニ於テ一ノ一又ハ二ノ一ノ指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格等トハ農林大臣ノ指定シタル價格ヲ謂ヒ單ニ指定陸揚地卸賣業者最高販賣價格等トハ地方長官ニ於テ別段ノ價

格ヲ指定シタル場合ニ在リテハ其ノ價格ヲ謂ヒ別段ノ價格ヲ指定セザル場合ニ在リテハ農林大臣ノ指定シタル價格ヲ謂フ



# 北海道生鮮魚介類

一、陸揚地及消費地最高販賣價格

(一)

品種及季節	陸揚地卸賣業者 最高販賣價格 (正味一貫當)	陸揚地小賣業者 最高販賣價格 (正味二匁當)	消費地卸賣業者 最高販賣價格 (正味一貫當)	消費地小賣業者 最高販賣價格 (正味二匁當)
まかじき、其ノ他 ノかじき類(ばせ うかじき及めかじ きヲ除ク)	四四二 六三三 五三〇〇	四四二 六三三 五三〇〇	四四二 六三三 五三〇〇	四四二 六三三 五三〇〇
まぐろ	五五〇〇	一〇六〇〇	五五〇〇	一〇六〇〇
十二月—三月	五六七〇	一〇六〇〇	五六七〇	一〇六〇〇
四月—九月	二九七〇	〇七三二八	二九七〇	〇七三二八
釧路國、十勝國、 膽振國、渡島國、 其ノ他ノ地方	三三二四 四二五五 三八六三	〇七四二 〇七九二	三三二四 四二五五 三八六三	〇七四二 〇七九二

品種	陸揚地卸賣業者 最高販賣價格 (正味一貫當)	陸揚地小賣業者 最高販賣價格 (正味二匁當)	消費地卸賣業者 最高販賣價格 (正味一貫當)	消費地小賣業者 最高販賣價格 (正味二匁當)
十月—十一月	四五二 八七二 四〇〇五	四五二 八七二 四〇〇五	四五二 八七二 四〇〇五	四五二 八七二 四〇〇五
七月—九月	五六七〇	一〇六〇〇	五六七〇	一〇六〇〇
十月—六月	四四三 二七五〇	〇七四〇〇	四四三 二七五〇	〇七四〇〇
ばせうかじき	四六三 二三四五	〇八四五三	四六三 二三四五	〇八四五三
めぼち	四五三 二〇五〇	〇八四五〇	四五三 二〇五〇	〇八四五〇
めかじき	二二〇 三六五〇	〇三二八四	二二〇 三六五〇	〇三二八四
まかじき、其ノ他ノ かじき類(ばせうか じき及めかじきヲ 含ム)まぐろ、きは だ及めばちニ付丸 ノ價格ハ一尾正味 五貫以上ノモノニ 在リテハ内臓及鰓 ヲ除去シタルモノ ノ	二二〇 三六五〇	〇三二八四	二二〇 三六五〇	〇三二八四



價格トシ一尾正味五貫未滿ノモノニ在リテハ内臟鰓附ノモノノ價格トシ一尾正味五貫以上ノモノノ内臟及鰓附ノモノノ價格ハ丸ノ價格ノ一割五分下ゲノ價格トシ内臟ヲ除去シ鰓ノ附キタルモノハ一割下ゲノ價格トス

まかじき其ノ他ノかじき類(ばせうかじき及めかじきヲ含ム)、まぐろ、きはだ及めばちニ付切トハ切身ノ謂ニシテ頭部(鰓蓋ヲ含ム)、内臟、尾部、鰭、かま、頭部ノ附根ノ骨)及脊椎骨ヲ除去シタルモノヲ謂ヒ、車トハ車切ノ謂ニシテ頭部(鰓蓋ヲ含ム)、内臟、尾部、鰭及かま(頭部ノ附根ノ骨)ヲ除去シ脊椎骨ヲ附シ切斷シタルモノヲ謂フ

びん	なが	が	丸	二・〇〇	切丸	〇〇・二五	丸	二・〇〇	切丸	〇〇・四五	
しら	う	を	丸	一四・八〇	丸	一・五七	丸	一五・九〇	丸	一・六九	
ま	だ	い	丸	一三・〇五	切丸	一・五四	丸	一四・〇三	切丸	一・六五	
あ	ま	だ	い	丸	八・七〇	切丸	一・二九	丸	九・三五	切丸	一・三〇
きは	は	た	(あこ又ハほしはた)	丸	六・九六	切丸	一・三七	丸	七・四八	切丸	一・五八

す	す	き	丸	六・九六	切丸	一・三七	丸	七・四八	切丸	一・四八		
ち	だ	い	(はなだい)	丸	六・九六	切丸	〇〇・七八	丸	七・四八	切丸	〇〇・八四	
め	い	ち	だ	い	丸	六・九六	切丸	〇〇・七八	丸	七・四八	切丸	〇〇・八四
ま	な	か	つ	を	丸	五・九五	切丸	〇〇・八五	丸	六・四八	切丸	〇〇・九三
た	ま	み	(くちみだい)	丸	五・九五	丸	〇・六八	丸	六・四八	丸	〇・七四	
ひ	ら	め	丸	五・四八	切丸	〇〇・九三	丸	五・九九	切丸	一・〇六		
か	ん	ば	ち	(あかばな)	丸	五・一〇	切丸	〇〇・九三	丸	五・五五	切丸	一・〇六
は	も	丸	六・〇〇	切丸	〇〇・九五	丸	六・〇〇	切丸	〇〇・九五	丸	六・〇〇	
さ	わ	ら	(ひらさわ	丸	六・〇〇	切丸	〇〇・九七	丸	六・〇〇	切丸	〇〇・九七	











しまあじ丸	類れれたかいかい いいかわしが い(ががれい、 しま(やたか ひぶの(はた らしが)ま めが)ん	まがれい(あま てがれい)	めいたかれい	ほしがれい(へい じがれい)	及おきひらぎ 含ム)	ひいらぎ(にらぎ ひいらぎ)	ひめじ	しらい
丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸
六・九六	二・六七	三・三五	四・二〇	五・〇五	一・六〇	一・六〇	一・六〇	一・六〇
切丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	切丸	丸
一〇・七八	〇・三三	〇・四二	〇・五〇	〇・五九	〇・二一	〇・二一	〇〇・三二	〇〇・二一
丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸
七・四八	三・〇七	三・六八	四・六〇	五・五三	一・八〇	一・八〇	一・八〇	一・八〇
切丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	切丸	丸
一〇・二二	〇・三九	〇・四六	〇・五五	〇・六五	〇・二四	〇・二四	〇〇・三九	〇〇・二四

(いおうよ)	五十 月一 月九 月六 月九	ほ う ほ	た か さ ご	あ い ご	め じ な (く ろ う を)	た か べ	に べ	う み た な ご (た な ご)	び わ ま す 、 や ま め 及 あ め ま す ヲ 除 ク	ほ ん ま す	さ け
丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸
一・六八	一・七一	二・一四	一・八四	一・八四	一・八四	一・八四	一・九〇	二・〇〇	二・〇〇	一・六〇	二・〇〇
切丸	丸	丸	丸	丸	切丸	丸	切丸	丸	丸	切丸	切丸
〇〇・三二	〇〇・二八	〇〇・二二	〇〇・二四	〇〇・二四	〇〇・三二	〇〇・二二	〇〇・三三	〇〇・二二	〇〇・二二	〇〇・二二	〇〇・二六
丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸
一・八九	一・九三	二・一四	二・〇七	二・〇七	二・〇七	二・〇七	二・一〇	二・三八	二・三八	一・九〇	二・三八
切丸	丸	丸	丸	丸	切丸	丸	切丸	丸	丸	切丸	切丸
〇〇・四一	〇〇・二五	〇〇・二八	〇〇・二七	〇〇・二七	〇〇・四二	〇〇・二七	〇〇・三三	〇〇・二六	〇〇・三二	〇〇・三二	〇〇・三八



やなきむしかれい  
 (さよかれい)  
 しかれい(みずが  
 れい)ひれぐろが  
 がいまがれい  
 がんぞうひらめ

くろがしら(くろ  
 がれい)あかがれ  
 い、宗八がれい、其  
 ノ他ノかれい類

まつかわかれい切  
 身  
 まつかわかれい切  
 外ノかれい類切身  
 まるあじ(あおあ  
 じ)

ま  
 か  
 つ  
 を

丸 一・九五 丸 〇・二五 丸 二・三七 丸 〇・三一

丸 一・一五 丸 〇・一五 丸 一・四二 丸 〇・一九

丸 二・九八 丸 〇・三二 丸 三・二四 丸 〇・四二

丸 二・二五 丸 〇・二九 丸 二・二五 丸 〇・二九

丸 一・九五 丸 〇・二二 丸 一・九五 丸 〇・二二

ひらあじ、おあか、  
 あかせ、めあじ、お  
 にあじ、まるえば、  
 ながえば、かいわ  
 り、こばんあじ、其  
 ノ他ノあじ類(む  
 ろあじ、しまあじ、  
 及まるあじヲ除  
 ク)

丸 一・八〇 丸 〇・二三 丸 二・〇三 丸 〇・二六

丸 一・一一 丸 〇・一四 丸 一・二五 丸 〇・一六

丸 一・五六 丸 〇・二〇 丸 一・七六 丸 〇・二三

丸 一・九五 丸 〇・二五 丸 一・九五 丸 〇・二五

丸 一・四四 丸 〇・一九 丸 一・七一 丸 〇・二二

丸 一・二六 丸 〇・一六 丸 一・五九 丸 〇・二一

四月一日ヨリ六月三十日迄ノ期間ノかくとびハ三割上ゲトス  
 大トハ一尾正味八〇匁以上ノモノヲ謂ヒ、小トハ一尾正味八〇匁未満ノモノヲ謂フ



鰓及内臓ヲ除去シタルモノノ價格ハ二割上ゲトス

い	かん	ぶ	み	ま	す	こ	き	あ	ぎ	え	た
イヲ含ム)	んだい(こぶだ	だ	だい、かが	とうだい、かが	ま(やいと)	このし	んめだい	こうだい		そ	ちうを
丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸
一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二八	一・二八	一・二八	一・三五	一・四〇	一・三六
切丸	切丸	丸	切丸	丸	丸	切丸	切丸	丸	丸	丸	切丸
〇〇 二二 四六	〇〇 二二 四六	〇 二六	〇〇 二二 一六	〇〇 二二 一六	〇〇 二二 一六	〇〇 二二 一六	〇〇 二二 一六	〇〇 二二 一六	〇 二七	〇 二七	〇〇 二二 四八
丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸
一・三五	一・三五	一・三五	一・三五	一・三五	一・四〇	一・四四	一・四四	一・四四	一・五三	一・五五	一・五三
切丸	切丸	丸	切丸	丸	丸	切丸	切丸	丸	丸	丸	切丸
〇〇 二二 七八	〇〇 二二 七八	〇 二八	〇〇 二二 四八	〇〇 二二 一八	〇〇 二二 一八	〇〇 二二 一八	〇〇 二二 一八	〇〇 二二 一八	〇 一九	〇 一九	〇〇 二二 七〇

六	十	あ	か	及	ぬ	め	く	た
月一九月	月一五月	かえい	ながし	こうじめぬけ	けいばらめぬけ	ぬけ(さんごめ)	ろぐちヲ含ム)	かのは
丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸
〇・九六	一・二〇	〇・九八	一・〇二	一・〇五	一・〇二	一・二二	一・二二	一・二〇
切丸	切丸	切丸	丸	切丸	丸	丸	丸	丸
〇〇 一一 八二	〇〇 二二 三六	〇〇 一一 六三	〇 一一	〇〇 二二 七四	〇 一一	〇 一一	〇 一一	〇 一一
丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸
一・〇八	一・二〇	一・一〇	一・二二	一・二八	一・二六	一・二六	一・二六	一・三五
切丸	切丸	切丸	丸	切丸	丸	丸	丸	丸
〇〇 二二 一四	〇〇 二二 三六	〇〇 一一 八五	〇 一一	〇〇 二二 四七	〇 一一	〇 一一	〇 一一	〇 一一







まいか(こういか)	丸	二・五〇	丸	〇・三三	丸	二・五〇	丸	〇・三三
又ハすみいか)	丸	二・一三	丸	〇・二八	丸	二・四一	丸	〇・三二
やりいか、けんさ	丸	二・一三	丸	〇・二八	丸	二・四一	丸	〇・三二
きいか(あかいか)	丸	二・一三	丸	〇・二八	丸	二・四一	丸	〇・三二
するめい	丸	一・四〇	丸	〇・二八	丸	一・七〇	丸	〇・三二
十一月十五日	丸	一・四〇	丸	〇・二八	丸	一・七〇	丸	〇・三二
六月十五日	丸	一・七〇	丸	〇・二二	丸	一・七〇	丸	〇・三二
十勝、釧路及北見國(利尻、禮文郡ヲ除ク)	丸	一・四〇	丸	〇・一八	丸	一・七〇	丸	〇・三二
六月十日	丸	一・四〇	丸	〇・一八	丸	一・七〇	丸	〇・三二
其ノ他ノ地方	丸	一・四〇	丸	〇・一八	丸	一・七〇	丸	〇・三二
其ノ他ノいか類	丸	一・〇〇	丸	〇・一三	丸	一・二三	丸	〇・一六
いひだこ	丸	二・五五	丸	〇・三三	丸	二・七八	丸	〇・三六
まだこ(北海まだこヲ含ム)てながだこ	丸	二・二〇	丸	〇・二九	丸	二・五六	丸	〇・三四
其ノ他ノたこ類	丸	一・八五	丸	〇・二四	丸	二・一九	丸	〇・二九
たこ類ゆでもの	丸	三・九〇	丸	〇・四二	丸	四・〇五	丸	〇・四七
あかえび、とらえび、ほたんえび	丸	五・一〇	丸	〇・六〇	丸	五・七八	丸	〇・六八

くるまえび、くま	丸	一・六・六〇	丸	一・七	丸	一・七八〇	丸	一・八八
えび(あしあかえび)、すえび(しら	丸	一・六・六〇	丸	一・七	丸	一・七八〇	丸	一・八八
えび)	丸	一・六・六〇	丸	一・七	丸	一・七八〇	丸	一・八八
いせえび	丸	一・〇・七〇	丸	一・二〇	丸	一・〇・七〇	丸	一・二〇
無頭いせえび	丸	一・九・〇〇	丸	二・〇〇	丸	一・九・〇〇	丸	二・〇〇
頭部及脚部ヲ除去シタルモノヲ謂フ	丸	一・九・〇〇	丸	二・〇〇	丸	一・九・〇〇	丸	二・〇〇
しばえび	丸	五・九五	丸	〇・六八	丸	六・四八	丸	〇・七四
たいしようえび	丸	六・五〇	丸	〇・七五	丸	六・五〇	丸	〇・七五
無頭ノモノハ七割上ゲトス	丸	六・五〇	丸	〇・七五	丸	六・五〇	丸	〇・七五
あわび大殻	殻	七・二〇	殻	〇・八一	殻	七・八五	殻	〇・八八
あわび小殻	殻	五・一〇	殻	〇・六〇	殻	五・五五	殻	〇・六五
大トハ一箇正味一〇〇匁以上ノモノヲ謂ヒ、小トハ一箇正味一〇〇匁未満ノモノヲ謂フ	殻	五・一〇	殻	〇・六〇	殻	五・五五	殻	〇・六五
とこぶし殻	殻	二・九〇	殻	〇・三八	殻	三・一六	殻	〇・四一
かさき殻	殻	三・一〇	殻	〇・四一	殻	三・一〇	殻	〇・四一
さざえ殻	殻	〇・九〇	殻	〇・一二	殻	一・〇四	殻	〇・一四



はまぐり	穀	〇・八〇	穀	〇・一一	穀	〇・九五	穀	〇・一三
あさり	穀	〇・四六	穀	〇・〇七	穀	〇・四六	穀	〇・〇七
くじら赤肉	切	二・七〇	切	〇・三五	切	二・七〇	切	〇・三五
座頭くじら胸板肉ヲ除ク								
くじら尾身	切	四・五〇	切	〇・五九	切	四・五〇	切	〇・五九
座頭くじら胸板肉ヲ含ム								
むつ卵		一・六五〇		一・七四		一・七・七五		一・八七
まがつをなまり		三・〇〇		〇・三九		三・〇〇		〇・三九
はご	丸	二・二〇	丸	〇・二九	丸	二・五〇	丸	〇・三三
まぞい	丸	二・二〇	丸	〇・二九	丸	二・五〇	丸	〇・三三
黒ぞい、赤ぞい、其ノ他ノぞい	丸	一・八〇	丸	〇・二三	丸	二・〇〇	丸	〇・二六
やなぎのまい、がやなぎはじめ	丸	一・八〇	丸	〇・二三	丸	二・〇〇	丸	〇・二六
はたはた	丸	〇・九〇	丸	〇・一二	丸	一・〇〇	丸	〇・一三
ぎすかじか及其ノ他ノかじか	丸	〇・七二	丸	〇・〇九	丸	〇・八〇	丸	〇・一〇

おひよう	大丸	三・〇〇	切丸	〇・三八	丸	三・三〇	切丸	〇・四二
おひよう	小丸	五・〇〇	切丸	〇・六八	丸	五・五〇	切丸	〇・六六
大トハ一尾正味三貫ヲ超ユルモノヲ謂ヒ、小トハ一尾正味三貫未滿ノモノヲ謂フ								
ちか(わかさぎ)	丸	一・四五	丸	〇・一九	丸	一・六〇	丸	〇・二一
きうり	丸	一・一五	丸	〇・一五	丸	一・三〇	丸	〇・一七
ししやも	丸	〇・九〇	丸	〇・一二	丸	一・〇〇	丸	〇・一三
こまい	丸	〇・八〇	丸	〇・一〇	丸	〇・九〇	丸	〇・一二
かすべ	切丸	一・〇〇	切丸	〇・〇九	切丸	一・〇〇	切丸	〇・一〇
剥身トハ尾部及内臓ヲ除去シ皮剝セルモノヲ謂ヒ、切身トハ頭部尾部、及内臓ヲ除去切斷シ皮剝セルモノヲ謂フ								
なまこ	丸	三・〇〇	丸	〇・三六	丸	三・三五	丸	〇・四〇
しやこ(がさえび)	丸	一・〇〇	丸	〇・一三	丸	一・二〇	丸	〇・一六







(五) 消費地卸賣業者最高販賣價格又ハ消費地小賣業者最高販賣價格トハ卸賣業者又ハ小賣業者ガ消費地ニ於テ本表品種ヲ引渡ス場合ノ最高販賣價格ヲ謂フ

(六) 生産者又ハ其ノ團體ガ小賣業者又ハ大口需要者ニ對シ販賣スル場合ノ價格ハ本表品種ヲ陸揚地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ陸揚地卸賣業者最高販賣價格ニ依リトシ消費地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ消費地卸賣業者最高販賣價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス

(七) 卸賣業者又ハ小賣業者ガ大口需用者ニ對シ販賣スル場合ノ價格ハ本表品種ヲ陸揚地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ卸賣業者ハ陸揚地卸賣業者最高販賣價格トシ小賣業者ハ陸揚地小賣業者最高販賣價格ノ五分引トシ、消費地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ卸賣業者ハ消費地卸賣業者最高販賣價格トシ小賣業者ハ消費地小賣業者最高販賣價格ノ五分引トス

(八) 陸揚地卸賣業者最高販賣價格又ハ消費地卸賣業者最高販賣價格ニハ運賃諸掛リヲ加算スルコトヲ得ズ但シ生産者若ハ其ノ團體又ハ卸賣業者ガ小賣業者又ハ大口需要者ノ庭先渡(持込)ニテ販賣スル場合ニ於テハ本表品種ヲ陸揚地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ運賃諸掛トシテ陸揚地卸賣業者最高販賣價格ニ正味一貫ニ付七

(54)

錢ヲ、消費地ニ於テ本表品種ヲ引渡ス場合ニ在リテハ消費地卸賣業者最高販賣價格ニ正味一貫ニ付十二錢ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

陸揚地小賣業者最高販賣價格又ハ消費地小賣業者最高販賣價格ニハ運賃諸掛ヲ加算スルコトヲ得ズ

(九) 生産者若ハ其ノ團體又ハ卸賣業者ガ大口需要者以外ノ消費者ニ對シ販賣スル場合ノ價格ハ本表品種ヲ陸揚地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ陸揚地小賣業者最高販賣價格トシ、消費地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ消費地小賣業者最高販賣價格トス但シ鮮魚介類一口正味五貫以上又ハ二〇圓以上ヲ販賣スル場合ノ價格ハ陸揚地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ陸揚地卸賣業者最高販賣價格、消費地ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ消費地卸賣業者最高販賣價格ニ依ルモノトス

(十) 左ノ陸揚地ニ於テハまぐろ(十一月—三月)きはだ、めばち、びんなが、はも、さわら(ひらさわらヲ含ム)くろだ、ぶり(十月—四月)、かます類、(十月—四月)れんこだ、いとより、いほだ、ほうほう(十月—六月)、まあじ、まかつを、とびうを、このしろ(十月—五月)、そうだがつを(めじか、うづわ、しぶわ)等ノまるそうだがつを及ひらそうだがつをヲ含ム、(十月—五月)あゆ、どぜう、

(55)



こい、ふな、あをりいか、もんこういか、ひしほいか、はりいか、まいか。いせえび、無頭いせえび、たいしようえび、かき、あさり、くじら赤肉、くじら尾身まかつをなまり、しじみ及左ニ掲グル品種以外ノ本表品種ハ(一)ノ陸揚地卸賣業者最高販賣價格及陸揚地小賣業者最高販賣價格ノ七分上ゲトス

小樽市 かれい類、まだら、すけとうだら、たこ類、たこ類ゆでもの、すけとうだら子及同白子まだら子及同白子

函館市 するめいか、まいわし

室蘭市 さば、まいわし、するめいか

釧路市 まぐる(四月—九月)、さけ及ほんます(四月—八月)、めぬけ、まだらすけとうだら、きちじ、にしん(四月—五月)、まいわし、するめいか(六月—十月)、まだら子及同白子、すけとうたら子及同白子

勇拂郡苦小牧町 まいわし

勇拂郡厚真村 まいわし

岩内郡前田村

廣尾郡大樹村

(十) 生産者若ハ其ノ團體又ハ卸賣業者ガ本表品種ヲ水面ニ於テ引渡ス場合ニ在リテハ其ノ水面ガ地先水面タル沿海市町村ニ於テ適用セラルル陸揚地卸賣業者最高販賣價格ノ一割五分引トス

但シ活魚ニ在リテハ五分引トス

(十一) 左ノ地域内陸揚地ハ一月一日ヨリ三月十五日迄消費地卸賣業者最高販賣價格及消費地小賣業者最高販賣價格ヲ適用スルモノトス

根室國、北見國(斜里郡、網走郡、常呂郡、紋別郡、枝幸郡)

二 刺身最高販賣價格

(一) 品	種	小賣業者(一人前正味)最高販賣價格(二〇匁以上)
まだい、きじはた、すすき、ひらめ、こち、しまあじ	刺身	四〇錢
くるまえび、いせえび及あわび	刺身	三五錢
おひよう	刺身	三〇錢
ちだい、めいちだい、たまみ、かんばら、さわらくろ	刺身	三〇錢
だいい、こしよ、たい、へだ、ころだい、まはた、あ	刺身	三〇錢
ら、だ、い、あをりいか及もんこういか	刺身	三〇錢



まかじき、ばせうかじき、其ノ他ノかじき類、(めかじきヲ除ク) まぐろ(十月—三月)、きはだ(七月—九月) ひらまさ、さより、本表品種ノかれい類、こい、ふな 及はりいか

刺身 二五錢

まくろ(四月—九月)、きはだ(十月—六月)、めばち、ぶり、はまち、ほら、いしがきたい、かつを及本表品 種ノあじ類(しまあじヲ除ク)

刺身 二〇錢

其ノ他ノ本表品種

刺身 一五錢

(二) 刺身ノ價格(仕出シノ場合ヲ含ム)ハ商慣習ニ依ルわさび、つま及氷ヲ含ムモノトス

(三) 洗ひ、水貝及酢物ハ刺身ノ價格ヲ適用スルモノトス

三  
(一) 卸賣業者ハ仲買人、出荷人及卸賣小賣業者ヲ含ム

(二) 大口需要者トハ鮮魚介類一口正味五貫以上又ハ二〇圓以上ヲ業務上購入スル者ヲ謂フ

(三) 荷造包装費(氷代ヲ含ム)ハ之ヲ加算スルコトヲ得ズ  
通樽、通桶、通函又ハ通籠(中味賣)ノ場合ニ於ケル容器ノ損料及返送費ハ賣主

負擔トス

(四) 本表品種ニシテ其ノ形體ノ大小又ハ地方ノ方言ニ依リ其ノ呼稱ヲ異ニスルモノニ在リテモ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外當該品種ノ價格ニ依ルモノトス

(五) 本表品種ハ製造用原料(かたくちいわし、うるめいわし及まいわしノしらす及かへりヲ除ク)及餌料(釣餌、撒餌及鰹釣用活餌ヲ除ク)ニ供スルモノヲ含ム  
くじら及えび類ハ冷凍シタルモノヲ含ム

(六) 丸トハ尾賣ノモノヲ謂ヒ、別段ノ定メアル場合ヲ除クノ他内臟抜ノモノヲ含ム  
切トハ切身ノ謂ニシテ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外頭部(鰓蓋ヲ含ム)内臟及尾部ヲ除去シ切斷シタルモノヲ謂フ

割トハ割キノ謂ニシテ頭部、内臟及脊椎骨ヲ除キタルモノヲ謂フ但シあなご、くろあなご、ぎんあなご及其ノ他ノあなご類ハ有頭ノモノヲ含ム  
殻トハ殼附、剝トハ剝身、煮丸トハ煮熟セル丸、煮剝トハ煮熟セル剝身ノモノヲ謂フ

切身又ハ割キノシテ所定ノ定メニ該當セザルモノハ丸ノ價格ニ依ル  
丸ノミノ價格ヲ定メタルモノニ付之ヲ切身ニシタル場合ハ丸ノ最高販賣價格ニ依ル











き	ち	じ丸	・七〇丸	九	其他	い	か丸	一・五〇丸	一九
同	ド	レス	一・一〇切身	一五	ま	だ	こ丸	二・六八丸	三五
	もん	こう	いか丸	二・七〇丸	三	五	まだ	この	でもの丸
	其他	こう	いか丸	二・〇〇丸	二六	二六	み	ず	だ
	や	り	い	か丸	二・二〇丸	二六	み	づ	た
	する	め	い	か丸	一・八〇丸	二三	み	づ	た
							の	丸	三・二一丸
									四二

一、本表価格ハ卸賣業者（中央卸賣市場ニ於ケル仲買人ヲ含ム）又ハ小賣業者ノ店先  
渡若ハ倉庫渡ノ價格トス

二、小賣業者ニシテ各品目ニ付四貫以上ヲ取引ノ單位トシテ販賣スル場合ノ價格ハ卸  
賣業者販賣價格ニ依ルモノトス

三、丸トハ内臓付ノモノセミドレストハ内臓及鰓ヲ除去セルモノ、ドレストハ頭部及  
内臓ヲ除去セルモノ、フイイレトハ頭部、内臓及背椎骨ヲ除去シ切斷處理セルモ  
ノ、切身トハ頭部及内臓ヲ除去シ切斷處理セルモノヲ謂フ

四、本表ニ掲グル品目ハ製造用原料及餌料（釣餌ヲ除ク）ニ供スルモノヲ含ム  
五、丸ノ價格ノミ定メタルモノニ付之ヲセミドレス、ドレストフイイレ又ハ切身ニ處理

セル場合ハ丸ノ價格ニ依リ、セミドレストノ價格ヲ定メタルモノニ付之ヲドレス、  
フイイレ又ハ切身ニ處理セル場合ハセミドレストノ價格ニ依リ、ドレストノ價格ヲ定  
メタルモノニ付之ヲフイイレ又ハ切身ニ處理セル場合ハドレストノ價格ニ依ルモノ  
トシ切身ノ價格ハ切身ノ價格ニ依ルモノトス

六、冷結セルモノヲ融解シテ販賣スル場合ト雖モ本表價格ニ依ルモノトス

七、本表價格ハ氷ノ重量ヲ含マザル正味ノ價格トス 但シ販賣ノ場合グリーズ（保護  
用凍結膜）附ノモノニ在リテハ重量一%増シノモノノ價格トス

八、本表ニ掲グル價格中ニハ從來ノ商習慣ニ依ル荷造包裝費ヲ含ムモノトス

### 鹽乾魚介類

商工省 告示第十三號（昭和十五年八月三十日）  
農林省

一、素乾品

品	種	元卸賣業者 販賣價格 (一〇貫當)	卸賣業者 販賣價格 (一貫當)	小賣業者 販賣價格 (一〇〇分當)
けん	さき	するめ	一五五円〇〇	一六四二八
				一四九五

（水錫、ぶどう錫、劍先錫及  
コレ等ノ磨ヲ含ム）



其他するめ	五〇・〇〇	五・二五	・六三 (錫耳、錫足及錫胴ヲ含ム)
するめ皮	二五・〇〇	二・六二	・三〇
乾かすのこ	一〇〇・〇〇	一〇・六〇	・二七
棒	三五・〇〇	三・六八	・四四 (小たら丸乾ヲ含ム)
みがきにしん	三〇・〇〇	三・一五	・三八 (生乾ノモノヲ含ミ骨付(背椎骨)みがきノ價格ハ水産動物質肥料及水産動物質粉未肥料ノ販賣價格ニ依ルモノトス)
ごまめ(田作)	五〇・〇〇	五・三五	・六七
たたみ鱈(角乾)	七〇・〇〇	七・四二	・九三
乾しらす(白簀)	四〇・〇〇	四・二四	・六一 (生乾ノモノヲ含ム)
乾ふぐ	二五・〇〇	二・六八	・三四 (〃)
乾八ッ目うなぎ	九四・〇〇	九・八七	・一八
乾たこ	四五・〇〇	四・七二	・五七 (たこ足及煮乾ノモノヲ含ム)
乾うみたけ	四〇・〇〇	五・二五	・六三
乾わかさぎ	四〇・〇〇	四・二〇	・五〇

乾かれひ	五〇・〇〇	五・二五	・六三 (乾ひらめ及乾したひらめヲ含ミでひらヲ除ク)
乾かすべ	二五・〇〇	二・六三	・三二
其他素乾品	二〇・〇〇	二・二二	・二五 (生乾ノモノヲ含ム)
二、煮乾品			
煮乾ちりめん	六五・〇〇	六・九六	・八七 (かへりヲ含ミ釜揚ちりめんノ價格ハ四割下ゲトス)
煮乾片口いわし	五〇・〇〇	五・三五	・六七 (煮乾真鱈ノ小羽ヲ含ム)
煮乾うるめいわし	四〇・〇〇	四・二八	・五四
煮乾まいわし	一八・〇〇	一・九三	・二四 (小羽及油煮乾鱈ヲ除キ無頭ノモノハ三割上ゲノ價格トス)
煮乾こにしん	二五・〇〇	二・六八	・三四
煮乾(煮乾玉)	四〇・〇〇	四・二八	・五四 (ちりめん、かへり及素乾ノこなご(筋魚))
煮乾きびなご	三五・〇〇	三・七五	・四七 (素乾ノモノヲ含ム)
皮付乾えび	三五・〇〇	三・七八	・四七 (〃)



むきえび	七〇・〇〇	七・五六	九四(〃)
乾ほつき貝	一〇〇・〇〇	一一・五五	一・三九 (乾うば貝及素乾ノモノヲ含ム)
乾とり貝	一一〇・〇〇	一一・五五	一・三九 (素乾ノモノヲ含ム)
ほたて貝耳	五〇・〇〇	五・二五	六三 (其他貝耳及ソノ素乾ノモノヲ含ム)
乾ひめ貝	八〇・〇〇	八・四〇	一・〇〇 (素乾ノモノヲ含ム)
乾はまぐり	五〇・〇〇	五・二五	六三 (串蛤及素乾ノモノヲ含ム)
煮乾しらうを	四五・〇〇	四・七七	六〇 (生乾ノモノヲ含ム)
煮乾わかさぎ	四〇・〇〇	四・二〇	五〇(〃)
煮乾さば	三四・〇〇	三・六四	四五 (無頭ノモノハ二割上ゲノ價格トス)
煮乾むろあぢ	三四・〇〇	三・六四	四五(〃)
煮乾あぢ	二六・〇〇	二・七八	三五
煮乾さつば	二六・〇〇	二・七八	三五
煮乾ぐち	二〇・〇〇	二・一四	二七

乾あみ	二〇・〇〇	二・一四	二七
ほたて貝黒乾	七〇・〇〇	七・三五	八八 (素乾ノモノヲ含ム)
乾かき	五〇・〇〇	五・二五	六三(〃)
乾あげまき	五〇・〇〇	五・二五	六三(〃)
乾あさり	三五・〇〇	三・六八	四四(〃)
其他煮乾品	二〇・〇〇	二・一二	二五
油煮乾いわし		八〇	〇九
三、鹽乾品			
目刺いわし	一二・〇〇	一・二七	一五 (ほほ刺連刺等及丸乾いわしノ生乾ノモノヲ含ミ上乾ノモノヲ除ク)
丸乾あぢ	二五・〇〇	二・六五	三一 (目刺ほほ刺及連刺等ヲ含ム)
丸乾さんま	二五・〇〇	二・六五	三二 (連刺ヲ含ム)
乾またら	二五・〇〇	二・六五	三三 (開キヲ含ミ、有頭一割二分下ゲ)
乾すけそうたら	一七・〇〇	一・八〇	二三(〃)
乾かれひ	三〇・〇〇	三・一八	三八 (生乾ヲ含ム)



開乾むつ	開乾えそ	開乾ふぐ	開乾きす	開乾いとより	開乾たひ	くさや	開乾むろあじ	開乾あまだひ	乾とびうを	乾あまだひ	さば開乾	かます開乾	さんま開乾	其他丸乾魚
三〇〇〇〇	三二〇〇〇	四〇〇〇〇	四〇〇〇〇	四〇〇〇〇	四五〇〇〇	四〇〇〇〇	二五〇〇〇	二〇〇〇〇	三五〇〇〇	二五〇〇〇	二二三〇〇	四〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二五〇〇〇
三一八	三三九	四二五	四二四	四二四	四七七	四二四	二六五	二一二	三七一	二六五	二四四	四二四	二一二	二六五
三八	四一	五一	五一	五一	五七	五一	三二	二五	四五	三二	二九	五一	二五	三二
ミ有頭ハ二割下ゲ	(生乾ヲ含ム)	(丸乾及生乾ノモノヲ含ム)	(丸乾及生乾ノモノヲ含ム)	(丸乾及生乾ノモノヲ含ム)	(生乾ヲ含ム)	(生乾ヲ含ム)	(連刺及生乾ヲ含ム)	(連刺及生乾ヲ含ム)	(連刺及生乾ヲ含ム)	(連刺及生乾ヲ含ム)	(生乾ヲ含ム)	(生乾ヲ含ム)	(生乾ヲ含ム)	(生乾ヲ含ム)

丸乾いわし	丸乾うるめ	いわし	乾するめ	丸乾はたはた	開乾あなご	乾しいらめ	乾さめ	開乾かははぎ	開乾ぐち
七五〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	三〇〇〇
八〇	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	三一八
一〇	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	三二
ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム



其他鹽乾品

一五・〇〇

一・五九

・一九 (生乾ヲ含ム)

四、櫻乾品 (みりん乾ヲ含ム)

えび櫻乾	一〇〇・〇〇	一〇・六〇	一・二七
しらうを櫻乾	六〇・〇〇	六・三六	・七六
たひ櫻乾	六〇・〇〇	六・三六	・七六
いか櫻乾	五〇・〇〇	五・三〇	・六四
かれひ櫻乾	四五・〇〇	四・七七	・五七
きす櫻乾	六〇・〇〇	六・三六	・七六
ふぐ櫻乾	六〇・〇〇	六・三六	・七六
さより櫻乾	六〇・〇〇	六・三六	・七六
いわし櫻乾	三〇・〇〇	三・一八	・三八 (末廣鱈ヲ含ム)
あじ櫻乾	三五・〇〇	三・七一	・四五
さんま櫻乾	三五・〇〇	三・七一	・四五
すけとうたら櫻乾	三五・〇〇	三・七一	・四五
あまだひ櫻乾	六〇・〇〇	六・三六	・七六

五、鹽藏品 (本頁八一五、一二一、一六大部分改正)

いとより櫻乾	五〇・〇〇	五・三〇	・六四
はぜ櫻乾	五〇・〇〇	五・三〇	・六四 (みしまおこぜ櫻乾ヲ含ム)
こち櫻乾	五〇・〇〇	五・三〇	・六四
わかさぎ櫻乾	五〇・〇〇	五・三〇	・六四
あなご櫻乾	四五・〇〇	四・七七	・五七
むつ櫻乾	四五・〇〇	四・七七	・五七 (あかむつ櫻乾ヲ含ム)
ぐち櫻乾	四〇・〇〇	四・二四	・五一
其他櫻乾	三〇・〇〇	三・一八	・三八
鹽 藏 品			
鹽 さば	一三・〇〇	一・三九	・一八 (一鹽モノヲ含ム)
鹽 いら	一〇・〇〇	一・〇七	・一四 (カ)
鹽 またら	一〇・〇〇	一・〇七	一 (小賣ハ切身十匁當一錢五厘)
鹽 すけとうたら	六・五〇	・七〇	一 (小賣ハ切身十匁當一錢)
鹽 ぶり	二五・〇〇	二・六八	・三三 (一鹽物ヲ含ム)
鹽 そうだかつを	八・〇〇	・八六	・一一



鹽	さんま	一六〇〇	一七一	二三(〆)
鹽	まぐろ	八〇〇	八六	— (切身十匁當一錢)
鹽	にしん	八〇〇	八六	— (一鹽物ヲ含ム)
鹽	いわし	七五〇	八〇	一〇(〆)
鹽	身くじら	一五〇〇	一六〇	二〇
鹽	皮くじら	一〇〇〇	一〇七	二三
鹽	皮さらしくじら	二〇〇〇	二一四	二七
鹽	くらげ	四〇〇〇	四二八	五二
鹽	すすじこ	四〇〇〇	四三二	五四
鹽	ますすじこ	三五〇〇	三七八	四七
鹽	さけいくら	五〇〇〇	五三五	六七
鹽	ますいくら	四五〇〇	四八二	六〇
鹽	たすけとらこ	三八〇〇	四〇七	五一
鹽	すけとらこ	二五〇〇	二六八	三四
鹽	たらこ(まだら)	二〇〇〇	二二一	四〇
鹽	かすのこ	三〇〇〇	三二一	

鹽	むつ	二七〇〇	二八九	三五(有頭二割下ゲ)
鹽	かれひ	二〇〇〇	二一四	二六
米式鹽	たら	一三〇〇	一三五	— (小賣切身十匁當一錢五厘)
鹽	蔵するめ	三〇〇〇	三二一	三八
鹽	蔵ゆでいか	二〇〇〇	二一四	二六
鹽	蔵いか	一六〇〇	一七一	二一
其他鹽	蔵品	七〇〇	七五	一〇
六、燒乾品				
燒乾	あゆ	一四〇〇	一五〇〇	一八〇
燒乾	くるまえび	一四〇〇	一五〇〇	一八〇
其他ノ燒乾	えび	六〇〇	六四二	七七
燒乾	はぜ	六五〇	六九六	八四 (燒乾みしまおこせヲ含ム)
燒乾	いわし(無頭)	五〇〇	五三五	六四
燒乾	わかさぎ	四五〇	四八二	五八
燒乾	とびうを	四〇〇	四二八	五一



燒乾さば(無頭)	四〇・〇〇	四・二八	・五一 (有頭二割下ゲ)
燒乾 あぢ	三五・〇〇	三・七五	・四七
其ノ他ノ燒乾品	三五・〇〇	三・七五	・四七
七、凍乾品			
めんたい(明太)	二五・〇〇	二・六三	・三二 (開キ及生乾ヲ含ム)
八、煉製品			

(農林省告示第六百六十九號)改正  
(農林省告示第二百三十七號十六年四月二十八日)改正追加

特上	四〇・〇〇	四・二〇	・五〇
上物	三〇・〇〇	三・一五	・三八
並物	二〇・〇〇	二・一〇	・二五

イ、「特上」トハ原料食用魚介肉重量中左ニ掲グルモノヲ除キタル食用魚介肉八〇%以上ヲ占メ、之ト併用セラレタル小麥粉、片栗粉其ノ他ノ澱粉ガ食用魚介肉重量ノ一〇%ヲ超エザルモノニシテ彈力强ク肉質シマリ水分少キモノヲ謂フ  
さめ類(ほしごめ、めじろヲ除ク)、まいわし、うるめいわし、かたくちいわし、

すけとうたら、たちうを、うしのした、えい、ほつけ、かれい(めいたがれい、あさば、まこがれい、あかがれい、まがれいヲ除ク)、あぶらがれい、きちじ、ひめじ

ロ、「上」トハ原料タル食用魚介肉重量ニ對シ小麥粉片栗粉其ノ他ノ澱粉ガ一三%ヲ超エザルモノヲ謂フ  
ハ、「並」トハ「特上」、「上」以外ノモノヲ謂ヒ野菜(つなぎ用とろろ芋ヲ除ク)、豆腐搾粕ヲ混和セルモノ及すじ、つみいれ等食用魚介類ノ屑肉類ヲ原料トセルモノハ「イ」及「ロ」ノ規定ニ拘ラズ「並」トス  
ニ、本項ノ價格ハ地方長官又ハ地方長官ノ指定スル者若ハ團體ガ前各定ニ依リ「特上」又ハ「上」ノ證票若ハ證印ヲ商品又ハ其ノ包裝物若ハ容器ニ附セルモノノ價格トシ右ノ證票又ハ證印ナキモノノ價格ハ「並」ノ價格トス  
ホ、本項ノ價格ハ板又ハ竹等ノ製造補造補助資材ノ目方ヲ除キタル正味重量ノ價格トス

九、燻製品			
紅さけ燻製	八〇・〇〇	八・四〇	一・〇〇



さけ 燻製 五〇・〇〇 五・二五 六三 (紅鮭燻製ヲ除ク)  
 ます 燻製 五〇・〇〇 五・二五 六三  
 にしん 燻製 二五・〇〇 二・六三 三二  
 其他 燻製 二五・〇〇 二・六三 三二  
 十、鹽辛品、練うに、うにアルコール漬及からすみ

うに 鹽辛	一三〇・〇〇	一三・九〇	一・七四
いか 鹽辛	一七・〇〇	一・八二	・二三
いか 鹽辛 (自作ヲ)	三二・〇〇	三・四二	・四三
黒 作 (フクム)	一三・〇〇	一・三九	・一七
かつを 鹽辛	一〇・〇〇	一・〇七	・一三
あみ 鹽辛	一八〇・〇〇	一九・三〇	二・四一
鮎 うるか	二〇〇・〇〇	二一・四〇	二・六八
このこ 鹽辛	二〇〇・〇〇	二一・四〇	二・六八
このこ 鹽辛	二〇〇・〇〇	二一・四〇	二・六八
魚卵 鹽辛	四〇・〇〇	四・二八	・五四
あまだひ 鹽辛	三五・〇〇	三・七五	・四七

かに 鹽辛 (かに漬) 三五・〇〇 三・七五 四七  
 其他 鹽辛品 一三・〇〇 一・三九 一七  
 練 う に 二六〇・〇〇 二七・八二 三・四八  
 う (アルコール漬) に 二〇〇・〇〇 二一・四〇 二・六八  
 (あわび、くらげ等ヲ混入セ  
 ルモノハ二割下ゲトス)  
 からすみ 三〇〇・〇〇 三二・一〇 四・〇〇  
 十一、削刻品、鯨煎さい及鯨煎皮

そぎ たこ	五五・〇〇	五・八三	・七三
切す るめ	五〇・〇〇	五・三〇	・六六
けずりかまほこ	七〇・〇〇	七・四九	・九四 (乾かまほこヲ削リタルモノ)
もみ たら	四〇・〇〇	四・二八	・五四
切鱈 ヲ フクム	二八・〇〇	二・九七	・三七 (すきみ鱈ヲ含ム)
皮むきたら	六五・〇〇	六・九〇	・八六 (含水量一八%以下ノモノトス)
乾燥 切ちくわ	四五・〇〇	四・七七	・五七
くぢら いらさい	二五・〇〇	二・六五	・三二



其他削刻品 一五〇〇 二・六五 三三三  
 十二、漬物(麴漬物ノ價格ハ粕漬ノ價格トシ其他漬物ハ味噌漬ノ價格トス)

品 種	小賣業者販賣價格(百匁當)
1、切身物	
あこうだい	味噌漬 三五 同粕漬 四二
さぼ	三〇
ほら	四〇
かひ	三五
かだ	六五
甘だ	三五
金目だ	五〇
とびう	五〇
たます	四〇
たち	三〇
ぶち	四〇
さめり	二〇

たけ	三〇	ク	三七
さけ	五〇	〃	五七
ふぐ	四〇	〃	八〇
めかじき	四〇	〃	四七
くちら軟骨	〃	〃	八〇
あわび	〃	〃	八〇
さざえ	〃	〃	六〇
たひらぎ柱	〃	〃	六〇
うみたけ	〃	〃	三五
くらげ	〃	〃	三五
其他	二〇	〃	二七
口、一尾物(單位一尾百匁)			
鯛類	五〇	〃	五八
あま鯛、しろかはあま鯛、はな鯛、れんこ鯛、ちこ鯛及ま鯛	一五	同粕漬	二三
にしん	一五		







一七、本表ニ掲グル品種ニハ鹽鮭鱒、干鮑、鱧鱒、干貝柱、海參（藤子ヲフクム）北  
 洋にしん、鹽水漬にしん及節類ヲフクマズ  
 一八、尾賣、切身賣、把賣ノ場合ニ於テモ凡テ重量價格ニ依ルモノトス

### 魚介類漬物北海道協定價格

北海道廳告示第七百七十二號昭和十六年十二月二十四日認可

(一) 額 (單位一〇〇匁當)

品名	生産者最高 販賣價格	却賣業者最 高販賣價格
(イ) 切身物		
あこうだひ	●二七	●二九
味噌漬	●三三	●三五
同 粕漬	●二四	●二五
さば味噌漬		

同 粕漬	●二九	●三一
ほら味噌漬	●三一	●三三
同 粕漬	●三七	●三九
かれひ味噌漬	●二七	●二九
同 粕漬	●三三	●三五
甘だひ味噌漬	●五一	●五四
同 粕漬	●五七	●六〇
金目だひ味噌漬	●四〇	●四二
同 粕漬	●四五	●四八
とびうを味噌漬	●四〇	●四二
同 粕漬	●四五	●四八
ます味噌漬	●三一	●三三
同 粕漬	●三七	●三九
たちうを味噌漬	●二四	●二五
同 粕漬	●二九	●三一



うみたけ粕漬  
 くらげ粕漬  
 其ノ他ノ切身物  
 ノ味噌漬  
 同 粕漬  
 (口) 一尾物  
 たひ類味噌漬  
 同 粕漬  
 にしん味噌漬  
 同 粕漬  
 さんま味噌漬  
 同 粕漬  
 あじ味噌漬  
 同 粕漬  
 さば味噌漬  
 同 粕漬

二二七  
 二二七  
 二一六  
 二二二  
 四五〇  
 四五  
 二二  
 一八  
 一七  
 二四  
 二七  
 三四  
 二〇  
 二六

二二九  
 二二九  
 二二七  
 二二三  
 四二  
 四八  
 一三  
 一九  
 一八  
 二五  
 二九  
 三六  
 二一  
 二八

ぶり味噌漬  
 同 粕漬  
 さめ味噌漬  
 同 粕漬  
 たら味噌漬  
 同 粕漬  
 さけ味噌漬  
 同 粕漬  
 ふぐ粕漬  
 めかじき味噌漬  
 同 粕漬  
 くじら軟骨粕漬  
 あわび粕漬  
 さざえ粕漬  
 たひらぎ柱粕漬

三一  
 三七  
 一六  
 二二  
 二四  
 二九  
 四〇  
 四五  
 六三  
 六一  
 三一  
 三七  
 六三  
 六三  
 六三  
 四七  
 四七

三三  
 三九  
 一七  
 二七  
 二五  
 三一  
 四二  
 四八  
 六七  
 六三  
 三三  
 三三  
 六七  
 六七  
 五〇  
 五〇

同右  
 すけとうたらハ各三錢下ゲ



とびうを味噌漬	・二四	・二五
同 粕 漬	・三〇	・三二
すぢこ粕漬	・四七	・五〇
いくら粕漬	・五九	・六三
たらこ粕漬(すけ)	・四〇	・四二
とうたらこ粕漬	・五九	・六三
あゆ味噌漬	・五九	・六三
同 粕 漬	・六五	・六九
其ノ他ノ一尾物	・二〇	・二一
ノ味噌漬	・二六	・二八
同 粕 漬	・二六	・二八
(ハ) 酢漬ノモノ	・二一	・二二
酢 た こ	・二一	・二二
酢 が に	・二一	・二二
(ニ) 本表ニ掲グル価格ハ賣主所在地ニ在リテハ買主店先渡價格トス但シ他市町ニ販賣スル場合ニ在リテハ賣主最寄驛又ハ港ニ於ケル船車乘價格トス		
(ホ) 本表ニ掲グル價格中ニハ從來ノ商習慣ニ依ル包裝費ヲ含ムモノトス但シ小賣		

- 用容器ヲ含メ販賣スル場合ニ於テハ曲物、樽及紙 容器(紙袋類ヲ除ク)ニ在リテハ内容量五〇〇匁ニ付四〇錢以内箱及籠ニ在リテハ内容量二〇〇匁ニ付一〇錢以内壘ニ在リテハ五〇匁ニ付一〇錢以内ヲ夫々加算スルコトヲ得ルモノトス
- (ヘ) 容器詰ノ儘販賣スル場合ニ在リテハ右容器ニ生産者ノ住所、氏名及詰込月日ヲ明記スルモノトシ明記セザルモノハ昭和十七年一月一日以降ハ本表價格ノ六掛以下ノ價格トス
- (チ)(ト) 糠漬ノ價格ハ味噌漬ノ價格ノ三割下ゲトス
- (チ) 本表價格ハ左ノ規格ニ該當スルモノノ價格トシ規格ニ該當セザルモノハ本表價格ノ五掛以下トス
- (1) 粕漬ハ水洗充分ニシタル魚類ヲ三日以上鹽藏シ之ニ輕度ノ乾燥又ハ壓搾ニ依リ水切充分ニシ(含水量七〇%以内)魚類一〇貫ニ對シ三貫以上(魚卵ハ二貫以上)ノ諸白粕ニ漬ケ込ミタルモノトス
- (2) 味噌漬ハ同上ニ依リ含水量七〇%以内ニシタル魚類一〇貫ニ對シ二貫以上ノ味噌ニ漬込ミタルモノトス



(3) 切身物トハ生魚ノ頭部、内臓及尾部ヲ除去シ切身トセルモノトシ、一尾モノトハ生魚ノ内臓ノミヲ除去シタルモノヲ謂フ

(二) 實施ノ期日

昭和十六年十二月二十二日

四 認可ニ附シタル制限又ハ條件

物價調整上必要アリト認めタルトキハ本認可ヲ取消スコトアルベシ

干鰯北海道産地價格

(昭和十六年十一月二十二日  
北海道廳告示第千六百八號)

品名	等級	生産者最高販賣價格	漁業組合聯合會最高販賣價格
す	一	四七四	四八四
す	二	四六五	四七二
す	三	四五五	四六二
(蒸及雨するめヲ除ク)	一	四四四	四五五
(蒸及雨するめヲ除ク)	二	四三三	四四一
(蒸及雨するめヲ除ク)	三	四二二	四三〇

するめノ最高販賣價格 (荷造附正味一〇貫當)

品名	等級	生産者最高販賣價格	漁業組合聯合會最高販賣價格
蒸	一	四四四	四五五
蒸	二	四三三	四四一
蒸	三	四二二	四三〇
雨	一	四四四	四五五
雨	二	四三三	四四一
雨	三	四二二	四三〇

- 一 生産者最高販賣價格トハ生産者及漁業組合(其ノ他生産者団体)ノ販賣價格ニシテ産地最寄驛渡又ハ最寄港船側渡價格トス
- 二 漁業組合聯合會最高販賣價格ハ産地最寄驛渡又ハ最寄港船側渡價格トス
- 三 生産者又ハ其ノ団体(漁業組合聯合會ヲ除ク)ヨリ直接買付ケ之ヲ販賣スル産地仲買人ノ最高販賣價格ハ漁業組合聯合會最高販賣價格ニ依ルモノトス
- 四 本表ニ掲グル價格ハ北海道水産物検査所ノ検査ニ合格シタルモノノ價格トス

生干鰯北海道價格

(昭和十六年十二月十三日  
道廳通牒已調第一六七七號)

生乾するめノ最高販賣價格



一 水分二五%ヨリ  
 生産者最高販賣價格(荷造附正味十貫當) 四二四七五  
 漁業組合聯合會最高販賣價格(同) 四三・四〇  
 元卸賣業者最高販賣價格(同) 四五・〇〇  
 卸賣業者最高販賣價格(同) 四七・二五  
 小賣業者最高販賣價格(百匁當) 五七

本表ニ掲グル價格ハ北海道水産物検査所ノ検査ニ合格シタル水分含有量二五%ヨリ二八%迄ノモノニシテ本乾するめニ準ズル結束荷造ヲ爲シタルモノノ價格トス

二 水分二八%ヲ超  
 生産者最高販賣價格(荷造附正味十貫當) 一八四〇〇  
 漁業組合聯合會最高販賣價格(同) 一八・二七  
 元卸賣業者最高販賣價格(同) 二〇・〇〇  
 卸賣業者最高販賣價格(同) 二一・二〇  
 小賣業者最高販賣價格(百匁當) 二五

本表ニ掲グル價格ハ北海道水産物検査所ノ検査ニ合格シタル水分含有二八%ヲ超ユルモノニシテ函詰ト爲シタルモノノ價格トス

### のし明太協定價格

(昭和十五年九月十二日)  
 (北海道廳告示第千五百一號)

一 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額

種	類	量	目	單	位	製造業者 販賣價格	卸賣價格	小賣價格
のし明太	十匁以上	一	袋	六錢	七錢	九錢		
同	二十匁以上	同		一二錢	一四錢	一八錢		

(一) 製造業者販賣價格ハ製造業者最寄驛渡(又ハ港渡)價格トシ荷具費ハ製造業者ノ負擔トス

(二) 製造者ガ直接小賣業者ニ販賣スル場合ハ卸賣價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス

(三) 卸賣價格ハ持込價格トス但シ他市町村ニ販賣スル場合ハ賣主最寄驛(又ハ港渡)(荷具費ハ賣主負擔)トス

(四) 小賣價格ハ店先渡價格トス

(五) 一袋ノ量目十匁以下ノモノノ價格ハ右容量ノ割合ニテ算出シタル額ノ七掛ノ額



- トス
- 二 實施ノ日 昭和十五年九月十日
  - 三 認可ニ附シタル條件
- 價格調整上必要ト認ムル場合ハ認可ヲ取消スコトアルベシ

### 皮附味の肴協定價格

(昭和十七年一月三十一日)  
北海道廳告示第一四四號

種 (一) 類	類 量	目 單	價
皮附味の肴	十 匁以上	一 袋	製造業者最高販賣價格
			卸賣業者最高販賣價格
同	二十匁以上	同 袋	製造業者最高販賣價格
			卸賣業者最高販賣價格
1	製造業者最高販賣價格ハ製造業者最寄驛渡(又ハ港渡)ノ價格トシ荷造費ハ製造業者ノ負擔トス	同	製造業者最高販賣價格
			卸賣業者最高販賣價格
2	製造業者ガ直接小賣業者ニ販賣スル場合ハ卸賣業者最高販賣價格ニ依ルコト	同	製造業者最高販賣價格
			卸賣業者最高販賣價格

- ヲ得ルモノトス
- 3 卸又ハ小賣業者最高販賣價格ハ賣主店先渡價格トス
  - (二) 實施ノ日昭和十七年一月二十九日
  - 一 認可ニ附シタル制限又ハ條件
- 物價調整上必要アルトキハ本認可ヲ取消スコトアルベシ

### のし柔魚協定價格

(昭和十六年九月十二日)  
北海道廳告示第一千二百八十八號

種 (一) 類	類 量	目 單	位	製造業者最高販賣價格	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
のし柔魚	八 匁以上	一 袋	同	七錢〇	七錢五	九錢〇
				十六匁以上	同 袋	一四・〇
1	製造業者最高販賣價格ハ製造業者最寄驛(又ハ港渡)ノ價格トシ、荷造費ハ製造業者ノ負擔トス	同	同	一四・〇	一五・〇	一八・〇



2 製造業者が直接小賣業者ニ販賣スル場合ハ卸業者最高販賣價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス

3 卸、小賣業者最高販賣價格ハ賣主店先渡價格トス

(二) 實施ノ日 昭和十六年九月十日

四 認可ニ附シタル制限又ハ條件  
物價調整上必要アルトキハ本認可ヲ取消スコトアルベシ

### 鹽鮭鱒最高販賣價格

農林省告示第四百三十六號 昭和十六年七月一日

#### 鹽鮭及鹽鱒最高販賣價格

一、北洋（北千島ヲ含ム）產鹽鮭及鹽鱒

新卷紅鮭	六八四七六	三〇四〇八	三一四一八	三三三〇五	三三九九五	一一一〇〇
生產者最高販賣價格(一〇〇疋當)	貫當	最高販賣價格(一〇貫當)	卸賣業者最高販賣價格(一〇貫當)	小賣業者最高販賣價格(一貫當)	尾賣切身賣一切(一〇〇匁當)	

新卷白鮭	五七・三〇	二五・〇八	二六・〇八	二七・六五	三・三〇	九・〇
新卷鱒	三九・〇〇	一七・五〇	一八・三五	一九・四五	二・三五	六・五
改良紅鮭	六二・四〇	二七・四九	二八・五四	三〇・二五	三・六五	一〇・〇
改良白鮭	五二・〇〇	二三・〇〇	二三・九六	二五・四〇	三・〇五	八・〇
改良鱒	三三・八〇	一五・四一	一六・二二	一七・二〇	二・一〇	五・五
半改良鱒	三三・二二	一三・四三	一五・六三	一六・八六	二・〇六	五・五
散 鱒	二六・〇〇	一一・八〇	一二・五三	一三・二五	一・五六	四・〇

銀鮭、鱒ノ助ノ價格ハ紅鮭ノ價格ニ依ルモノトス

(一) 生産者最高販賣價格ハ函館倉庫渡價格トス但シ其ノ他ノ地ノ倉庫渡トスル場合ハ函館倉庫渡價格トノ運賃諸掛差額ヲ加減セル價格トス

(二) 一手販賣業者最高販賣價格トハ日本鮭鱒配給株式會社ノ著驛（農林大臣ノ指示スル驛ヲ含ム）貨車乘渡（又ハ船側、岸壁渡）價格トス

(三) 元卸賣業者最高販賣價格トハ日本鮭鱒配給株式會社ノ配給先タル販賣業者ノ倉庫渡又ハ店先渡ノ價格トス

(二)ニ掲グル場所ニテ販賣スル場合ハ十七錢（正味一〇貫當）ヲ控除スルモノトス



(イ) 樺太産ノ鹽鮭及鹽鱒

	生産者最高 販賣價格(一 〇〇疋當)	一手販賣業 者最高販賣 價格(一〇〇 貫當)	元卸賣業者 最高販賣價 格(一〇〇貫 當)	卸賣業者最 高販賣價格 (一〇貫當)	小賣業者最高販賣價格 尾賣(切身賣一切 (一貫當) (二〇匁當)
新卷白鮭	五七四三〇	二二四七〇	二五四六〇	二七四六五	三三三〇
新卷鱒	三九〇〇〇	一五・七〇	一八・〇〇	一九・四五	二・三五
改良白鮭	五二・〇〇	二〇・七〇	二三・五〇	二五・四〇	三・〇五
改良鱒	三三・八〇	一三・七〇	一五・九五	一七・二〇	二・一〇
散鱒	二六・〇〇	一一・〇五	一二・三〇	一三・二五	一・五六

(ロ) 北海道(北千島ヲ除ク)産、三陸産鹽鮭及鹽鱒

	生産者最高 販賣價格(一 〇〇疋當)	一手販賣業 者最高販賣 價格(一〇〇 貫當)	元卸賣業者 最高販賣價 格(一〇〇貫 當)	卸賣業者最 高販賣價格 (一〇貫當)	小賣業者最高販賣價格 尾賣(切身賣一切 (一貫當) (二〇匁當)
新卷白鮭	六八四七六	二七四一〇	三〇四六〇	三三三〇五	三三九五
新卷鱒	四六・八〇	一八・七〇	二一・五〇	二三・二〇	二・八〇

改良白鮭 六二・四〇 二四・六五 二八・〇〇 三〇・二五 三・六五 一〇・〇〇  
 改良鱒 四〇・五六 一六・三〇 一九・〇〇 二〇・二〇 二・四五 六・五  
 紅鮭、銀鮭及鱒ノ助ノ價格ハ北海道(北千島ヲ除ク)産、三陸産ノ白鮭ノ價格ニ依  
 ルモノトス

(一) 生産者最高販賣價格ハ生産者ノ倉庫渡價格トス

(二) 一手販賣業者最高販賣價格トハ函館水産販賣株式會社、日本水産株式會社北  
海營業所及地方長官ノ指定スル者ノ著驛貨車乗渡(船側渡又ハ岸壁渡ヲ含ム)價  
格トス

(三) 元卸賣業者最高販賣價格トハ最終卸賣業者ニ販賣スル者(中央卸賣市場ニ於  
ケル卸賣人ヲ含ム)ノ賣主店先渡價格トス

(四) 北海道(北千島産ノモノヲ除ク)産及三陸産ノ鹽鮭、鹽鱒ノ生産者又ハ生産  
者團體ガ直接元卸賣業者ニ販賣スル場合ハ一手販賣業者最高販賣價格ニ卸賣業  
者ニ販賣スル場合ハ元卸賣業者最高販賣價格ニ依ルコトヲ得

一、無頭ノ鹽鮭鹽鱒ハ切身賣ノ場合ヲ除キ本表價格ニ一割ヲ加算シ得ルモノトス  
 四、本表ニ掲グル價格ニハ荷造包裝費ヲ含ム但シ散鱒ノ生産者最高販賣價格ニハ荷造



包裝費ヲ含マズ

五、地方長官農林大臣ノ許可ヲ得テ卸賣業者最高販賣價格ニ付別段ノ額ヲ定メタル場合及沖繩縣ニ在リテハ地方長官農林大臣ノ許可ヲ得テ別段ノ額ヲ定メタル場合ハ本表價格ハ之ヲ適用セズ

六、輸移出向鹽鮭及鹽鱒ニ付テハ生産者最高販賣價格ハ「二ノ表」ノ一手販賣業者最高販賣價格ノ範圍内トシ、日本鮭鱒配給株式會社ノ日本海產物販賣株式會社ニ對スル最高販賣價格及日本海產物販賣株式會社ノ最高販賣價格(受渡地倉庫渡價格)ハ「二ノ表」ノ一手販賣業者最高販賣價格ト同價格トシ、輸移出業者ノ最高販賣價格(輸移出港倉庫渡價格)ハ「二ノ表」ノ元卸賣業者最高販賣價格ト同價格トス但シ荷造包裝セザル散鱒ニ付テハ右ノ價格ヨリ一〇貫ニ付六〇錢ヲ控除シタル額トシ、北洋(北千島ヲ含ム)產ノ紅鮭銀鮭及鱒ノ助ニ付テハ「二ノ(ロ)表」ノ白鮭ノ價格ニ白鮭及鱒ニ付テハ「二ノイ」ノ表ノ白鮭及鱒ノ價格ニ依ルモノトス

日本海產物販賣株式會社又ハ輸移出業者ガ前項ノ受渡場所以外ニ於テ受渡ス場合ニ在リテハ運賃諸掛ヲ加減シ得ルモノトス

七、卸賣業者最高販賣價格ハ賣主店先渡價格トス

八、一手販賣業者ガ東京、橫濱、京都、大阪及神戸ノ各市ニ於ケル中央卸賣市場ノ卸賣人ニ販賣スル場合ノ價格ハ一ノ(二)及二ノ(二)ノ規定ニ拘ラズ元卸賣業者最高販賣價格(買主ノ倉庫渡又ハ店先渡)ニ、東京、橫濱、京都、大阪及神戸ノ各市ニ於ケル中央卸賣市場ノ卸賣人ノ最高販賣價格ハ一ノ(三)及二ノ(三)ノ規定ニ拘ラズ卸賣業者最高販賣價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス

### 乾貝柱、海參、乾鮑、乾藤子

農林省告示第六百二十五號 昭和十五年十二月十一日

乾貝柱等販賣價格(正味一〇〇斤當)

一、乾貝柱 三〇四圓〇〇 二、乾藤子 一三四圓〇〇

三、海參 根室產五〇粒八五〇圓、其ノ他七〇〇圓

(一)有刺參(一斤ニ付五〇粒標準)

(1) 北海道產

根室及千島產 八五〇圓〇〇 其ノ他ノ北海道產 七〇〇圓〇〇



(2) 青森縣、岩手縣、宮城縣、福島縣、秋田縣及富山縣產 六〇〇圓〇〇  
(3) 其ノ他ノモノ 四八〇圓〇〇

大粒差一粒ニ付三圓高小粒差一粒ニ付二圓安トス

(二)無刺參(沖子)(一斤ニ付二五粒標準) 六五〇圓

大粒差一粒ニ付五圓高小粒差一粒ニ付五圓安トス

四、乾 鮑

(一)青森縣產

(1) 大間網採モノ(一斤ニ付一二粒標準) 八〇〇圓

大粒差一粒ニ付五〇圓高、小粒差一粒ニ付二五圓安トス

(2) 大間突採モノ及津輕モノ(一斤ニ付二〇粒標準) 六〇〇圓

大粒差一粒ニ付二〇圓高、小粒差一粒ニ付七圓安トス

(3) 其ノ他ノ青森縣產(一斤ニ付三〇粒標準) 三五〇圓

大粒差一粒ニ付六圓高、小粒差一粒ニ付五圓安トス

(二)長崎縣、鹿兒島縣及大分縣產(一斤ニ付二〇粒標準) 六〇〇圓

大粒差一粒ニ付一五圓高、小粒差一粒ニ付七圓安トス

(三)北海道產(一斤ニ付五〇粒標準) 三〇〇圓

大粒差一粒ニ付三圓高、小粒差一粒ニ付二圓安トス

(四)其ノ他ノモノ(一斤ニ付三〇粒標準) 三五〇圓

大粒差一粒ニ付六圓高、小粒差一粒ニ付五圓安トス

五、本表ニ掲グル價格ハ日本海產物販賣株式會社ノ輸移出港倉庫渡價格トス

前項ノ受渡場所以外ニ於テ受渡ヲ爲ス場合ハ運送賃其ノ他ノ實費ヲ加算シ得ルモノトス

六、本表ニ掲グル價格ニハ從來ノ商習慣ニ依ル荷造包裝費ヲ含ムモノトス

七、本表ニ於テ『大粒一粒ニ付何圓高』トアルハ標準モノヨリ一斤ニ付一粒ヲ減ズル毎

ニ標準モノ一〇〇斤當ノ價格ニ加フベキ金額トシ『小粒差一粒ニ付何圓安』トアル

ハ標準モノヨリ一斤ニ付一粒ヲ増ス毎ニ標準モノ一〇〇斤當ノ價格ヨリ減ズベキ

金額トス

八、生産者販賣價格及卸賣業者販賣價格(輸出業者販賣價格ヲ除ク)ハ本表ニ掲グル價格ノ範圍内トス



# 昆布販賣價格

農林省 告示第四十六號 昭和十五年九月二十四日  
商工省

## 昆布販賣價格

一、卸賣價格（正味十貫當）

(一) 北海道産昆布

◇長切 昆布

北見國産

天鹽國産

渡島、石狩、日高、十勝國産

釧路國産特殊荷造

釧路(特殊荷造ヲ除ク)根室、千島産

◇島切 昆布

根室國羅臼、千島國國後郡産

渡島國

四五〇〇

四〇〇〇

二二〇〇

一七〇〇

一〇〇〇

五〇〇〇

三四〇〇

根室國離島産

後志、膽振國産

◇元揃 昆布

渡島國茅部郡産

渡島國龜田郡産

根室國羅臼、千島國國後郡産

根室國離島産

◇島田手繰昆布

膽振國(山越郡ヲ除ク)産

渡島國及膽振國山越郡産

北見、釧路、根室、千島國産

◇折 昆布

北見國、渡島國、龜田郡及函館市産

其ノ他ノ渡島國、膽振國山越郡産

後志、膽振(山越郡ヲ除ク)日高、十勝國産

二九〇〇

二一〇〇

七八〇〇

五五〇〇

五〇〇〇

二六〇〇

二〇〇〇

一三〇〇

一〇〇〇

四五〇〇

三四〇〇

二四〇〇



釧路國產

◇花折昆布

根室國、羅臼產

渡島國龜田郡及函館市產

其ノ他ノ渡島國產

後志、膽振國產

◇棒昆布

渡島（松前郡ヲ除ク）後志、天鹽、膽振國產

渡島國機前郡產

日高、十勝國產

釧路國產

其ノ他北海道產昆布

(一) 樺太產昆布

(二) 其ノ他地方產昆布

二、小賣價格（正味百匁當）

一六〇〇

四〇〇〇

三一〇〇

二三〇〇

二三〇〇

二七〇〇

一七〇〇

一九〇〇

一五〇〇

六〇〇

五〇〇〇

三五〇〇

出シ昆布

煮昆布

白オボロ昆布及黒オボロ昆布

白トコロ昆布及黒トコロ昆布

山出シ昆布（山出シ切昆布ヲ含ム）

水晶昆布（初霜昆布）

白板昆布（霜地ヲ含ム）

角切昆布（丹册切其ノ他ノ切昆布ヲ含ミ青刻昆布ヲ除ク）

茶昆布

粉末茶昆布

ホイロ昆布

青板昆布

青染昆布（青紐昆布）

青刻昆布（松葉昆布ヲ含ム）

昆布卷（乾物）

五〇

二五

二〇

八〇

一五〇

四〇

四〇

二八

五〇

〇〇

〇〇

二六

一四

一八

二五



同 (同味付)  
酢 長 切  
リムヒ昆布

・五〇  
・五〇  
一・二〇

- 一、卸賣價格トハ卸賣業者(中央卸賣市場ニ於ケル仲買人ヲ含ム)ノ店先渡價格トス
- 二、地方長官本表價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ額ヲ指定シタル場合ハ本表價格ハ之ヲ適用セズ
- 三、本表價格ニハ從來ノ商習慣ニ依ル荷造費ヲ含ムモノトス  
 小賣用容器ヲ含メ販賣スル場合ニ於テハ木箱、折又ハ曲在ニ在リテハ内容量百匁ニ付十錢紙箱ニ在リテハ内容量百匁ニ付五錢、罐又ハ壘ニ在リテハ内容量五十匁ニ付十錢其他ノ容器ニ在リテハ内容量百匁ニ付五錢ヲ加算シ得ルモノトス

(108)

### 北海道産昆布生産者價格

北海道廳告示第千五百八十六號 昭和十五年十月一日  
北海道産昆布產地價格 (十貫當)

品名	產地濱渡價格	石圓
一、長切昆布	三八・〇〇	一五・二〇〇
北見國產	三三・〇〇	一三・二〇〇
天鹽國產	一八・〇〇	七・二〇〇
渡島、石狩、日高、十勝國產	一三・〇〇	五・二〇〇
釧路產特殊荷造	七・五〇	三・〇〇〇
釧路 (特殊荷造ヲ除ク)		五貫匁一把
根室、千島國產	四二・〇〇	二二・〇〇〇
二、島切昆布	二八・〇〇	一四・〇〇〇
根室國羅白、千島國國後產	二二・五〇	一一・七五
渡島國產	一六・五〇	八・二五
根惠國離島產		百石圓
後志、膽振國產		
三、元揃昆布		
渡島國茅部郡產	六六・五〇	二六・六〇〇
渡島國龜田郡產	四六・五〇	一八・六〇〇

(109)



根室國、羅臼千島國國後產	四二・〇〇	一六・八〇〇
根室國離島產	二一・〇〇	八・四〇〇
四、島田手繰昆布		百石圓
膽振國(山越郡ヲ除ク)產	一六・〇〇	六・四〇〇
渡島國及膽振國山越郡產	一〇・〇〇	四・〇〇〇
北見、釧路、根室、千島國產	七・五〇	三・〇〇〇
五、折 昆 布		二貫匁 五百匁
北見國、渡島國龜田郡及函館市產	三八・〇〇	七・六〇
其ノ他ノ渡島國及膽振國山越郡產	二八・〇〇	五・六〇
後志、膽振(山越郡ヲ除ク)日高	一九・〇〇	三・八〇
十勝國產	一二・三〇	一
釧路國產		・六一
花 折 昆 布		一貫匁
根室國羅臼產	三三・〇〇	三・三〇
渡島國龜田郡及函館市產	二五・五〇	二・五五
其ノ他ノ渡島國產後志膽振國產	一八・五〇	一・八五

七、棒 昆 布		一貫匁
渡島(松前郡ヲ除ク)後志、天鹽、	二二・〇〇	二・二〇
膽振國產		
渡島國松前郡產	一三・〇〇	一・三〇
日高、十勝國產	一五・〇〇	一・五〇
釧路國產	一一・〇〇	一・一五
八、其ノ他ノ昆布	三・五〇	四・〇七

## 附 記

- 九、本表ニ掲グル產地濱渡價格トハ漁業組合ノ共同販賣價格又ハ之ニ準ズルモノノ價格トシ釧路 産昆布ニ付テハ釧路市、厚岸町、濱中村倉庫渡、根室及千島國産昆布ニ付テハ根室町倉庫渡價格其ノ他ノ地方産昆布ニ付テハ產地漁業組合水産倉庫渡ハ之ニ準ズル場合ノ價格トス
- 十、本表ニ掲グル產地濱渡價格ハ北海道水産物検査所ノ検査ニ合格シタルモノノ一等檢ノ價格トシ、二等檢ハ一等檢ノ一割下ゲ、三等檢ハ一等檢ノ二割五分下ゲ、四等檢ハ一等檢ノ四割五分下ゲ、五等檢ハ一等檢ノ六割下ゲトス



原料昆布中水産物検査標準第八條五六ノ二原料昆布結束荷造(1)及(2)ニ該當スルモノノ一等檢ノ價格ハ各地ニ於ケル長切昆布又ハ島切昆布一等檢ノ價格ハ六割下ゲトシ原料昆布二等檢ハ一等檢ノ五分下ゲ、原料昆布三等檢ハ一等檢ノ一割下ゲトス

- 十一、本表ニ掲グル長切昆布ハ水昆布棹前昆布及細目昆布ヲ含ムモノトス
- 十二、漁業組合聯合會根室海産物集荷組合及生産者又ハ其ノ団体ヨリ直接買付ケ之ヲ販賣スル産地仲買人ノ販賣價格ハ産地驛出又ハ産地岸壁渡ニテ販賣スル場合ハ産地濱渡價格ニ販賣手数料二分及諸掛十貫當五十錢ヲ産地倉庫渡ニテ販賣スル場合ハ販賣手数料二分及諸掛十貫當四十錢ヲ加算シタル價格トス
- 十三、日本海産物販賣株式會社ノ販賣價格ハ十二ニ掲グル價格ニ販賣手数料二分ヲ加算シタル價格トス

### 樺太昆布生産者價格

樺太廳告示第四百四十三號 昭和十六年九月十九日  
樺太産昆布ノ生産者最高販賣價格

### 一、反昆布 (一駄正味十九疋)

産地	採取期別	等級			
		元一等	並一等	二等	三等
長濱村	走中及	二二四〇〇	一七四八五	一一四六〇	六四二五
	棹前	一八・九〇	一六・〇五	一一・三五	五・六〇
	後	一四・七〇	一二・五〇	八・八〇	四・三五
廣地村	走中及	二〇・五〇	一九・五〇	一七・四〇	一二・三〇
	棹前	一八・四五	一七・五五	一五・六五	一一・〇五
	後	一四・三五	一三・六五	一二・二〇	八・六〇
深海村、大泊町、(字楠溪、山)	走中及	二〇・〇〇	一七・〇〇	一二・〇〇	五・七五
	棹前	一八・〇〇	一五・三〇	一〇・八〇	五・一〇
	後	一四・〇〇	一一・九〇	八・四〇	四・〇〇
知床村、大泊町、(字大泊、山)	走中及	一九・五〇	一八・五五	一六・五五	一一・七〇
	棹前	一七・五五	一六・七〇	一四・九〇	一〇・五五
	後	一三・六五	一三・〇〇	一一・六〇	八・二〇
千歳村、本斗町、(字大)	走中及	一七・五五	一六・七〇	一四・九〇	一〇・五五
	棹前	一三・六五	一三・〇〇	一一・六〇	八・二〇
	後	一三・六五	一三・〇〇	一一・六〇	八・二〇
阿蘭泊村	走中及	一三・六五	一三・〇〇	一一・六〇	八・二〇
	棹前	一三・六五	一三・〇〇	一一・六〇	八・二〇
	後	一三・六五	一三・〇〇	一一・六〇	八・二〇



產地	採期	別取	一 等		二 等	
			後	前	後	前
內幌町大字氣主	走	一・九・二〇	一・八・〇五	一・六・三〇	一・一・五〇	五・七五
本斗町(大字遠)	中及	一・七・三〇	一・六・二五	一・四・六五	一・〇・三五	五・一五
節及阿幸ヲ除	棹前	一・三・四五	一・二・六五	一・一・四〇	八・〇五	四・〇〇
夕(海馬村)	後					
知床村大字外知	走	一・八・〇〇	一・七・一〇	一・五・三〇	一・〇・八〇	五・四〇
床、能登呂村、	中及	一・六・二〇	一・五・四〇	一・三・七五	九・七〇	四・八五
內幌町大字內幌	棹前	一・二・六〇	一・一・九五	一・〇・七〇	七・五五	三・八〇
後	後					
好仁村字十串以	走	一・七・〇〇	一・六・一五	一・四・四五	一・〇・二〇	五・〇〇
南及字音羽、野	中及	一・五・三〇	一・四・五五	一・三・〇〇	九・二〇	四・五〇
田郡、泊居町、鵜	棹前	一・一・九〇	一・一・三〇	一・〇・一〇	七・一五	三・五〇
城村、惠須取町	後					
其ノ他ノ地方	走	一・六・〇〇	一・五・二〇	一・三・六〇	九・六〇	五・〇〇
中及	中及	一・四・四〇	一・三・七〇	一・二・二五	八・六五	四・五〇
棹前	棹前	一・一・二〇	一・〇・六五	九・五〇	六・七〇	三・五〇
後	後					
二、元揃折昆布	一 駄	(正味十九疋)				

產地	採期	別取	正 味		三 疋 八 〇 〇				
			走	中及棹前	後	走	中及棹前	後	
長濱村	走	二・一・〇〇	一・八・二五						
中及	中及	一・八・九〇	一・六・四〇						
棹前	棹前	一・四・七〇	一・二・二五						
後	後								
三、短尺反昆布	一 駄								
長濱村	走	四・一・五	三・四・七五	二・四・九〇	九・四〇五	八・四一五	六・四三〇		
中及	中及	三・九五	三・五五	二・八〇	八・六〇	七・七五	六・一〇		
棹前	棹前								
後	後								
知床村大字內知床	走	三・八〇	三・四・五	二・七〇	八・三〇	七・五〇	五・八五		
遠淵村、深海村、大	中及								
泊町、千歳村、内幌	棹前								
町大字氣主、本斗	後								
町海馬村、真岡町、	後								
蘭泊村	後								
知床村大字外知	走	三・五五	三・二〇	二・五五	七・七五	六・九五	五・五五		
床、能登呂村	中及								
內幌町大字內幌	棹前								
後	後								
其ノ他ノ地方	走	三・三〇	三・〇〇	二・三五	七・二〇	六・五〇	五・一〇		



四、花折昆布及端折昆布 正味一疋當

產地	採期	取別	等級
長濱村	走中及棹前	後	一 四二一 一 八〇九 二 七九〇 三 四七九 四 四七九
廣地村	走中及棹前	後	一 一〇一 一 八〇一 二 七九〇 三 四七九 四 四七九
知床村大字內知床	走	後	一 〇〇〇 一 〇〇〇 二 九〇〇 三 七九〇 四 四七九
遠淵村、深海村、大泊町、千歲村、	中及棹前	後	一 〇〇〇 一 〇〇〇 二 九〇〇 三 七九〇 四 四七九
内幌町、大字氣主、本斗町、海馬村、	中及棹前	後	一 〇〇〇 一 〇〇〇 二 九〇〇 三 七九〇 四 四七九
眞岡町、蘭泊村	中及棹前	後	一 〇〇〇 一 〇〇〇 二 九〇〇 三 七九〇 四 四七九
知床村大字外知床能登呂村、内幌町大字内幌	走中及棹前	後	一 〇〇〇 一 〇〇〇 二 九〇〇 三 七九〇 四 四七九
其ノ他ノ地方	走中及棹前	後	一 〇〇〇 一 〇〇〇 二 九〇〇 三 七九〇 四 四七九

五、トロ口昆布

產地	等級
(一) 反昆布	一 駄 (正味十九疋)
東海岸	一 等 四四五五 二 等 三三九〇 三 等 二四六五
亞庭灣内西海岸	一 等 六・八五 二 等 五・八五 三 等 三・九〇
(二) 長切昆布	一 駄 (正味三十疋)
東海岸	一 等 七・四〇 二 等 六・四〇 三 等 四・四〇
(三) 島田昆布	一 駄 (正味三十疋)
東海岸	一 等 七四四〇 二 等 六四四〇 三 等 四四四〇
亞庭灣内西海岸	一 等 一〇・八五 二 等 九・三〇 三 等 六・二〇
(四) 花折昆布	



產地

(正味一疋當)

亞庭灣内西海岸

三・六六

六、猫足反昆布 一駄 (正味十九疋)

產地

一等 二等 三等

全島 六四一五 五四三〇 三四六〇

產地

一等 二等 三等

全島 五四一五 四四四五 三四〇〇

八、肩昆布 正味十貫ニ付四圓九〇錢

九、昆布莖 正味十貫ニ付七圓

(一) 本表價格ハ生産者又ハ其ノ團休ノ大泊本斗眞岡各主要港倉庫渡ノ價格トス

(二) 產地ニ於テ受渡シテ爲ス場合ハ產地ヨリ前記最寄主要港迄ノ運賃實費ヲ控除

シタル價格トス

(三) 本表ニ掲グル等級及採取期別ハ水産製造物検査規則ニ依ルモノトシ一ノ級等

中元一等トアルハ元葉ノミヲ結束シタルモノヲ並一等トアルハ元葉以外ノ葉又

ハ元葉及元葉以外ノ葉ヲ以テ結束シタルモノヲ謂フ

(四) 本表價格ハ水産製造物検査規則ニ依ル荷造費ヲ含ムモノトス

### 北海道産申面最高販賣價格

北海道廳告示第千二百九十號 (昭和十六年九月十三日)

北海道ちがいそ(さるめん)ノ最高販賣價格 (荷造附十貫當)

品名	等級	生産者最高販賣價格	漁業組合聯合會最高販賣價格	販賣業者最高販賣價格
ち膽渡	一	一〇四三〇	一〇四五〇	一一一七五
が振島	二	九二二五〇	九四二五〇	一〇一六五
い	三	七二二五〇	七四二五〇	八〇三六五
そ國及	四	五二二五〇	五四二五〇	六〇一三五



其	他	一	二	三	四
六・八〇〇	六・二〇〇	四・八〇〇	三・四〇〇	三・五〇〇	四・九〇〇
七・〇〇〇	六・三〇〇	四・九〇〇	三・五〇〇	四・〇〇〇	五・七五〇
八・〇〇〇	七・二五〇	五・七五〇	四・二五〇	五・〇〇〇	八・〇〇〇

- 一、生産者最高販賣價格トハ生産者及漁業組合ノ販賣價格ニシテ産地最寄驛所在倉庫渡價格トス
- 二、漁業組合聯合會最高販賣價格ハ産地最寄驛所在倉庫渡價格トス
- 三、販賣業者最高販賣價格トハ賣主最寄驛出又ハ岸壁渡價格トス
- 四、本表ニ掲グル價格ハ北海道水産物検査所ノ検査ニ合格シタルモノノ價格トス

### 北海道海藻協定價格

- 昭和十五年五月三日 北海道廳認可
- ◇石花菜 産地裸値十貫、松前産一等檢八五圓、一等檢基準二等檢一割下ゲ、三等檢二割下ゲ等外五割下ゲ
  - ◇海 羅 産地裸値十貫、日高色内産一等檢六〇圓、二等檢五分下ゲ、三等檢一割下ゲ、等外二割下ゲ

- ◇銀杏草 産地裸値十貫、日高産黒葉一等二八圓、赤葉一等一八圓、二等檢五分下ゲ、三等檢一割下ゲ、等外二割下ゲ
- ◇大葉草 産地裸値十貫、根室産一等一六圓、二等檢五分下ゲ、三等檢一割下ゲ、等外二割下ゲ
- ◇赤 肌 産地裸値十貫、天賣産一等一二圓一〇錢、二等檢五分下ゲ、三等檢一割下ゲ、等外二割下ゲ、産地格差渡島檜山産二割上ゲ
- ◇角 又 産地裸値十貫、苫前産一等二一圓五〇錢、二等檢一割三等檢二割、等外四割下ゲ
- ◇於胡采 産地裸値十貫、上物 三二圓、並物 二二圓

### 若布公定價格

農林省告示第三百十六號 (昭和十六年五月二十六日)



わかめ販賣價格

產地最寄驛渡又ハ最寄港船側渡價格

卸賣販賣價格

小賣販賣價格

- 素干わかめ 一六四六五(正味一〇貫當) 一四八四(正味一貫當) 〇四二二(正味百匁當)
- 灰干わかめ 二〇・六五(正味一〇貫當) 二・二七(正味一貫當)
- 一、本表ニ於ケルわかめトハわかめ(めのは、をしきめ、めぎ、にぎめ)、あをわかめ(びしやもんわかめ、わにうらこんぶ、おほわかめ、みちなしわかめ、はひろこぶ、ひらわかめ、うちあわかめ、めこぶ、ながわかめ)及ひろめヲ謂フ
- 二、卸賣販賣價格ハ賣主店先渡價格トス
- 三、本表價格ハ荷造包裝ヲ爲シタルモノノ價格トス
- 四、素干わかめトハ生わかめヲ原形ノ儘乾燥シタルモノヲ謂フ
- 五、素干わかめニシテ砂ノ附著セルモノハ其ノ砂ガ總重量ノ一分以上五分未満ナルモノニ在リテハ本表價格ノ一割下ゲ五分以上ナルモノニ在リテハ本表價格ノ五割下ゲトス
- 六、灰干わかめトハ生わかめニ灰ヲ施用シテ乾燥シタルモノヲ謂フ

七、一月一日乃至五月三十一日ノ期間中ニ生産セラレタル素わかめニシテ生産者ニ於テ五十匁宛一括シ之ニ其ノ重量生産年月日及生産者名ヲ記載シタル荷票ヲ附シ地方長官又ハ地方長官ノ指定スル生産者團體ノ認證ヲ附シタルモノ、本表價格ノ三割上ゲトス

若布製品最高販賣價格

農林省告示第六百三十號 昭和十六年九月二日

わかめ製品最高販賣價格

(一)	生産者最高販賣價格(正味一貫當)	卸賣業者最高販賣價格(正味一貫當)	小賣業者最高販賣價格(正味二〇匁當)	規	格
-----	------------------	-------------------	--------------------	---	---

本場鳴門わかめ	一等	一四四・五二	一五四・九八	〇四三・九	德島縣産ノ灰干わかめヲ淡
等	二等	一〇四・一七	一一一・九	〇二七	水ニテ洗ヒ中軸ヲ除去シ水
等	三等	七〇・一七	七八・八三	〇一七	分一八%未滿ニ乾燥加工シ
等	等外	三五・五〇	三八・八五	〇〇・九	タルモノ



品名	規格			規	格
	生産者最高販賣價	卸賣業者最高販賣價	小賣業者最高販賣價		
鳴門わかめ	一等 二・一〇	二等 一・九七	三等 一・八四	灰干わかめヲ淡水ニテ洗ヒ	
晒わかめ	一等 八・三〇	二等 六・四〇	三等 四・五〇	素干わかめ又ハ生わかめヲ	
板わかめ	一等 一・五七	二等 一・二七	三等 一・〇〇	生わかめヲ淡水ニテ洗ヒ板	
湯わかめ	八・六六	九・五三	〇・二三	わかめヲ淡水ニテ洗ヒ沸騰	
もどしわかめ	一・〇八	一・一五	〇・〇三	素干わかめヲ淡水又ハ鹽水	

品名	規格			規	格
	生産者最高販賣價	卸賣業者最高販賣價	小賣業者最高販賣價		
味付わかめ紙袋入	三・三五	三・六九	四・四三	板わかめヲ味附シ縦八分乃	
罐入(代用罐ヲ包ム)又ハ壘入(單位一箇)	特等 一・五五	一等 一・七一	二等 二・〇五		
特等(正味三〇匁入)	〇・九五	一・〇五	一・二六		
大(〇二〇匁入)	〇・五一	〇・五六	〇・六七		
中(〇一〇匁入)	〇・三一	〇・三五	〇・四二		
小(〇五匁入)	〇・九二	一・〇一	一・二一		
もみわかめ	〇・七三	〇・八〇	〇・九六		
紙袋入(二〇〇匁當)					
罐入(代用罐ヲ含ム)又ハ壘入(單位一箇)					
特大(正味五〇匁入)					

板わかめヲ水分一五%未還ニ乾燥シ中軸ヲ除去シタル後モミタルモノニシテ一寸目三六目以内ノ篩ニ掛ケタルモノ



大(〃四〇匁入)	〇・五八	〇・六四	〇・七七
中(〃三〇匁入)	〇・四七	〇・五二	〇・六二
小(〃二〇匁入)	〇・三六	〇・四〇	〇・四八

(三)

生産者最高販賣價格 卸賣業者最高販賣價格 小販業者最高販賣價格  
 高販賣價格(正味一貫當) 高販賣價格(正味一貫當) 高販賣價格(正味二〇匁當)

規 格

其ノ他ノわかめ

一・六六	一・八四	〇・〇五
------	------	------

素干わかめ及灰干わかめ以外ノわかめニシテ水分元%未滿ニ乾燥加工シタルモノ

- 二、生産者最高販賣價格及卸賣業者最高販賣價格トハ賣主店先渡トス
- 三、本表價格ハ荷造包裝費ヲ含ム
- 四、本表價格ハ生産者ニ於テ其ノ重量、銘柄及生産者名ヲ記載シタル荷票又ハ印證ヲ附シ地方長官又ハ地方長官ノ指定スル団体ガ本表規格ニ該當セル旨ノ認證ヲ附シタルモノノ價格トス但シ本表中等級別ノアルモノニ付テハ各等級別ノ認證ヲ附スルモノトス
- 五、四ニ依ル荷票又ハ印證ナキモノ及認證ナキモノハ本表價格ノ四割下トス但シ本表

價格中等級別ノアルモノニ付テハ等外ノ一割下トス

- 六、味附わかめ又ハもみわかめニシテ罐入(代用罐ヲ含ム)又ハ壘入ノモノニシテ本表ニ掲グル内容量ニ依ラザルモノニ付テハ内容量五匁未滿ノモノニ在リテハ五匁詰、五匁詰以上一〇匁詰未滿ノモノニ在リテハ一〇匁詰以上二〇匁詰未滿ノモノニ在リテハ二〇匁詰以上三〇匁詰以上ノモノニ在リテハ三〇匁詰ノ價格ヲ夫々基準トシ内容量ニ正比例シテ算出シタル價格トス
- 七、味附わかめ又ハもみわかめニシテ罐入ノモノハ内容量一〇匁ニ付四錢ヲ加算スルコトヲ得

- 八、生産者ガ直接小販業者店先持込ニテ販賣スル場合ノ價格ハ卸賣業者最高販賣價格生産者又ハ卸賣業者ガ直接消費者持込ニテ販賣スル場合ノ價格ハ小販業者最高販賣價格ニ依ルコトヲ得但シ生産者又ハ卸賣業者ガ(一)ノモノ、(三)ノモノ及(二)ノ紙袋入ニ付テハ一口一貫以上、罐入(代用罐ヲ含ム)又ハ壘入ニ付テハ二打以上ヲ直接消費者ニ賣主店先渡ニテ販賣スル場合ノ價格ハ卸賣業者最高販賣價格トシ買主店先渡ノ場合ハ運賃諸掛ヲ加算スルコトヲ得
- 九、地方長官軍用供出ノモノニシテ特別ノ規格又ハ梱包ヲ要スルモノニ付別段ノ額ヲ



指定シタルトキハ本表價格ハ之ヲ適用セズ  
十、厘位以下ハ切捨トス

### 乾海苔及燒海苔價格

農林省告示第二百十號 昭和十七年四月八日改正

種類	乾海苔(あをさ及岩海苔ヲ除ク)	
	生産者最高 販賣價格(千枚當)	全國海苔記 給統制機關 最高販賣價格 (千枚當)
一 等	三七八三七	三八四六七
二 等	三〇・四七	三一・六九
三 等	二二・四六	二三・三六
四 等	一一・二三	一一・六八
		卸賣業者最 高販賣價格 (千枚當)
一 等		四一四〇〇
二 等		三三・九五
三 等		二五・〇〇
四 等		一二・五〇
		小賣業者最 高販賣價格 (十枚當)
一 等		四四五
二 等		・三九
三 等		・三〇
四 等		・一五

### 混海苔

一 等	二〇・九六	二二・八〇	二三・三三	・二八
二 等	一七・二〇	一七・八九	一九・一四	・二三
三 等	一三・四六	一四・〇〇	一四・九八	・一八
四 等	六・七三	七・〇〇	七・四九	・〇九

### 青海苔(青板)

上	九・八八	一〇・二八	一一・〇〇	・一三
並	七・六〇	七・九〇	八・四五	・一〇

(一) 黒海苔トハ「アサクサノリ(アマノリ)」ヲ九五%以上含有セルモノ、混海苔トハ「アサクサノリ(アマノリ)」ヲ三〇%以上含有セルモノ、青海苔トハ「ヒトヘグサ」屬及「アヲノリ」屬ノ原藻ヲ九五%以上含有セルモノヲ謂フ

(二) 乾海苔(黒海苔、混海苔及青海苔)ハ縦六寸五分以上横五寸五分以上ノモノトス

(三) 等級トハ道府縣(朝鮮産ノモノハ在リテハ朝鮮總督府又ハ道)又ハ地方長官ノ指定スル團體ノ検査ニ依ル等級ヲ謂フ



- (四) 生産者最高販賣價格ハ道府縣又ハ地方長官ノ指定スル團體ノ海苔ニ關スル検査所渡(朝鮮産ノモノニ在リテハ大阪市内倉庫著渡)、全國海苔配給統制機關最高販賣價格ハ產地最寄驛渡又ハ產地最寄港船側渡(釜道又ハ船舶ニ依ラザル場合ニ於テハ買主ノ集荷所渡)、卸賣業者最高販賣價格ハ賣主店先渡トス
- (五) 生産者團體ノ最高販賣價格ハ全國海苔配給統制機關最高販賣價格ノ範圍内トス

- (六) 黒海苔及混海苔ノ本表價格ハ帶封ニ生産道府縣(朝鮮産ノモノニ在リテハ朝鮮總督府又ハ道)名ヲ記載シ道府縣(昭和十七年十月三十一日迄ハ地方長官ノ指定スル團體ヲ含ム)ノ検査ニ合格セル旨ノ證票ヲ附シタルモノニシテ一〇枚宛結束シタルモノノ價格トシ其ノ一一枚以上結束シタルモノヲ販賣スル場合又ハ結束シタルモノノ内ヨリ當該等級ヲ明カニ示シテ其ノ一部ヲ直接消費者ニ販賣スル場合ノ販賣價格ハ一〇〇枚ニ付本表價格ノ六錢下ゲトス但シ日本乾海苔加工工業組合聯合會ニ販賣スル場合ハ本表價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス
- (七) 昭和十七年十一月一日以降帶封ニ生産道府縣名ヲ記載シ地方長官ノ指定スル團體ノ検査ニ合格セル旨ノ證票ヲ附シタルモノニシテ一〇枚宛結束シタルモノ

ハ本表價格ノ一割下ゲトシ其ノ一一枚以上結束シタルモノ又ハ結束シタルモノノ内ヨリ當該等級ヲ明カニ示シテ其ノ一部ヲ直接消費者ニ販賣スル場合ノ販賣價格ハ本表價格ノ一割五分下ゲトス

- (八) (一)ノ規格ニ該當セザルモノ又ハ(三)ノ検査ニ合格セル旨ノ證票ヲ附セザルモノハ當該種類ノ四等又ハ並ノモノノ價格ノ五割下ゲトス
- (九) 東京府産ノ黒海苔ニシテ帶封ニ府名ヲ記載シ府ノ検査ニ依リ一等ニ合格セルモノノ中特ニ優等ノ證票ヲ附シタルモノハ黒海苔一等ノモノノ價格ノ五分上ゲトス

(十) 本表價格ハ從來ノ商習慣ニ依ル荷造包裝費ヲ含ムモノトス

- (十一) 罐入乾海苔ハ容器代トシテ一罐ニ付二〇〇枚入ノモノニ在リテハ七五錢、一五〇枚入ノモノニ在リテハ六五錢、一〇〇枚入ノモノニ在リテハ五〇錢、七〇枚入ノモノニ在リテハ四五錢、五〇枚入ノモノニ在リテハ四〇錢、三〇枚入ノモノニ在リテハ三五錢以内ヲ夫々本表價格ニ加算スルコトヲ得ルモノトス

(十二) 地方長官軍用供出ノモノニシテ特別ノ規格又ハ梱包ヲ要スルモノニ付別段ノ額ヲ指定シタルトキハ本表價格ハ之ヲ適用セズ



(十三) 計算上生シタル錢未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツルモノトス  
 (十四) 地方長官本表價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ額ヲ指定セル場合ハ本表價格ハ之ヲ適用セズ

(十五) 本告示ハ生産者最高販賣價格又ハ全國海苔配給統制機關最高販賣價格ニ付テハ昭和十七年四月十五日ヨリ之ヲ施行シ却賣業者最高販賣價格及小賣業者最高販賣價格ニ付テハ昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ却賣業者最高販賣價格及小賣業者最高販賣價格ハ昭和十七年四月十五日以降ニ生産者又ハ全國海苔配給統制機關ヨリ買受ケタル乾海苔ニ付テハ昭和十七年五月一日以前ト雖モ本告示ノ額ニ依ルモノトス

二、燒海苔(味付燒海苔ヲ含ム)

製造業者 販賣價格	卸賣業者 販賣價格	小賣業者 販賣價格
一號 罐 一三枚	・八八	・九二
〃 一五〃	・九九	・一〇四
二號 罐 一六〃	・一〇八	・一一三

三號 罐	二〇〃	一・二七	一・三三	一・六〇
〃	二一〃	一・三九	一・四六	一・七五
四號 罐	二八〃	一・八三	一・九二	二・三〇
〃	二八〃	一・七五	一・八四	二・二〇
五號 罐	三六〃	二・一八	二・二九	二・七三
〃	五〇〃	二・八六	三・〇〇	三・六〇
六號 罐	五〇〃	二・九八	三・一三	三・七五
別一號 罐	九〃	・七二	・七五	・九〇
〃	一〇〃	・七七	・八一	・九七
壽司海苔 罐	一五〃	・九五	一・〇〇	一・二〇
もみのり	一〇枚	・六〇	・六三	・七五
角 罐 七號	四〇枚	二・五五	二・七〇	三・二二
〃 五號	一八〃	一・三七	一・四四	一・七三
大角 壘	九〇東	三・三〇	三・四六	四・一五
〃	一〇〇〃	三・五二	三・七〇	四・四五



小角 壘 四〇〃 一・七八 一・八七 一・二五

- 一、製造業者販賣價格及卸賣業者販賣價格ハ買主店先渡價格トス
- 二、箱詰ノ場合ハ一罐又ハ一壘ニ付五錢以内ヲ加算シ得ルモノトス
- 三、燒海苔(味付燒海苔ヲ含ム)ノ裸小分ノ小賣業者販賣價格ハ一十切)二五錢トス
- 四、本表ニ掲グル「枚」トハ乾海苔一枚分ニ相當スルモノヲ謂フ
- 五、本表ニ掲グル「束」トハ乾海苔一枚分ニ相當スルモノノ八ツ切ニセルモノノ十片ヲ謂フ

### 青海苔價格

農林省告示第六百四十六號 昭和十五年十二月二十三日

- 食用青海苔及食用アヲサ販賣價格
- 一、食用青海苔(素青乾海苔及繼甲青海苔ヲ除キ島田青海苔ヲ含ム)
    - 卸賣業者販賣價格 小賣業者販賣價格
    - 一、葉 賣 一貫當 一四四一〇 十匁當 四一八

### 二、揉 粉(味付揉粉ヲ含ム)

散賣 袋入 一貫當	一〇〇〇	十匁當	一三
大壘入三〇瓦	一壘當		二二
中壘入二〇瓦	〃		一五
小壘入一〇瓦	〃		一一
大罐入二〇匁	一罐當		四三
中罐入一三匁	〃		三四
小罐入九匁	〃		二七

### 二、食用アヲサ(阪東青海苔ヲ含ム)

一、漉 海 苔 正味一貫當	三〇〇	正味十匁當	〇四
二、揉 粉 〃	二・三〇	〃	〇三

- イ、本表ニ掲グル卸賣業者販賣價格ハ買主店先渡ノ價格トス
- ロ、本表價格中ニハ從來ノ商習慣ニ依ル荷造包裝費ヲ含ムモノトス
- ハ、青海苔ノ壘入及罐入ニ付本表ニ掲グル内容量ニ依ラザルモノニ付テハ各品別ニ各販賣段階別ニ左記ニ依リテ算出シタル額トス 但シ錢位未滿ハ切捨トス



(イ) 壘入内容量一〇瓦未滿ノモノハ小壘ノ額ヲ基準トシ、内容量一〇瓦以上二〇瓦未滿ノモノハ中壘ノ額ヲ基準トシ、二〇瓦以上三〇瓦未滿ノモノハ大壘ノ額ヲ基準トシ、内容量ニ正比例シテ算出スルモノトシ、内容量三〇瓦以上ノモノハ卸賣業者販賣價格及小賣業者販賣價格共ニ超過量一〇瓦ニ付四錢ノ割合ヲ以テ加算スルモノトス

(ロ) 罐入内容量九匁未滿ノモノハ小罐ノ額ヲ基準トシ、内容量九匁以上一三匁未滿ノモノハ中罐ノ額ヲ基準トシ、内容量一三匁以上二〇匁未滿ノモノハ大罐ノ額ヲ基準トシ、内容量ニ正比例シテ算出スルモノトシ、内容量二〇匁以上ノモノハ卸賣業者販賣價格及小賣業者販賣價格共ニ超過量一〇匁ニ付一二錢ノ割合ヲ以テ加算スルモノトス

### 北海道産乾海苔販賣價格

北海道廳告示第千二百八十九號 (昭和十六年九月十三日)

品名	等級	生産者最高價格	卸賣業者最高價格	小賣業者最高價格
大判及中判海苔	一等	五〇錢	六〇錢	七〇錢
	二等	四七	五六	六〇
	三等	四三	五二	六〇
特大判(根室國及千島國産ノモノ)	一等	三三	四三	五〇
	二等	三〇	四〇	四〇
	三等	二七	三六	四〇
小判及特大判(根室國及千島國産以外ノモノ)	一等	三三	四〇	四五
	二等	三〇	三六	四五
	三等	二七	三二	三五

- 一、生産者最高販賣價格トハ生産者及生産者団体ノ産地最寄驛出價格トス
- 二、卸賣業者最高販賣價格ハ卸賣業者ノ賣主店先渡價格トス
- 三、本表價格ニ依ル乾海苔ハ北海道水産物検査所ノ検査ニ合格シタルモノトシ規格ハ水産物検査標準ニ據ルモノトス



- 四、本表ニ掲グル一帖トハ特大判ハ一枚其ノ他ノモノハ十枚ヲ紙袋入トナシタルモノトス
- 五、小賣業者販賣價格ニ於ケル上等トハ一等又ハ二等ノモノ並等トハ三等又ハ四等ノモノトス
- 六、本表價格ハ從來ノ商習慣ニ依ル荷造包裝費ヲ含ムモノトス

### 鰹節類雜節及削節販賣價格

商工省告示第八百八十四號 (昭和十五年十二月二十七日)

	元卸賣業者 販賣價格 (一〇貫當)	卸賣業者 販賣價格 (一〇貫當)	小賣業者 販賣價格 (二〇貫當)
一、鰹節 (削節ヲ含ム)			
本節 上	一一五・〇〇	一二二・四〇	一四五・三〇
乾燥、香氣、微附優良ニシテ形態整ヘルモノ			
並	九五・〇〇	一〇〇・七〇	一二・二六

鰹節 上	一〇〇・〇〇	一〇六・〇〇	一・三二
乾燥、香氣、微附優良ニシテ形態整ヘルモノ			
並	八〇・〇〇	八四・八〇	一・〇六

赤剥 (薩摩乾附) ノ價格ハ本節ノ並ノ價格ノ一割下ゲトス

二、雜節			
鰹荒節	七〇・〇〇	七四・二〇	・九〇
鮪荒節	七〇・〇〇	七四・二〇	・九〇
惣田荒節	五五・〇〇	五八・三〇	・七〇
割鮪節	五〇・〇〇	五三・〇〇	・六五
無頭丸鮪節ノ價格ハ一割五分下ゲトシ、有頭丸鮪節ノ價格ハ三割下ゲトス			
鯨節	四七・〇〇	四九・八〇	・六〇
有頭ノモノノ價格ハ二割五分下ゲトス			
うるめ鯨	三五・〇〇	三七・一〇	・四五
鯨節	二八・〇〇	二九・七〇	・三七



無頭煮  
干鰻節

二三・〇〇

二四・四〇

・三〇

(一)一及二ノ元卸賣業者販賣價格トハ中央卸賣市場ニ於ケル卸賣人ノ店先渡價格又ハ生産者若クハ生産者ヨリ買受卸賣業者ニ販賣スル者ノ賣主店先渡價格トス  
(二)一及二ノ卸賣業者販賣價格トハ中央卸賣市場ニ於ケル仲買人又ハ卸賣業者(中央卸賣市場ノ卸賣人ヲ除ク)賣主店先渡價格トス、卸賣業者ガ一貫以上五貫未満ヲ小分販賣スル場合ハ卸賣業者販賣價格ニ三分以内ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

三、削節

製造業者  
販賣價格  
(一貫當)

元卸賣業者  
販賣價格  
(一貫當)

卸賣業者  
販賣價格  
(一貫當)

小賣業者  
販賣價格  
(二〇〇分當)

鰹削節 上

一〇四六五

一〇四九七

一一四四〇

一四三七

鰹節、鰹荒節及鮪荒節ノミノモノ

並

八六・五

八・九〇

九・二五

一・一〇

惣田、鯖及鯨削節ヲ三割未満混入セルモノニシテ三割以上混入セルモノハ鯖及鰹削節ノ價格ニ依ルモノトス

糸狀ニ削リタルモノ及血合拔キノモノノ鰹削節ハ上ノ四割六分上ゲノ價格トス

惣田削節上

七・三五

七・五七

七・八七

・九四

惣田節ノミノモノ

並

六・八五

七・〇五

七・三三

・八八

鯖又ハ鯨削節ヲ三割未満混入セルモノニシテ三割以上混入セルモノハ鯖及鯨削節ノ價格ニ依ルモノトス

鯖及鯨ノ削節

六・四〇

六・五九

六・八五

・八二

割鯖節ノミ削リタルモノハ惣田削節ノ並ノ價格ニ依ルモノトス

鰻類削節 上

四・五〇

四・六四

四・八三

・五八

うるめ鰻ノミノモノ又ハ鯖及鯨削節ヲ三割以上混入セルモノニシテ三割未満混入ノモノハ並ノ價格ニ依ルモノトス

中

四・〇〇

四・一二

四・二八

・五一

鰻節ノミノモノ並

三・五〇

三・六〇

三・七四

・四五

無頭煮干鰻節ノミノモノ

雜節皮荒節上

三・五〇

三・六〇

三・七四

・四五



鯉及惣田節ノモノ	並	二・五〇	二・五七	二・六七	・三二
鯉及惣田節以外ノモノ					
鯉粉末 上		三・〇〇	三・一〇	三・二一	・三八
鯉及惣田節ノモノ					
並	二・〇〇	二・〇五	二・一三	・二五	
鯉及惣田節以外ノモノ					

(一) 製造業者販賣價格ハ買主最寄驛貨車乗渡價格トシ元卸賣業者販賣價格トハ中央卸賣市場ニ於ケル卸賣人又ハ製造業者ヨリ買受ケ卸賣業者(中央卸賣市場卸賣人ヲ除ク)ニ販賣スルモノノ買主最寄驛渡價格トシ卸賣業者販賣價格ハ買主店先渡價格トス

(二) ボール紙、仙貨紙、模造紙、セロハン紙ノ箱又ハ袋等小賣用容器入ノモノハ夫々各一箇當内容量一〇〇匁ニ付五錢以内ヲ加算シ得ルモノトシ錢位未滿ハ切上ゲトス

(三) 本表ニ示シタル割合以外ノ混合割合ノ削節ハ鯉類削節ノ並ノ價格ニ依ルモノトス

ス

(四) 容器付(三ノ二ニ於ケル容器ヲ除ク)ニテ販賣スル場合ハ木製及竹製ノモノニ在リテハ一箱ニ付七〇錢以内(七〇錢以内ニ於テ地方長官別段ノ額ヲ定メタル場合ハ其ノ額)ボール箱ニ在リテハ一箱ニ付三〇錢以内(三〇錢以内ニ於テ地方長官別段ノ額ヲ定メタル場合ハ其ノ額)ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

(五) 朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島向ノ場合ハ製造業者販賣價格若クハ元卸賣業者販賣價格ニ在リテハ賣主最寄積出港岸壁渡、卸賣業者販賣價格ニ在リテハ賣主所在地驛貨車乗渡ニ依ルモノトシ滿洲、關東州又ハ支那向ノ場合ハ卸賣業者販賣價格(小口販賣ヲ除ク)ニ依ルモノトシ積出港本船渡價格トス

(六) 東京、横濱、京都、大阪及神戸ノ各市ニ於ケル中央卸賣市場ノ卸賣人ノ最高販賣價格ハ二ノ(一)及二ノ(二)並三ノ(一)ノ規定ニ拘ラズ卸賣業者最高販賣價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス

佃煮類及鯛味噌價格



農林省告示第九百十八號  
一 佃煮類最高販賣價格

(昭和十六年十二月十九日)

品 種	生産者最高販賣價格(一貫當)		卸賣業者最高販賣價格(一貫當)		小賣業者最高販賣價格	
	最高	最低	最高	最低	(一) 百元當	(二) 二〇錢當
乾こうなど(大羽)	三・四七〇	三・四七〇	三・四九〇	三・四九〇	四・四七	二・二一
同(小羽)魚體(一寸五分以下ノモノ)	四・二二〇	四・二二〇	四・四四五	四・四四五	五・五三	一・八
生こうなど	四・二二〇	四・二二〇	四・四五	四・四五	五・三	一・八
しらす(魚體一寸以下ノモノ)	五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・二二五	五・二二五	六・一	一・六
あ	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・二二〇	三・二二〇	三・九	二・二五
乾え	三・五五〇	三・五五〇	三・七〇	三・七〇	四・五	二・二
生え	四・五〇	四・五〇	四・七五	四・七五	五・六	一・七
いわ	三・九五	三・九五	四・一五	四・一五	五・〇	二・〇
い	四・二〇	四・二〇	四・四五	四・四五	五・三	一・八
小い	四・二〇	四・二〇	四・四五	四・四五	五・三	一・八
小ふな又ハ小こひ	四・五〇	四・五〇	四・七五	四・七五	五・六	一・七

かつを又ハまぐろ	四・七〇	四・九五	五・八	一・七
角切	五・〇〇	五・二五	六・一	一・六
わか	五・一〇	五・三五	六・二	一・六
は	六・〇〇	六・二五	七・二	一・三
しら	六・〇〇	六・二五	七・二	一・三
小あ	六・〇〇	六・二五	七・二	一・三
あ	六・五五	六・八五	七・八	二・二
も	六・九五	七・二五	八・二	二・一
た	三・六〇	三・八〇	四・六	二・一
切	四・二〇	四・四五	五・三	一・八
の	四・五〇	四・七五	五・六	一・七
雑	三・三〇	三・五〇	四・三	二・三
か	五・八〇	六・〇五	七・〇	一・四
削	四・四〇	四・六五	五・五	一・八
其	三・三〇	三・五〇	四・三	二・三
あ	三・九〇	四・一五	五・〇	二・〇



あ	か	は	貝	貝	其	の	こ	卷	魚	野	其	ご	ふ	葉
か	ま	ま	の	の	ノ	ノ	ん	こ	貝	菜	ノ	ほ	と	と
が	ぐ	ぐ	紐	柱	貝	貝	ぶ	ん	昆	昆	水	き	ら	ら
ひ	き	り	り	り	り	り	り	ぶ	布	布	産	う	し	し
四・五〇	五・〇〇	一・七〇	八・三五	三・八五	三・四〇	二・三〇	二・四〇	二・八〇	二・八〇	二・三〇	二・一〇	二・五〇	二・八〇	二・八〇
四・七五	五・二五	一・二〇	八・六五	四・〇五	三・六〇	二・五〇	二・六〇	三・〇〇	三・〇〇	二・五〇	三・二〇	二・七〇	三・〇〇	三・〇〇
五・六	六・一	一・三〇	九・六	四・九	四・四	三・二	三・三	三・七	三・七	三・二	三・〇	三・四	三・七	三・七
一七	一六	一	一	二〇	二二	三一	三〇	二七	三一	三一	三三	二九	二七	二七

い	く	ハ	牛	た	く	其	其	二	三
な	ら	い	ハ	ひ	ち	ノ	ノ	二	三
ご	肉	ち	ハ	又	ら	田	田	二	三
ご	又	ら	又	ハ	た	又	又	二	三
三・二〇	四・七〇	一・二〇	一・二〇	三・九〇	三・二〇	二・五〇	一・八七	二・三〇	二・三〇
三・四〇	四・九五	一・二〇	一・二〇	四・一五	三・四〇	二・七〇	二・〇〇	二・五〇	二・五〇
四・二	五・八	一・三〇	一・三〇	五・〇	四・二	三・四	二・四	三・二	三・二
二・三	一七	一	一	二〇	二二	二九	四一	三一	三一

販賣業者最高販賣價格  
 (一) 百匁當  
 (二) 一〇錢  
 最低販賣量當

四四三  
 二二三  
 三三一  
 三三一



白いんげん(大福・白花豆)	・二六	三八
とらまめ (虎丸)	・二六	三八
てほらまめ	・二二	四五
うきまめ	・二七	三七
ふきまめ	・二六	三八
おたふくまめ	・二九	三四
こふくまめ	・二六	三八
黒大豆(平ノモノ)	・二六	三八
同 (丸ノモノ)	・二一	四七
白大豆(五目大豆ヲ含ム)	・二一	四七
えんどう	・一八	五五
其ノ他ノ煮豆		

(イ) 本表中佃煮ニハ紅梅煮、甘露煮、時雨煮、飴煮等名稱ノ如何ヲ問ハズ佃煮、  
 狀ニ燒煮シタルモノヲ含ムモノトス  
 本表中佃煮最高販賣價格ハ品質風味優良ニシテ冷蔵、密封、反覆燒煮其ノ他特

殊ノ貯藏法ヲ講ズルコトナク一箇月以上保存スルモ食用ニ供シ得ベキモノニシ  
 テ生産者ノ住所氏名及製造月日ヲ明示(但シ小賣ノ場合ヲ除ク)セルモノノ額ト  
 シ然ラザルモノノ最高販賣價格ハ本表中當該品種最高販賣價格ヨリ二割ヲ控除  
 シタル額トス但シ錢位未滿ノ端數ハ之ヲ四捨五入スルモノトス  
 (ロ) 佃煮ニゴマ、けしノ實又ハさんしょう其ノ他香辛料ヲ添加シタルモノニ在  
 リテモ本表佃煮最高販賣價格ニ依ルモノトス  
 (ハ) 本表ニ掲グル以外ノ混合佃煮ノ最高販賣價格ハ混合セラレタル品種中本表  
 價格ガ最低位ニ在ルモノノ額ニ依ルモノトス  
 (ニ) 生産者最高販賣價格ハ生産者最寄驛貨車乗渡ノ價格トス但シ生産者工場所  
 在ノ市町村内居住ノ買主ニ販賣スル場合ハ買主店先渡ノ價格トス  
 卸賣業者最高販賣價格ハ賣主最寄驛貨車乗渡ノ價格トス但シ卸賣業者店舗所在  
 ノ市町村内居住ノ買主ニ販賣スル場合ハ賣主店先渡ノ價格トス  
 小賣業者最高販賣價格又ハ販賣業者最高販賣價格ハ賣主店先渡ノ價格トシ一品  
 種三〇錢以下ノ販賣ニ當リテハ小賣業者最高販賣價格(二)又ハ販賣業者最高販  
 賣價格(二)ニ依ルコトヲ得ルモノトス



(ホ) 本表價格ハ容器代、包裝費及荷造費ヲ含ムモノトス但シ小賣業者ガ販賣スル場合ニテシ通常小賣ニ用ヒザル贈答用等ノ特殊ノ容器(紙製容器ヲ除ク)ヲ使用スルトキハ左ノ額(昭和十七年一月三十一日迄ニ限り括弧内ノ額)ノ範圍内ニ於テ容器代實費ヲ加算シ得ルモノトス

中味販賣價格五十錢以上一圓未満ノモノ一箇ニ付 (五 錢) 十五錢  
 中味販賣價格一圓以上二圓未満ノモノ一箇ニ付 (一〇 錢) 三十錢  
 中味販賣價格二圓以上ノモノ一箇ニ付 (二〇 錢) 四十錢

(ヘ) 軍用特別梱包ヲ爲ス場合ハ(ホ)ノ規定ニ拘ラズ一貫ニ付二〇錢ヲ控除シタル額ニ梱包費ノ實費ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

(ト) 取引ニ當リ計算ノ最終ニ於テ生ジタル錢位未満ノ端數ハ之ヲ四捨五入スルモノトス

(チ) 本表中各品種ニシテ主務大臣(主務大臣ノ承認ヲ得タルトキハ地方長官)別段ノ額ヲ指定シタルモノニ付テハ其ノ別段ノ額ヲ適用スルモノトス

(リ) 本表價格ノ範圍内ニ於テ地方長官別段ノ額ヲ定メタル場合ニ於テハ本表價格ハ之ヲ適用セズ

### 海苔佃煮販賣價格

農林省 告示第三十五號 昭和十五年七月二十七日  
 商工省

#### 海苔佃煮販賣價格

種 別	等 級	生 産 者 販 賣 價 格 (單位一函)	元 卸 賣 價 格 (單位一函)	最 終 卸 賣 價 格 (單位一函)	小 賣 價 格 (單位一箇)	
大 壘	(三〇〇瓦入)	一等	一六・六四	一七・四一	一八・〇〇	
		二等	一五・三一	一五・七七	一六・五六	
	外	一等	一三・〇四	一三・四三	一四・一〇	
		二等	一一・八三	一二・一九	一三・〇〇	
	中 壘	(一八五瓦入)	一等	一四・五三	一五・〇〇	一五・八〇
			二等	一三・八三	一四・五一	一五・二四
外	一等	一一・五三	一二・〇〇	一二・八〇		
	二等	一一・〇〇	一一・五〇	一二・二四		
小 壘	(一〇〇瓦入)	一等	一三・六三	一四・〇〇	一四・八〇	
		二等	一二・六五	一三・〇〇	一三・八〇	
外	一等	一一・五三	一二・〇〇	一二・八〇		
	二等	一一・〇〇	一一・五〇	一二・二四		

一、大壘一函ハ三打入トシ中壘一函ハ四打入トシ小壘一函ハ六打入トス  
 二、生産者販賣價格、元卸賣販賣價格及最終卸賣販賣價格ハ買主店先渡價格トス



三、本表ニ掲グル等級ハ日本食料壘詰工業組合聯合會ノ検査規定ニ依ル等級トシ、一等ハ青色、二等赤色、等外ハ黄色ノ検査票ヲ添付スルモノトス

四、本表ニ掲グル内容量ニ依ラザルモノニ付テハ各等級別ニ各販賣段階別ニ内容量一八五瓦ヲ超ユルモノニ付テハ、大壘ノ販賣價格ノ三分ノ一ヲ内容量一〇〇瓦ヲ超ユルモノニ付テハ、中壘ノ販賣價格ノ一八五分ノ一ヲ内容量一〇〇瓦未滿ノモノニ付テハ小壘ノ販賣價格ノ百分ノ一ヲ其ノ内容量ノ瓦數ニ乗ジタルモノヲ以テ一函當リ又ハ一箇當リノ販賣價格トス

但シ一錢未滿ハ切捨トス本項ハ昭和十五年十二月二十六日迄其ノ効力ヲ有ス

五、検査票ノ添付ナキモノノ價格ハ昭和十五年十月二十六日迄ハ二等ノ價格トシ、昭和十五年十月二十七日以降ハ等外ノ價格ノ二割引トス

但シ一錢未滿ハ切捨トス

### 水産食料品罐詰價格

農林省告示第九百十四號 昭和十六年十二月十八日

品 種	罐 型	入 數	共販機關最高販賣價格 (一函當)	卸賣業者最高販賣價格 (一函當)	小賣業者最高販賣價格 (一箇當)
紅鮭水煮	平一號罐	一函四打入	三四四・三五	三七四・一五	四八三
〃	平二號罐	一函八打入	三八・四〇	四一・二〇	四六
〃	平三號罐	一函八打入	二五・三五	二七・八五	三二
〃	平四號罐	一函四打入	三四・〇五	三六・八五	八三
銀鮭又ハ鱒ノ助水煮	平一號罐	一函四打入	二八・八〇	三一・三〇	七〇
〃	平二號罐	一函八打入	三二・四〇	三五・二〇	四〇
〃	平三號罐	一函八打入	二一・〇〇	二三・二〇	二六
〃	平四號罐	一函四打入	二八・五〇	三一・〇〇	七〇
鮭又ハ鱒水煮	平一號罐	一函四打入	二三・六〇	二五・八〇	五八
〃	平二號罐	一函八打入	二六・四〇	二八・九〇	三三
〃	平四號罐	一函四打入	二三・三五	二五・五五	五八
紅鮭頸肉水煮	平二號罐	一函八打入	三二・〇〇	三四・八〇	三九
タラバ蟹水	蟹一號罐	一函四打入	四八・四〇	五二・一〇	一・一五







〃	四	號罐一函四打入	二九・九〇	三二・四〇	・七三
〃	六	號罐一函八打入	三一・四五	三四・二五	・三九
鶏肉、豆、昆布混合煮	二	號罐一函二打入	二八・六五	三一・一五	一・四〇
〃	四	號罐一函四打入	二九・五〇	三二・〇〇	・七二
〃	六	號罐一函八打入	三一・〇五	三三・八五	・三八
ボークビーンズ	四	號罐一函四打入	一五・五〇	一七・四〇	・四〇
福神漬	二	號罐一函二打入	一七・一〇	一九・〇〇	・八七
〃	四	號罐一函四打入	一八・三〇	二〇・二〇	・四六
〃	六	號罐一函八打入	二〇・〇〇	二二・二〇	・二五
蜜柑	五	號罐一函四打入	一三・四〇	一五・三〇	・三六
〃	二	號罐一函二打入	一六・五五	一八・四五	・八五
〃	果實七號罐一函六打入	一五・七五	一七・六五	・二七	

一 共販機關最高販賣價格ハ打檢濟、レール付、函マーク刷込、荷造濟ノモノノ倉庫（農林大臣ノ承認ヲ受ケ共販機關ノ指定シタル倉庫渡）ノ價格トス  
 本表中共販機關トハ日本鮭鱒罐詰共同販賣會、蟹罐詰販賣株式會社、水産罐詰販

賣株式會社、日本農産罐詰共販株式會社、日本蜜柑罐詰工業組合聯合會又ハ保證責任全國購買販賣組合聯合會ヲ謂フ  
 製造業者最高販賣價格ハ共販機關最高販賣價格ノ範圍内トス  
 二 卸賣業者最高販賣價格及小賣業者最高販賣價格ハ賣主店先渡ノ價格トス  
 三 本表最高販賣價格ハ全國輸出罐詰業水産組合聯合會、日本農産罐詰共販株式會社、日本蜜柑罐詰工業組合聯合會又ハ保證責任全國購買販賣組合聯合會ノ檢査ニ依ル合格品ノ價格トシ右ニ依ル格外品ノ最高販賣價格ハ本表最高販賣價格ノ一割五分下ゲトス  
 四 本表品種ニシテ本表ニ掲グル罐型以外ノ罐型ノモノ（以下乙品ト稱ス）ノ最高販賣價格ハ本表ニ掲グル當該品種中一罐當内容重量（總重量ヨリ空罐量ヲ控除シタルモノ）ガ近似ノ多量ノモノ（近似ノ多量ノモノナキ場合ハ最多量ノモノ）（以下甲品ト稱ス）ノ價格ヲ基準トシ左ニ依リ當該品種ヲ取扱フ共販機關ノ算出シタル額ニ依ルモノトス

水産食料罐詰販賣價格（抜）



商工省告示第二十六號 (昭和十六年一月十八日) (抜)  
 六、水産獸肉類燻詰

品名	内容量 (單位瓦)	燻	型	製造業者販賣價格	卸賣業者 販賣價格	小賣業者 販賣價格 (單位一箇)
鯨肉味附赤肉						
二八〇	アンカー三號		二打入一函ニ付	一五・八八	一七・〇〇	四八五
〃	ハネツクス三號		〃	一五・八八	一七・〇〇	・八五
一六八	アンカー四號		四打入一函ニ付	二四・二九	二六・〇〇	・六五
〃	ハネツクス四號		〃	二四・二九	二六・〇〇	・六五
鯨肉味附須の子						
二八〇	アンカー三號		二打入一函ニ付	一六・八二	一八・〇〇	・九〇
〃	ハネツクス三號		〃	一六・八二	一八・〇〇	・九〇
一六八	アンカー四號		四打入一函ニ付	二六・一六	二八・〇〇	・七〇
〃	ハネツクス四號		〃	二六・一六	二八・〇〇	・七〇

品名	内容量 (單位瓦)	燻	型	製造業者販賣價格	卸賣業者 販賣價格	小賣業者 販賣價格 (單位一箇)
鯨尾羽毛						
一九〇	尾羽毛燻六打入		一函ニ付	二二・四二	二四・〇〇	・四〇
其ノ他ノ水産獸肉及其ノ加工品類燻詰						
二八〇	アンカー三號		二打入一函ニ付	三・七三	四・〇〇	・二〇
〃	ハネツクス三號		〃	三・七三	四・〇〇	・二〇
七、魚類燻詰						
白魚水煮						
一四〇	アンカー三號		二打入一函ニ付	九・三四	一〇・〇〇	・五〇
〃	ハネツクス三號		〃	九・三四	一〇・〇〇	・五〇
鯖水煮						
三八〇	アンカー二號		二打入一函ニ付	九・三四	一〇・〇〇	・五〇
〃	ハネツクス二號		〃	九・三四	一〇・〇〇	・五〇
鯖味附						
二〇〇	アンカー三號		二打入一函ニ付	八・四一	九・〇〇	・四五
〃	ハネツクス三號		〃	八・四一	九・〇〇	・四五



鯉 味

附

二〇〇 アンカー三號 二打入一函ニ付

ハネツクス三號 九・三四 一〇・〇〇

五〇 五〇

鰻 味

附

二〇〇 アンカー三號 二打入一函ニ付

ハネツクス三號 七・四七 八・〇〇

四〇 四〇

鮪 味

附

二〇〇 アンカー三號 二打入一函ニ付

ハネツクス三號 一〇・二八 一一・〇〇

五五 五五

はぜ佃煮(沖きすヲ含ム)

一八〇 アンカー三號 二打入一函ニ付

ハネツクス三號 一〇・二八 一一・〇〇

五五 五五

ケーシー四號 二打入一函ニ付

ハネツクス四號 一四・九五 一六・〇〇

四〇 四〇

アンカー四號 四打入一函ニ付

ハネツクス四號 一四・九五 一六・〇〇

四〇 四〇

ケーシー六號 二打入一函ニ付

ハネツクス六號 一四・九五 一六・〇〇

四〇 四〇

白魚紅梅煮又ハ味附

一一〇 アンカー四號 四打入一函ニ付

ハネツクス四號 一六・八二 一八・〇〇

四五 四五

ケーシー五號 二打入一函ニ付

ハネツクス五號 一一・二一 一二・〇〇

三〇 三〇

公魚飴煮(佃煮ヲ含ム)

一八〇 アンカー三號 二打入一函ニ付

ハネツクス三號 一一・一四 一三・〇〇

六五 六五

ケーシー四號 二打入一函ニ付

アンカー四號 一二・一四 一三・〇〇

六五 六五

ハネツクス四號 四打入一函ニ付

ハネツクス四號 一四・九五 一六・〇〇

四〇 四〇

ケーシー六號 二打入一函ニ付

ケーシー六號 一四・九五 一六・〇〇

四〇 四〇

ケーシー五號 二打入一函ニ付

ケーシー五號 一〇・〇〇 一〇・八〇

二七 二七

ハネツクス五號 二打入一函ニ付

ハネツクス五號 一〇・〇〇 一〇・八〇

二七 二七



ふな甘露煮

一八〇 アンカー三號 二打入一函ニ付 一〇・二八 一一・〇〇 五五

生えび佃煮

一〇〇 アンカー四號 四打入一函ニ付 一六・八二 一八・〇〇 四五

ハネツクス四號 一六・八二 一八・〇〇 四五

七一〇 ケーシー五號 一・二二 二二・〇〇 三〇

ハネツクス五號 一一・二一 一二・〇〇 三〇

乾えび佃煮

一〇〇 アンカー四號 四打入一函ニ付 一三・〇八 一四・〇〇 三五

ハネツクス四號 一三・〇八 一四・〇〇 三五

七一〇 ケーシー六號 一三・〇八 一四・〇〇 三五

あみ佃煮

一〇〇 アンカー四號 四打入一函ニ付 一一・二二 一二・〇〇 三〇

ハネツクス四號 一一・二二 一二・〇〇 三〇

七一〇 ケーシー六號 一一・二二 一二・〇〇 三〇

ケイシー五號 九・三四 一〇・〇〇 二五

ハネツクス五號 九・三四 一〇・〇〇 二五

鰻蒲焼

一三〇 アンカー四號 四打入一函ニ付 二八・〇三 三〇・〇〇 七五

ハネツクス四號 二八・〇三 三〇・〇〇 七五

鰻肝味附

七五 アンカー五號 四打入一函ニ付 一六・八二 一八・〇〇 四五

あなご蒲焼

一三〇 アンカー四號 四打入一函ニ付 二四・二九 二六・〇〇 六五

ハネツクス四號 二四・二九 二六・〇〇 六五

あなご味附

一三〇 アンカー四號 四打入一函ニ付 二四・二九 二六・〇〇 六五

ハネツクス四號 二四・二九 二六・〇〇 六五

小あゆ佃煮又ハ小あゆ飴煮

ふな甘露煮

一八〇 アンカー三號 二打入一函ニ付 一〇・二八 一一・〇〇 五五

生えび佃煮

一〇〇 アンカー四號 四打入一函ニ付 一六・八二 一八・〇〇 四五

ハネツクス四號 一六・八二 一八・〇〇 四五

七一〇 ケーシー五號 一・二二 二二・〇〇 三〇

ハネツクス五號 一一・二一 一二・〇〇 三〇

乾えび佃煮

一〇〇 アンカー四號 四打入一函ニ付 一三・〇八 一四・〇〇 三五

ハネツクス四號 一三・〇八 一四・〇〇 三五

七一〇 ケーシー六號 一三・〇八 一四・〇〇 三五

あみ佃煮

一〇〇 アンカー四號 四打入一函ニ付 一一・二二 一二・〇〇 三〇

ハネツクス四號 一一・二二 一二・〇〇 三〇

七一〇 ケーシー六號 一一・二二 一二・〇〇 三〇

ケイシー五號 九・三四 一〇・〇〇 二五

ハネツクス五號 九・三四 一〇・〇〇 二五

鰻蒲焼

一三〇 アンカー四號 四打入一函ニ付 二八・〇三 三〇・〇〇 七五

ハネツクス四號 二八・〇三 三〇・〇〇 七五

鰻肝味附

七五 アンカー五號 四打入一函ニ付 一六・八二 一八・〇〇 四五

あなご蒲焼

一三〇 アンカー四號 四打入一函ニ付 二四・二九 二六・〇〇 六五

ハネツクス四號 二四・二九 二六・〇〇 六五

あなご味附

一三〇 アンカー四號 四打入一函ニ付 二四・二九 二六・〇〇 六五

ハネツクス四號 二四・二九 二六・〇〇 六五

小あゆ佃煮又ハ小あゆ飴煮



一八〇	アンカー三號	二打入一函ニ付	一二・一四	一三・〇〇	・六五
〃	ハネツクス三號	〃	一二・一四	一三・〇〇	・六五
〃	ケ―シー四號	〃	一二・一四	一三・〇〇	・六五
一一〇	アンカー四號	四打入一函ニ付	一六・八二	一八・〇〇	・四五
〃	ハネツクス四號	〃	一六・八二	一八・〇〇	・四五
〃	ケ―シー六號	〃	一六・八二	一八・〇〇	・四五
もろこ味附					
一八〇	アンカー三號	二打入一函ニ付	一二・一四	一三・〇〇	・六五
〃	ハネツクス三號	〃	一二・一四	一三・〇〇	・六五
〃	ケ―シー四號	〃	一二・一四	一三・〇〇	・六五
えびの燻製					
五〇	アンカー四號	四打入一函ニ付	一三・〇八	一四・〇〇	・三五
〃	ハネツクス四號	〃	一三・〇八	一四・〇〇	・三五
魚子の甘煮					
一八〇	アンカー四號	四打入一函ニ付	一四・九五	一六・〇〇	・四〇

〃	ハネツクス四號	〃	一四・九五	一六・〇〇	・四〇
〃	ケ―シー六號	〃	一四・九五	一六・〇〇	・四〇
魚肉野菜混合煮					
二〇〇	アンカー三號	二打入一函ニ付	七・四七	八・〇〇	・四〇
〃	ハネツクス三號	〃	七・四七	八・〇〇	・四〇
そぼろ野菜混合煮					
七五	ケ―シー七號	六打入一函ニ付	一四・〇〇	一五・〇〇	・二五
魚類 田 麩					
一四〇	アンカー四號	四打入一函ニ付	一六・八二	一八・〇〇	・四五
〃	ハネツクス四號	〃	一六・八二	一八・〇〇	・四五
〃	ケ―シー六號	〃	一六・八二	一八・〇〇	・四五
七〇	アンカー五號	〃	一三・〇八	一四・〇〇	・三五
〃	ケ―シー七號	六打入一函ニ付	一九・六二	二一・〇〇	・三五
鯉 角 煮					
二〇〇	アンカー三號	二打入一函ニ付	一〇・二八	一一・〇〇	・五五







一七〇 ハネツクス三號 二打入一函ニ付 一四・〇一 一五・〇〇 七五  
 蜘蛛附又ハ蜘蛛時雨煮

二〇〇 アンカー三號 二打入一函ニ付 八・四一 九・〇〇 四五  
 // ハネツクス三號 // 八・四一 九・〇〇 四五  
 // ケーシー四號 // 八・四一 九・〇〇 四五  
 一二五 アンカー四號 四打入一函ニ付 一二・三三 一三・二〇 三三  
 // ハネツクス四號 // 一二・三三 一三・二〇 三三  
 // ケーシー六號 // 一二・三三 一三・二〇 三三

串刺焼 蜷

一四〇 アンカー三號 二打入一函ニ付 九・三四 一〇・〇〇 五〇  
 // ハネツクス三號 // 九・三四 一〇・〇〇 五〇  
 // ケーシー四號 // 九・三四 一〇・〇〇 五〇  
 九〇 アンカー四號 四打入一函ニ付 一三・〇八 一四・〇〇 三五  
 // ハネツクス四號 // 一三・〇八 一四・〇〇 三五  
 // ケーシー六號 // 一三・〇八 一四・〇〇 三五

蜘蛛菜混合煮

二〇〇 アンカー三號 二打入一函ニ付 七・四七 八・〇〇 四〇  
 // ハネツクス三號 // 七・四七 八・〇〇 四〇  
 // ケーシー四號 // 七・四七 八・〇〇 四〇  
 一二五 アンカー四號 四打入一函ニ付 一一・二一 一二・〇〇 三〇  
 // ハネツクス四號 // 一一・二一 一二・〇〇 三〇  
 // ケーシー六號 // 一一・二一 一二・〇〇 三〇

蜘蛛昆布時雨煮

二〇〇 アンカー三號 二打入一函ニ付 八・〇三 八・六〇 四三  
 // ハネツクス三號 // 八・〇三 八・六〇 四三  
 一二五 アンカー四號 四打入一函ニ付 一一・九六 一二・八〇 三二  
 // ハネツクス四號 // 一一・九六 一二・八〇 三二

しじみ豆昆布時雨煮

二〇〇 アンカー三號 二打入一函ニ付 七・八五 八・四〇 四二  
 // ハネツクス三號 // 七・八五 八・四〇 四二



一二五 アンカー四號 四打入一函ニ付 一一・五八 一二・四〇 三・三一  
 // ハネツクス四號 //

蛤味附又ハ蛤時雨煮

二〇〇 アンカー三號 二打入一函ニ付 一三・〇八 一四・〇〇 七・七〇  
 // ハネツクス三號 //  
 // ケーシー四號 //  
 一二五 アンカー四號 四打入一函ニ付 二〇・五六 二二・〇〇 五・五五  
 // ハネツクス四號 //  
 // ケーシー六號 //

串刺焼 蛤

一四〇 アンカー三號 二打入一函ニ付 一二・一四 一三・〇〇 六・六五  
 // ハネツクス三號 //  
 // ケーシー四號 //  
 九〇 アンカー四號 四打入一函ニ付 一八・六九 二〇・〇〇 五・五〇  
 // ハネツクス四號 //

蛤野菜混合煮

// ケーシー六號 // 一八・六九 二〇・〇〇 五・五〇  
 二〇〇 アンカー三號 二打入一函ニ付 一〇・二八 一一・〇〇 五・五五  
 // ハネツクス三號 //  
 // ケーシー四號 //  
 一二五 アンカー四號 四打入一函ニ付 一〇・二八 一一・〇〇 五・五五  
 // ハネツクス四號 //  
 // ケーシー六號 //

流子大和煮

一二五 アンカー四號 四打入一函ニ付 二一・三〇 二二・八〇 五・七七  
 // ハネツクス四號 //  
 // ケーシー六號 //

生貝柱大和煮

一二五 アンカー四號 四打入一函ニ付 二四・二九 二六・〇〇 六・六五  
 // ハネツクス四號 //



〃	ケーシー六號	〃	二四・二九	二六・〇〇	・六五
さざえ大和煮					
二〇〇	アンカー三號	二打入一函ニ付	一四・九五	一六・〇〇	・八〇
〃	ハネツクス三號	〃	一四・九五	一六・〇〇	・八〇
〃	ケーシー四號	〃	一四・九五	一六・〇〇	・八〇
一二五	アンカー四號	四打入一函ニ付	二〇・五六	二二・〇〇	・五五
〃	ハネツクス四號	〃	二〇・五六	二二・〇〇	・五五
〃	ケーシー六號	〃	二〇・五六	二二・〇〇	・五五
櫻貝味附					
一二五	アンカー四號	四打入一函ニ付	一三・〇八	一四・〇〇	・三五
〃	ハネツクス四號	〃	一三・〇八	一四・〇〇	・三五
〃	ケーシー六號	〃	一三・〇八	一四・〇〇	・三五
青柳貝味付、しじみ貝味附又ハ此等ノ時雨煮					
二〇〇	アンカー三號	二打入一函ニ付	九・三四	一〇・〇〇	・五〇
〃	ハネツクス三號	〃	九・三四	一〇・〇〇	・五〇

〃	ケーシー四號	〃	九・三四	一〇・〇〇	・五〇
一二五	アンカー四號	四打入一函ニ付	一三・〇八	一四・〇〇	・三五
〃	ハネツクス四號	〃	一三・〇八	一四・〇〇	・三五
〃	ケーシー六號	〃	一三・〇八	一四・〇〇	・三五
かき味附					
二〇〇	アンカー三號	二打入一函ニ付	一二・一四	一三・〇〇	・六三
〃	ハネツクス三號	〃	一二・一四	一三・〇〇	・六五
〃	ケーシー四號	〃	一二・一四	一三・〇〇	・六五
一二五	アンカー四號	四打入一函ニ付	一八・六九	二〇・〇〇	・五〇
〃	ハネツクス四號	〃	一八・六九	二〇・〇〇	・五〇
〃	ケーシー六號	〃	一八・六九	二〇・〇〇	・五〇
赤貝時雨煮又ハ味附					
二〇〇	アンカー三號	二打入一函ニ付	一一・二一	一二・〇〇	・六〇
〃	ハネツクス三號	〃	一一・二一	一二・〇〇	・六〇
〃	ケーシー四號	〃	一一・二一	一二・〇〇	・六〇



一二五 アンカー四號 四打入一函ニ付 一六・八二 一八・〇〇 四五  
 // ハネツクス四號 // 一六・八二 一八・〇〇 四五  
 // ケーシー六號 // 一六・八二 一八・〇〇 四五  
 其ノ他ノ貝類又ハ貝類及野菜混合煮味附壘詰  
 三〇〇 アンカー三號 二打入一函ニ付 四・六七 五・〇〇 二五  
 二〇〇 アンカー四號 四打入一函ニ付 五・六〇 六・〇〇 一五

九、雜類 壘詰  
 鯛 味 噌

二二〇 アンカー四號 四打入一函ニ付 一六・八二 一八・〇〇 四五  
 // ハネツクス四號 // 一六・八二 一八・〇〇 四五  
 // ケーシー六號 // 一六・八二 一八・〇〇 四五  
 一一〇 アンカー五號 // 一〇・四六 一一・二〇 二八  
 // ケーシー七號 六打入一函ニ付 一五・七〇 一六・八〇 二八  
 其ノ他ノ味附味噌  
 二二〇 アンカー四號 四打入一函ニ付 七・四七 八・〇〇 二〇

野菜入海苔佃煮

// ケーシー六號 // 七・四七 八・〇〇 二〇  
 三〇〇 アンカー三號 二打入一函ニ付 八・七八 九・四〇 四七  
 // ケーシー四號 // 八・七八 九・四〇 四七  
 一八五 アンカー四號 四打入一函ニ付 一一・九六 一二・八〇 三二  
 // ケーシー八號 // 一一・九六 一二・八〇 三二  
 一〇〇 アンカー五號 // 八・二三 八・八〇 二二  
 // ケーシー七號 六打入一函ニ付 一二・三三 一三・二〇 二二  
 野菜以外ノモノヲ混入セル海苔佃煮  
 三〇〇 アンカー三號 二打入一函ニ付 八・四一 九・〇〇 四五  
 // ケーシー四號 // 八・四一 九・〇〇 四五  
 一八五 アンカー四號 四打入一函ニ付 一一・二一 一二・〇〇 三〇  
 // ケーシー八號 // 一一・二一 一二・〇〇 三〇  
 一〇〇 アンカー五號 // 七・四七 八・〇〇 二〇  
 // ケーシー七號 六打入一函ニ付 一一・二一 一二・〇〇 二〇



おでん 關東煮

三二〇	アンカー二號	二打入一函ニ付	一三・〇八	一四・〇〇	・七〇
〃	ハネツクス二號	〃	一三・〇八	一四・〇〇	・七〇
二二〇	アンカー三號	〃	九・三四	一〇・〇〇	・五〇
〃	ハネツクス三號	〃	九・三四	一〇・〇〇	・五〇
魚入昆布卷					
二二〇	アンカー三號	二打入一函ニ付	八・四一	九・〇〇	・四五
もずく味付					
二八〇	アンカー三號	〃	六・五四	七・〇〇	・三五
〃	ケーシー二號	〃	六・五四	七・〇〇	・三五
わかめ佃煮又ハあらめ佃煮					
二三〇	アンカー三號	〃	六・五四	七・〇〇	・三五
〃	ケーシー四號	〃	六・五四	七・〇〇	・三五
松茸 昆布					
二三〇	アンカー三號	〃	一・二二	二・〇〇	・六〇

鹽昆布又ハ昆布佃煮

〃	ケーシー四號	〃	一・二二	二・〇〇	・六〇
一三〇	アンカー四號	四打入一函ニ付	一四・九五	一六・〇〇	・四〇
〃	ケーシー六號	〃	一四・九五	一六・〇〇	・四〇
鹽昆布又ハ昆布佃煮					
二三〇	アンカー三號	二打入一函ニ付	八・四一	九・〇〇	・四五
〃	ケーシー四號	〃	八・四一	九・〇〇	・四五
一三〇	アンカー四號	四打入一函ニ付	一・二二	二・〇〇	・三〇
〃	ケーシー六號	〃	一・二二	二・〇〇	・三〇
一〇〇	ケーシー五號	〃	九・三四	一〇・〇〇	・二五
〃	ハネツクス五號	〃	九・三四	一〇・〇〇	・二五
山椒 昆布					
二三〇	アンカー三號	二打入一函ニ付	八・四一	九・〇〇	・四五
〃	ケーシー四號	〃	八・四一	九・〇〇	・四五
一三〇	アンカー四號	四打入一函ニ付	一・二二	二・〇〇	・三〇
〃	ケーシー六號	〃	一・二二	二・〇〇	・三〇



昆布野菜混合煮

二三〇	アンカー三號	二打入一函ニ付	六・五四	七・〇〇	・三五
〃	ケーシー四號	〃	六・五四	七・〇〇	・三五
一三〇	アンカー四號	四打入一函ニ付	九・三四	一〇・〇〇	・二五
〃	ケーシー六號	〃	九・三四	一〇・〇〇	・二五
蜂ノ子味附					
一四〇	アンカー四號	四打入一函ニ付	三七・三八	四〇・〇〇	一・〇〇
〃	ハネツクス四號	〃	三七・三八	四〇・〇〇	一・〇〇

松茸筍、椎茸、山路及昆布ノ混合佃煮

五〇〇	ケーシー一號	一打入一函ニ付	一二・六一	一三・五〇	一・三五
二三〇	ケーシー四號	〃	七・四七	八・〇〇	・八〇
一〇〇	ケーシー五號	〃	三・七三	四・〇〇	・四〇
〃	ハネツクス五號	〃	三・七三	四・〇〇	・四〇
山路及削鯉佃煮					
二三〇	ケーシー四號	〃	六・五四	七・〇〇	・七〇

椎茸山椒佃煮

一〇〇	ケーシー五號	〃	二・八〇	三・〇〇	・三〇
〃	ハネツクス五號	〃	二・八〇	三・〇〇	・三〇
二三〇	ケーシー四號	〃	八・四一	九・〇〇	・九〇
一〇〇	ケーシー五號	〃	四・二〇	四・五〇	・四五
〃	ハネツクス五號	〃	四・二〇	四・五〇	・四五

椎茸昆布佃煮

二三〇	ケーシー四號	〃	六・五四	七・〇〇	・七〇
一〇〇	ケーシー五號	〃	三・二七	三・五〇	・三五
〃	ハネツクス五號	〃	三・二七	三・五〇	・三五

昆布、椎茸、粉山椒及木芽混合佃煮

二〇〇	ケーシー四號	〃	五・六〇	六・〇〇	・六〇
一〇〇	ケーシー五號	〃	二・八〇	三・〇〇	・三〇
〃	ハネツクス五號	〃	二・八〇	三・〇〇	・三〇

其ノ他ノ雜食料品壘詰



- 三〇〇 アンカー三號 二打成一函ニ付 四・六七 五・〇〇 二五
- 二〇〇 アンカー四號 四打成一函ニ付 五・六〇 六・〇〇 一五
- 一〇 食料品壘詰トハ密封完全ニシテ脱氣シタルモノ又ハ脱氣及殺菌シタルモノヲ謂フ

一二 製造業者販賣價格、卸賣業者販賣價格及小賣業者販賣價格ハ容器代、包裝費及荷造費ヲ含ミタル價格トス

一二 製造業者販賣價格及卸賣業者販賣價格ハ製造業者工場又ハ卸賣業者所在ノ市町村内渡ニ在リテハ買主店先渡ノ價格トシ其ノ他ノ場合ニ在リテハ本表價格ヨリ一函ニ付一〇錢ヲ控除シタル價格ヲ買主最寄驛貨車乗渡ノ價格トス

小賣業者販賣價格ハ賣主店先渡ノ價格トス

一三 樺太、朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島、滿洲國又ハ支那向ノ販賣價格ハ卸賣業者販賣價格ニ一函ニ付一圓ヲ加算シ得ルモノトシ最寄港船積渡價格トス

一四 製造業者ガ直接大口消費者(各品目ニ付一函以上ヲ取引單位トシテ購入スルモノ)又ハ小賣業者ニ販賣スル場合ノ價格ハ卸賣業者販賣價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス

一五 本表ニ規定ナキ内容量詰ノモノノ價格ハ左記方法ニ依リ算出シタル額ニ依ルモノトス但シ昭和十六年六月三十日以降ハ其ノ價格ノ二割下ゲトシ錢位未滿ハ之ヲ切捨ツルモノトス

(1) 本表ニ掲グル最大内容量以下ノモノニ在リテハ近似ノ多量ノ内容量ノモノノ價格ヲ基準トシ内容量ニ正比例シテ算出シタル額トス

(2) 本表ニ掲グル最大内容量ヲ超ユルモノニシテ其ノ超過量五割未滿ノモノニ在リテハ其ノ超過量ニ付最大内容量ノモノノ價格ノ正比例ニ依リテ算出シタル額ノ五割ヲ最大内容量ノ價格ニ加算シタル額トス

(3) 本表ニ掲グル最大内容量ヲ超ユルモノニシテ其ノ超過量五割以上一〇割以下ノモノニ在リテハ其ノ超過量ニ付最大内容量ノモノノ價格ノ正比例ニ依リ算出シタル額ノ四割ヲ最大内容量ノ價格ニ加算シタル額トス

(4) 本表ニ掲グル最大内容量ヲ超ユルモノニシテ其ノ超過量一〇割ヲ超ユルモノノ價格ハ超過量一〇割ノモノノ價格ト同値トス

一六 本表ニ掲グル内容量ト同一ニシテ壘型ノ相違セルモノニ在リテハ本表價格ノ一割下ゲトス但シ昭和十六年六月三十日以降ハ三割下ゲトス



- 一七 主務大臣別ニ額ノ指定ヲ爲シタルモノニ付テハ本表價格ハ之ヲ適用セズ
- 一八 地方長官本表價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ額ヲ指定シタルトキハ本表價格ハ之ヲ適用セズ

### 鱈油鯨油販賣公定價格

農林省 告示第二十一號 昭和十五年六月二十九日  
 商工省 告示第六百五十號(昭和十六年九月六日)改正追加  
 農林省告示第六百五十號(昭和十六年九月六日)改正追加

鱈油及ビ鯨油ノ最高販賣價格

(正味一六・五〇〇瓦單位圓)

鱈油	產地工場		實需者最寄	
	渡價格	出價格	著	驛價格
一	六四三〇	六四六八	七四一〇	
二	六二〇〇	六三三八	六九六一	
三	五九〇〇	六〇三三	六六六一	
外	五六〇〇	五九八八	六三六一	

- 一、本表ニ掲グル產地工場渡價格トハ產地ニ於ケル工場渡又ハ之ニ準ズル場合ノ價格トシテ詰賃其ノ他諸掛ヲ含ムモノトス
- 二、產地岸壁渡價格ハ本表ニ掲グル產地驛出價格トス
- 三、實需者最寄各港船側渡價格ハ本表ニ掲グル實需者最寄著驛價格トス
- 四、朝鮮產及樺太產鱈油及鯨油ノ内地實需者最寄各港船側渡價格ハ本表ニ掲グル實需者最寄著驛價格トス
- 五、本表ニ掲グル價格ハ產地道府縣ノ生産検査ニ合格シタルモノノ價格トス右ノ検査ヲ受ケザルモノノ價格ハ本表ニ掲グル三等ノ價格トシ朝鮮產鱈油及鯨油ノ四等ノ價格ハ本表ニ掲グル等外ノ價格トス
- 六、(イ)本表ニ掲グル價格ハ正味賣ノ價格トシ罐付又ハ箱入ニテ販賣スル場合ハ本表價格ニ一六、五〇〇瓦入一罐ニ付七十五錢(詰賃其ノ他ノ諸掛ヲ含ム)、一六、五〇〇瓦入二罐ヲ箱ニテ包裝スル場合ハ一箱ニ付六十錢(包裝費其ノ他ノ諸掛

油	一		二		三	
	等	外	等	外	等	外
一	六三三五	六三三三	七〇〇六			
二	六二二五	六二六三	六九六一			
三	六〇〇〇	六〇三八	六七七一			
外	五六六五	六〇三三	六三六一			







其ノ他ノ海 油(鯨油ヲ除ク)	海 驢 油	海 豹 油	海 豚 油	内臟骨ヨリ 採油セ ル 雜魚油
等三二一 外等等等	等三二一 外等等等	等三二一 外等等等	等三二一 外等等等	等三二一 外等等等
五五六六 六九二 〇四〇〇	五六六六 八一四 四九七六	七七八八 三七〇 〇二八〇	五五六六 四七〇 三五〇〇	四四四四 四七九 五二三〇
五六六六 九三五 九二九八	六六六六 二五八 二七五四	七八八八 六一四 八〇六八	五六六六 八一三 〇三九八	四五五五 八一三 三〇〇八
六六六七 六九〇 三六二〇	六六六七 五九一 五〇八七	八八八八 〇四七 〇三九〇	六六六六 一四七 四六二〇	五五五五 一四六 六三四〇

長須鯨油  
抹香鯨油

- 一、本表ニ掲グル産地工場渡價格ハ詰賃其ノ他諸掛ヲ含ムモノトス
- 二、本表ニ掲グル産地驛出價格ハ日本油肥販賣株式會社ノ販賣價格トス
- 三、産地岸壁濱渡價格ハ本表ニ掲グル産地驛出價格トス
- 四、實需者最寄各港船側渡價格ハ本表ニ掲グル産地驛出價格トス
- 五、外地産魚油及獸油ノ内地實需者最寄各港船側渡價格ハ本表ニ掲グル實需者最寄著驛價格トス
- 六、本表ニ掲グル價格ハ産地道府縣ノ生産検査又ハ外地ニ於ケル官營検査ニ合格シタルモノノ價格トス
- 右ノ検査ヲ受ケザルモノノ價格ハ本表ニ掲グル三等ノ價格トス
- 七、(イ)本表ニ掲グル價格ハ正味賣ノ價格トシ罐付又ハ箱入ニテ販賣スル場合ハ本表價格ニ一六、五〇〇瓦入一罐ニ付七十五錢(詰賃其ノ他ノ諸掛ヲ含ム)、一六、五〇〇瓦入二罐ヲ箱ニテ包装スル場合ハ一箱ニ付六十錢(包裝費其ノ他ノ諸掛ヲ含ム)ヲ加算シ得ルモノトス



(ロ)生産者ノ所有ニ屬スル罐ヲ以テ中味賣スル場合ハ一六、五〇〇瓦入一罐ニ付三十錢)詰賃、損料、返送費其ノ他ノ諸掛ヲ含ム)ヲ加算シ得ルモノトス  
 (ハ)生産者以外ノ者ノ所有ニ屬スル罐ヲ以テ中味賣スル場合ハ一六、五〇〇瓦入一罐ニ付十五錢詰賃其ノ他ノ諸掛ヲ含ムヲ加算シ得ルモノトス

### 魚肥料魚粉販賣價格

農林省告示第八百四十二號 昭和十六年十一月八日

#### 一、水產動物質肥料

(一)生産者販賣價格(莖包正味十貫當)

##### 1. 府縣產ノモノノ價格

水產製品檢查合格品ノ價格

品名	水產製品檢查合格品			
	一等	二等	三等	外
鯧	一・九五	一・七五	一・五〇	一・一五
鮫	一・二八	一・〇八	一・八三	一・四八
鰯	一・六二	一・四二	一・一七	一・八二
鯉	一・〇〇	一・八〇	一・五五	一・二五
鱈	一・七七	一・六七	一・四七	九・八七
鰺	一・六五	一・四五	一・二〇	九・九〇
鯉	一・〇〇	九・八〇	九・五五	九・二五
鰻	九・六〇	九・四〇	九・一五	八・八五
鰻	九・二五	九・〇五	八・八〇	八・五〇
鰻	八・六〇	八・四〇	八・一五	七・八五
鰻	八・五〇	八・三〇	八・〇五	七・七五
鰻	八・九〇	八・七〇	八・四五	八・一五
鰻	八・一〇	七・九〇	七・六五	七・三五

小鯧	一・二八	一・〇八	一・八三	一・四八
夏鯧	一・六二	一・四二	一・一七	一・八二
鯧(洞鯧ヨリ製造セル骨付身欠鯧ヲ含ム)	一・〇〇	一・八〇	一・五五	一・二五
鯧	一・七七	一・六七	一・四七	九・八七
鯧	一・六五	一・四五	一・二〇	九・九〇
鯧	一・〇〇	九・八〇	九・五五	九・二五
鯧	九・六〇	九・四〇	九・一五	八・八五
鯧	九・二五	九・〇五	八・八〇	八・五〇
鯧	八・六〇	八・四〇	八・一五	七・八五
鯧	八・五〇	八・三〇	八・〇五	七・七五
鯧	八・九〇	八・七〇	八・四五	八・一五
鯧	八・一〇	七・九〇	七・六五	七・三五



鯖笹目粕、鹽鯧及鹽鱈ノ粕（鹽分一〇%以内）	七・三五	七・一五	六・九〇	六・六〇
其ノ他ノ魚類ノ荒粕（魚類荒ノ二種以上混入セルモノヲ含ム）				
八合粕、煮出粕、肝油粕	六・五〇	六・三〇	六・〇五	五・七五
イサダ（アミ）粕	八・二五	八・〇五	七・八〇	七・五〇
海老、蟹、シヤコ、鹽蟲（其ノ他ノ甲殻類ノ粕甲殻類ノ二種以上混入セルモノヲ含ム）	六・五四	四・五四	二・〇三	九・〇養
ウロ粕、魚腸糠肥料（糠ト魚類荒及内臓又ハ魚煮汁ヲ混入セルモノヲ含ム）				
烏賊油粕、烏賊銷及海鼠類ノ粕（荒粕ヲ含ム四）	三・八五	三・六五	三・四〇	三・一〇
魚餌料殘粕				
練、鱈其ノ他ノ魚類ノ鱗粕	二・二五	二・〇五	一・八〇	一・五〇
海老、蟹、シヤコ其ノ他ノ甲殻類ノ荒粕（甲殻類ノ二種以上混入セルモノヲ含ム）				
八ツ手及人手類ノ粕				
水産製品検査合格品ニシテ合格格外ノ二種ニ區分サレタルモノノ合格品ノ價格ハ二				

等品ノ價格ト同一價格格外品ノ價格ハ等外品ノ價格ト同一價格トス

ロ、水産製品検査合格品以外ノモノノ價格

イ、ノ等外品ノ價格ト同一價格

2 北海道産ノモノノ價格

1.ノ價格ヨリ金十七錢ヲ減ジタル價格

(二)道府縣産ノモノノ日本油肥販賣株式会社販賣價格（蕨包、正味十貫當）

(一)ノ價格ニ金五十五錢ヲ加算シタル價格

(三)有機肥糧配給株式会社販賣價格（蕨包、正味十貫當）

胴鯧ニ付テハ(一)ノ府縣産ノモノノ價格ニ金八十三錢ヲ加算シタル價格

其ノ他ノモノニ付テハ(二)ノ府縣産ノモノノ價格ニ金七十錢ヲ加算シタル價格

但シ朝鮮總督府水産製品検査合格鱈粕四等品ノ價格ハ十一圓四十七錢トス

(四)有機肥糧配給株式会社ノ指定販賣店販賣價格 蕨包正味十貫當

(三)ノ價格ニ金五錢ヲ加算シタル價格

(五)道府縣指定統制團體卸賣商又ハ産業組合聯合會ノ販賣價格（蕨包、正味十貫當）

(三)ノ價格ニ金十五錢ヲ加算シタル價格



(六)小賣商業組合小賣商又ハ市町村産業組合ノ販賣價格(蕙包、正味十貫當)

(三)ノ價格ニ金三十五錢ヲ加算シタル價格

(七)蕙包正味十貫ト異ル内容量ノモノヲ販賣スル場合ハ蕙包正味十貫ノモノノ價格ヲ堂準トシテ内容量ノ比例ニ依リ算出シタル額ニ依ルモノトス但シ錢ニ滿タザル端數ハ之ヲ切捨ツルモノトス

二、水産動物質粉末肥料

(一)生産者販賣價格(叭包正味十貫當)

1. 府縣産ノモノノ價格

イ 魚類又ハ之ヲ混合セルモノヲ原料トセル粉末

含有窒素量一〇五%以上ノモノ	一一圓九二錢
同一〇五%未滿一〇%以上ノモノ	一二圓五七錢
同一〇%未滿九五%以上ノモノ	一一圓一七錢
同九五%未滿九%以上ノモノ	一〇圓八二錢
同九%未滿八五%以上ノモノ	一〇圓四七錢
同八五%未滿八%以上ノモノ	一〇圓一二錢

同八%未滿七五%以上ノモノ	九圓七二錢
同七五%未滿七%以上ノモノ	九圓三二錢
同七%未滿六五%以上ノモノ	八圓九二錢
同六五%未滿六%以上ノモノ	八圓四七錢
同六%未滿五%以上ノモノ	七圓四七錢

ロ 魚類以外ノ水産動物(海獸ヲ除ク)又ハ之ヲ混合セルモノヲ原料トセル粉

末(魚粉末ヲ混合セルモノヲ含ム)

含有窒素量八%以上ノモノ	八圓六九錢
同八%未滿七・五%以上ノモノ	八圓三九錢
同七・五%未滿七%以上ノモノ	八圓〇九錢
同七%未滿六・五%以上ノモノ	七圓七九錢
同六・五%未滿六%以上ノモノ	七圓四九錢
同六%未滿五・五%以上ノモノ	七圓一九錢
同五・五%未滿五%以上ノモノ	六圓八九錢
同五%未滿四・五%以上ノモノ	六圓五九錢